第２次白老町都市計画マスタープラン
（案）

令和４年　　月

白老町

目　次

第１章　都市計画とマスタープラン

Ⅰ　都市計画とは

１　都市計画法について――――――――――――――――――――――――――――――２
２　都市計画の構成――――――――――――――――――――――――――――――――３
３　都市計画を定める区域――――――――――――――――――――――――――――――４
４　都市計画区域及び市街化区域・市街化調整区域の指定状況――――――――――――５

Ⅱ　都市計画マスタープランとは

１　計画策定の背景と目的――――――――――――――――――――――――――――――６
２　計画の位置づけ――――――――――――――――――――――――――――――――６
３　計画の役割――――――――――――――――――――――――――――――――――７
４　計画対象区域――――――――――――――――――――――――――――――――――７
５　本町における計画策定の変遷――――――――――――――――――――――――――７
６　目標年次――――――――――――――――――――――――――――――――――――７
７　策定体制――――――――――――――――――――――――――――――――――――８
８　計画の構成――――――――――――――――――――――――――――――――――――８

第２章　都市の現状把握

Ⅰ　都市計画を取り巻く動向

１　社会の潮流――――――――――――――――――――――――――――――――――１０
２　政策動向の変化――――――――――――――――――――――――――――――――１２

Ⅱ　都市づくりの現状と課題

１　都市づくりの現状分析――――――――――――――――――――――――――――――１３
２　都市づくりの課題と方向性――――――――――――――――――――――――――――３５

Ⅲ　町民意向の把握

１　町民アンケート調査――――――――――――――――――――――――――――――３６
２　事業者アンケート調査――――――――――――――――――――――――――――――３７
３　中学生アンケート調査――――――――――――――――――――――――――――――３８
４　高校生アンケート調査――――――――――――――――――――――――――――――３８
５　まちづくり未来フォーラム・意見交換会――――――――――――――――――――３９
６　町民が求める都市の姿――――――――――――――――――――――――――――――４０

Ⅳ　都市づくりの方向性

１　将来の都市づくりの考え方――――――――――――――――――――――――――――４１

第３章　全体構想

Ⅰ　都市づくりの理念と目標

１　将来都市像――――――――――――――――――――――――――――――――――４４
２　都市づくりの理念――――――――――――――――――――――――――――――――４４
３　都市づくりの基本目標――――――――――――――――――――――――――――――４５
４　将来展望人口――――――――――――――――――――――――――――――――――４７

Ⅱ　将来の都市構造

１　基本的な考え方――――――――――――――――――――――――――――――――４８
２　将来都市構造の設定――――――――――――――――――――――――――――――４９

Ⅲ　都市づくりの基本方針

１　土地利用の方針――――――――――――――――――――――――――――――――５０
２　都市交通の方針――――――――――――――――――――――――――――――――５５

３　都市施設の方針――――――――――――――――――――――――――――――５７
４　都市環境の方針――――――――――――――――――――――――――――――６０
５　都市防災の方針――――――――――――――――――――――――――――――６２

第４章　地域別構想
Ⅰ　地域づくりの基本方針
１　基本的な考え――――――――――――――――――――――――――――――６６
２　区分の設定――――――――――――――――――――――――――――――６６
Ⅱ　社台地区
１　地域の概況・特性――――――――――――――――――――――――――――６７
２　地域づくりに向けた町民の声――――――――――――――――――――――６８
３　地域づくりの方針――――――――――――――――――――――――――――６９
Ⅲ　白老・森野地区
１　地域の概況・特性――――――――――――――――――――――――――――７１
２　地域づくりに向けた町民の声――――――――――――――――――――――７２
３　地域づくりの方針――――――――――――――――――――――――――――７３
Ⅳ　萩野・石山地区
１　地域の概況・特性――――――――――――――――――――――――――――７６
２　地域づくりに向けた町民の声――――――――――――――――――――――７７
３　地域づくりの方針――――――――――――――――――――――――――――７８
Ⅴ　北吉原地区
１　地域の概況・特性――――――――――――――――――――――――――――８０
２　地域づくりに向けた町民の声――――――――――――――――――――――８１
３　地域づくりの方針――――――――――――――――――――――――――――８２
Ⅵ　竹浦・飛生地区
１　地域の概況・特性――――――――――――――――――――――――――――８４
２　地域づくりに向けた町民の声――――――――――――――――――――――８５
３　地域づくりの方針――――――――――――――――――――――――――――８６
Ⅶ　虎杖浜地区
１　地域の概況・特性――――――――――――――――――――――――――――８８
２　地域づくりに向けた町民の声――――――――――――――――――――――８９
３　地域づくりの方針――――――――――――――――――――――――――――９０

第５章　計画の実現に向けて
Ⅰ　協働による都市づくり
１　協働の都市づくりの推進――――――――――――――――――――――――９４
２　都市づくりの役割分担――――――――――――――――――――――――――９４
Ⅱ　実現化に向けた取組み
１　都市づくりの手法・制度の活用――――――――――――――――――――９５
２　都市づくりの実現に向けた連携――――――――――――――――――――９５
Ⅲ　計画の進め方
１　計画の進行管理――――――――――――――――――――――――――――９６
２　財源の確保と事業の推進――――――――――――――――――――――――９６

巻末資料
Ⅰ　策定経過 ――――――――――――――――――――――――――――――９８
Ⅱ　用語解説 ――――――――――――――――――――――――――――――１０３

第１章
都市計画とマスタープラン

Ⅰ　都市計画とは

Ⅱ　都市計画マスタープランとは

Ⅰ　都市計画とは

１　都市計画法について

まちには、多くの人が集まり、生活をしています。もし、ルールのないまま、それぞれが自由気ままに、土地を使ったり、建物を建てるとどうなるでしょうか。

曲がりくねった道路、猫の額ほどの公園、住宅や工場等が無秩序に建ち並ぶ市街地など、住みにくいまちになってしまいます。

そこで、秩序ある都市づくりを進めるためには、土地の利用や建物の建て方などについて、一定のルールを定めていかなければなりません。

このまちづくりのルールを都市計画といい、都市計画法に基づき法的に定められています。

＜都市計画法の目的と基本理念＞

■ 都市計画法の目的
都市計画という「まちづくりのルール」によって、まちの健全な発展と秩序ある整備を図り、快適で住み良い都市空間をつくりだすこと

■ 都市計画法の理念
農地や山林・漁業等と調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動の確保並びに適正な制限のもと合理的な土地利用を図ることを基本理念とする

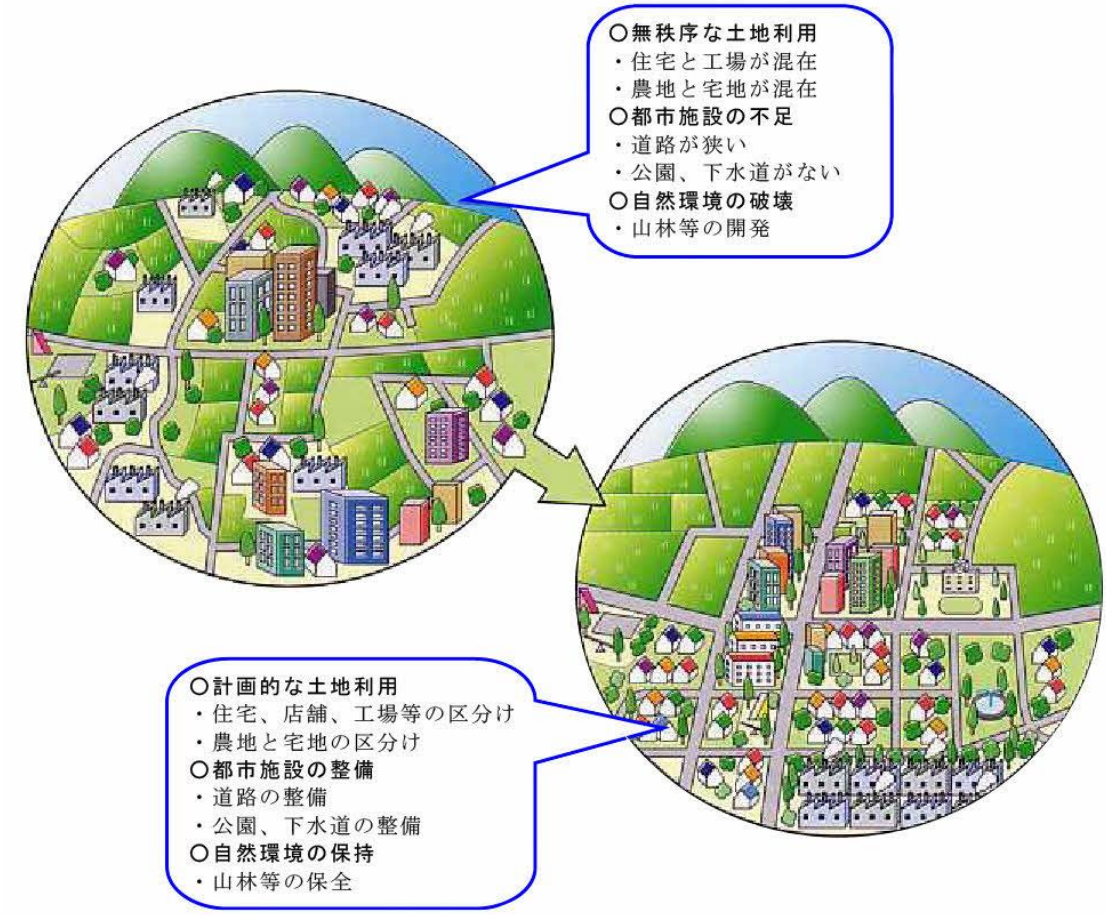

２　都市計画の構成

都市計画は、大きく分けて「土地利用に関する計画」、「都市施設の整備に関する計画」、「市街地開発事業に関する計画」の３つで構成されます。

区　分	概　要
土地利用 に関する計画	生活環境や業務利便性の向上、自然環境の保全などを図るため、土地の利用や建物の建て方についてのルールを定めるもの （例：用途地域、防火地域など）
都市施設の整備 に関する計画	道路・上下水道・公園など、生活の根幹を支え、都市の骨格となる施設の整備について定めるもの
市街地開発事業 に関する計画	公共施設と宅地または建築物の整備を一体的に行う、総合的な事業計画について定めるもの （例：土地区画整理事業、市街地再開発事業、工業団地造成事業など）

この他に、区域を更に限定して土地利用や都市施設に関する規定を定めたものが地区計画であり、これらを重層的に重ね合わせることで都市全体の計画の見取り図を示します。

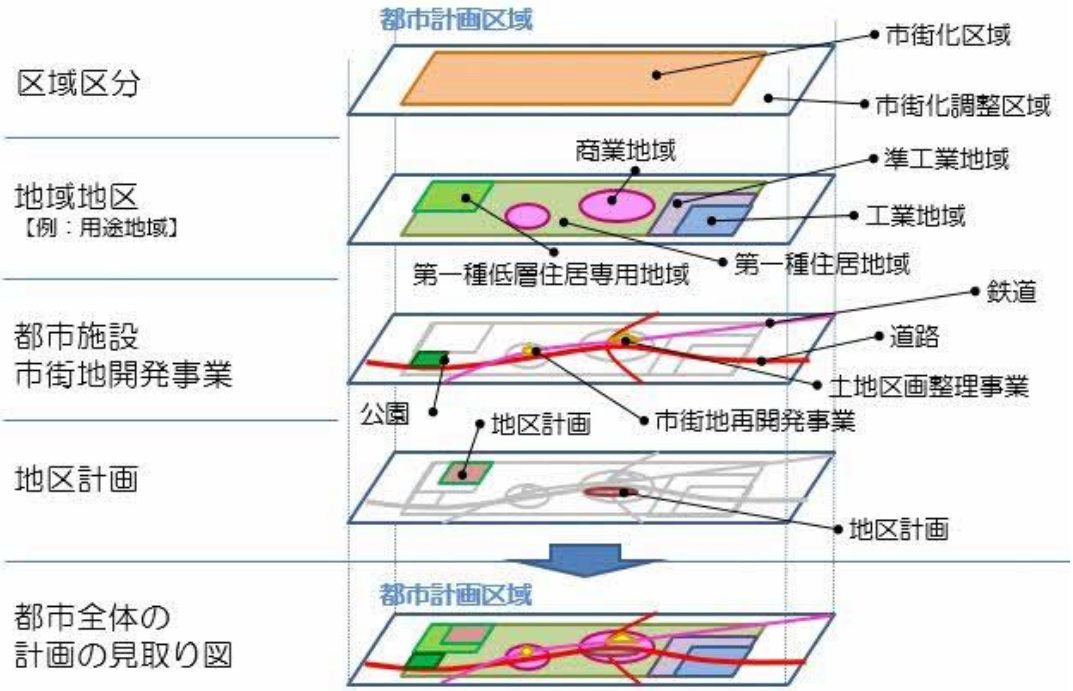

３　都市計画を定める区域

① 都市計画区域とは

都市計画区域とは、都市計画法が適用される区域であり、自然、社会的条件、人口、土地利用、交通量などを勘案し、一体の都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域のことです。

この区域は、関係市町村と北海道都市計画審議会の意見を聞き、国土交通省大臣の同意を得て北海道が指定するものであり、道内には本町をはじめとする 99 市町に 79 区域が指定されています。

② 都市計画区域の線引きについて

都市計画区域は大きく分けて、市街化区域と市街化調整区域に区域区分（線引き）されている「線引き都市計画区域」と、区域区分されていない「非線引き都市計画区域」があり、本町は「線引き都市計画区域」となっています。

③ 用途地域について

住居、商業、工業といった土地利用は、似たようなものが集まっていると、それぞれにあった環境が守られ、効率的な活動を行うことができますが、種類の異なる土地利用が混ざっていると、互いの生活環境や業務の利便が悪くなります。

そこで、都市計画では、土地の利用形態に応じて 13 種類に区分し、これを「用途地域」として定めています。用途地域が指定された地域では、建てられる建物の種類が決められており、これにより土地利用に応じた環境の確保が図られています。

本町では、都市計画区域（9,858ha）の約 11%にあたる 1,092.7ha に用途地域を指定しています。

都市計画図
（イメージ）

4　都市計画区域及び市街化区域・市街化調整区域の指定状況

白老町における都市計画区域及び市街化区域・市街化調整区域の指定状況は以下のとおりです。

区分	面　積	決定変更年月日
都市計画区域	9,858 ha	昭和 40 年 7 月 7 日（当初） 平成 10 年 12 月 18 日（最終）
市街化区域	1,094 ha	昭和 48 年 12 月 28 日（当初） 令和 3 年 3 月 23 日（最終）
市街化調整区域	8,764 ha	

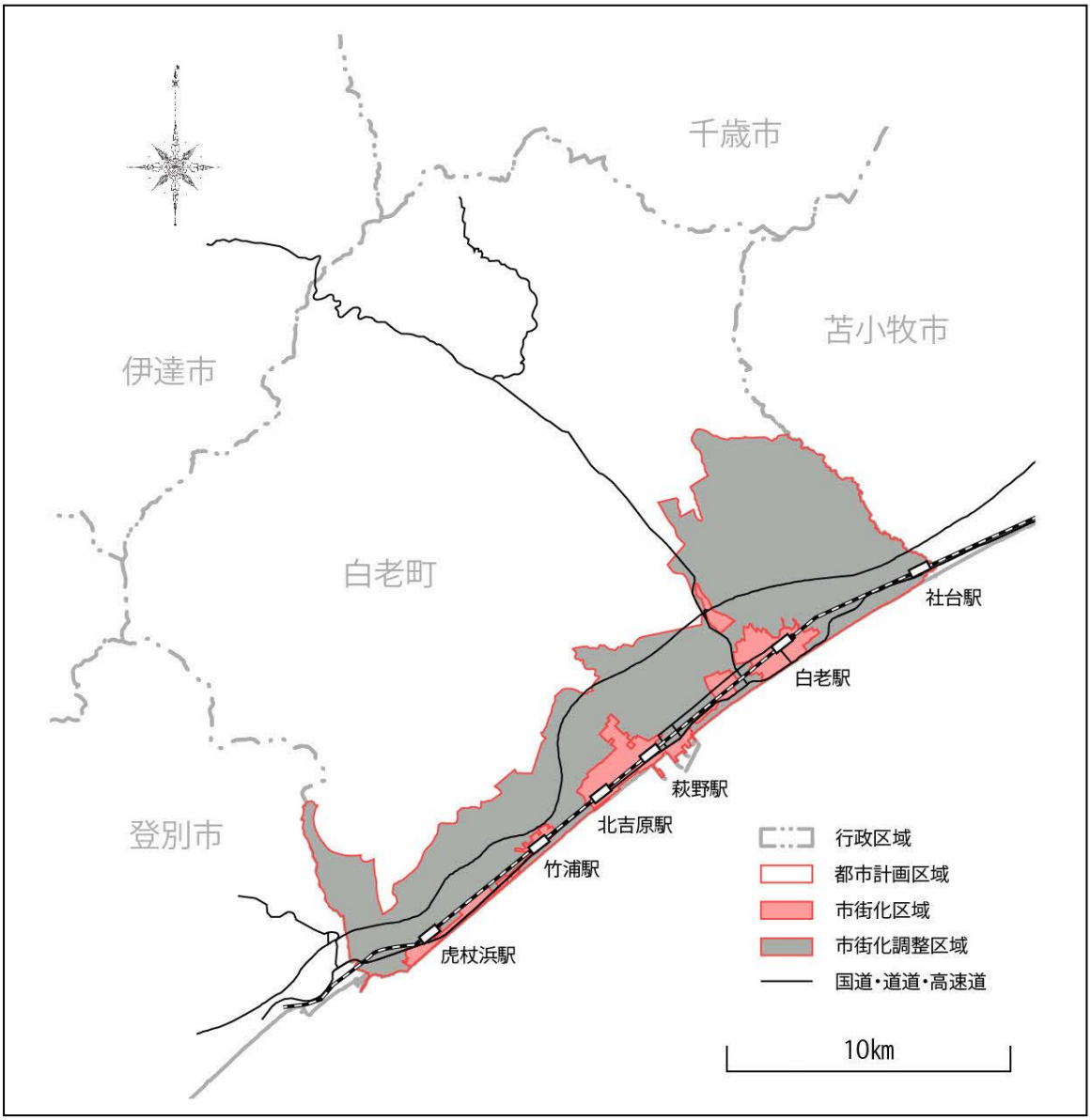

Ⅱ　都市計画マスタープランとは

１　計画策定の背景と目的

白老町では、平成 24 年度に白老町都市計画マスタープランを改定し、目指すべき都市像の実現に向けて、まちづくりの基本方針を掲げながら、都市計画に関する様々な取り組みを推進してきました。計画改定から概ね 10 年が経過しましたが、人口減少や少子高齢化の急速な進展を背景に、低密度な市街地形成の進行や都市インフラの老朽化、社会保障関連経費等の増大による行財政運営の逼迫、ウポポイ開業後の新たなまちづくりへの対応など、様々な課題が顕在化し、その対応に向けた取り組みが必要となっています。

こうした社会環境の変化の中、これからも持続可能な都市であり続けるためには、従来の成長拡大型の都市づくりから成熟型の都市づくりへの転換が求められています。

一方、国は平成 26 年 8 月に都市再生特別措置法を改正し、コンパクト・プラス・ネットワークを基軸としたまちづくりを促進するための「立地適正化計画制度」を創設するとともに、北海道においても令和 3 年 11 月に「コンパクトなまちづくりに向けた基本方針」を見直し、安全・安心で魅力ある持続可能な都市形成を目指しています。

本町ではこうした国や北海道の動向を踏まえ、上位計画に即した都市の将来像の具現化と、現下の社会経済情勢に対応したまちづくりを推進していくため、令和４年度を初年度とする次期マスタープランを策定することとしました。

２　計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（市町村マスタープラン）のことであり、都市の将来像や整備方針を明確にし、町民と行政がそれらを共有しながら、長期的かつ総合的な都市づくりを推進するための指針となるものです。本計画の策定にあたっては、まちの上位計画である総合計画と北海道が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に即して策定します。

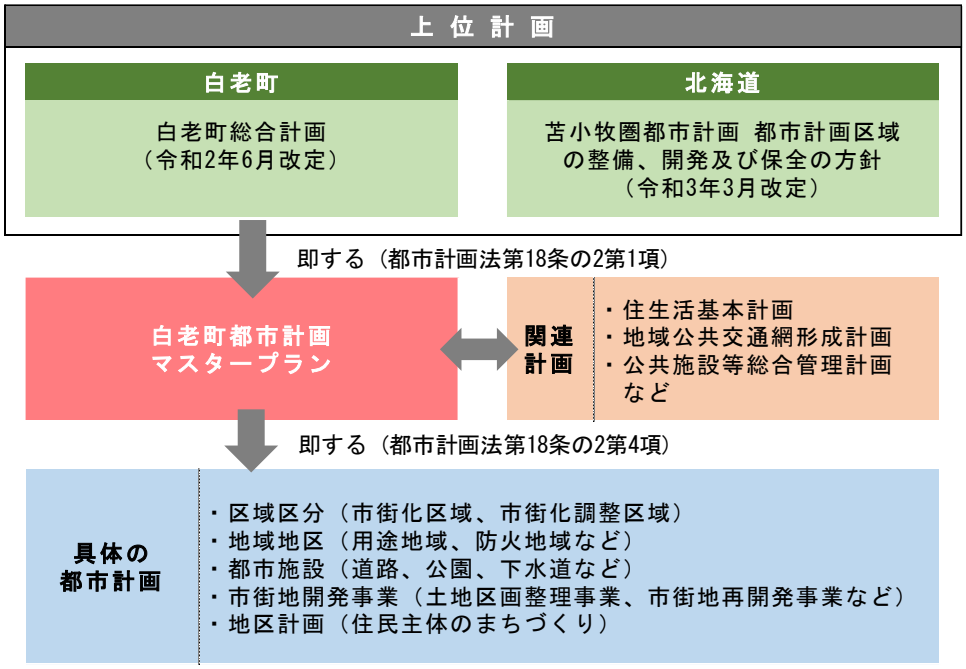

３　計画の役割

都市計画マスタープランが果たす役割は以下のとおりです。

（１）都市の将来像とその実現に向けた基本方針を示すもの

まちづくりを進めていくための共通ビジョンとして、都市全体の将来像とその実現に向けた基本方針等を示すもの

（２）具体的な都市計画や事業計画の決定・変更の指針となるもの

区域区分や地域地区、都市施設、市街地開発事業などの具体的な都市計画や事業計画を決定・変更するうえでの指針となるもの

（３）都市計画の総合性・一体性の確保を図るもの

個々の都市計画の相互調整を図り、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを可能とするための指針となるもの

（４）住民主体のまちづくりを促進させるもの

まちづくりの主体となる住民や事業者に対して、個々の事業への理解促進を図り、各主体による積極的なまちづくりを促進させるもの

４　計画対象区域

都市計画マスタープランの対象区域については、都市計画区域外も含めた白老町全域とします。

５　本町における計画策定の変遷

本町の都市計画マスタープランは、平成 16 年度に第 1 次となる白老町都市計画マスタープランを策定し、その後、平成 24 年度に目標年次を令和 5 年度とする第 1 次白老町都市計画マスタープラン改訂版として計画内容の見直しを図りました。

今回は第 2 次白老町都市計画マスタープランとして全面改定するものであります。

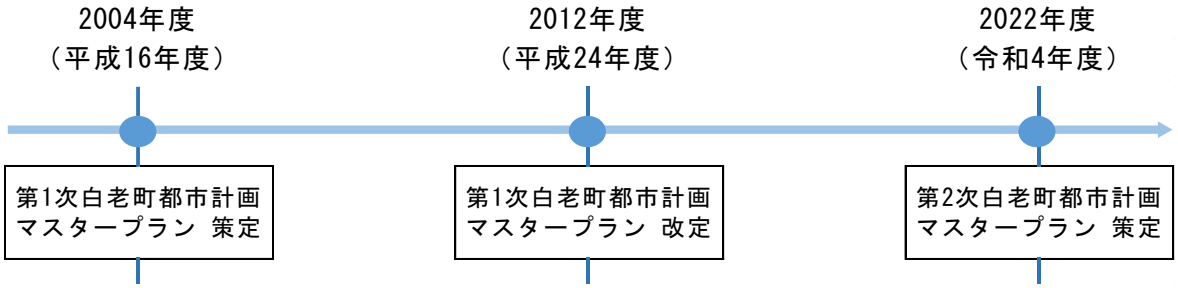

６　目標年次

目標年次	**2041（令和 23）年度**
中間見直し	**2031（令和 13）年度（10 年後に見直し）**

都市計画マスタープランは、都市計画に関わる将来ビジョンを示すものであり、長期的展望に基づき策定されるべき計画であることから、20 年後の 2041（令和 23）年度を目標年次とします。また、社会情勢の変化や総合計画等の整合性を図るため、10 年後の 2031（令和 13）年度を中間年次として計画の見直しを行います。

7　策定体制

関係課長で構成した庁内検討部会と、学識経験者や町民の代表者などで構成した策定委員会で検討を進め、町民アンケートなどでいただいた意見を踏まえながら、都市計画マスタープランの原案を作成し、その後、都市計画審議会に諮り策定します。

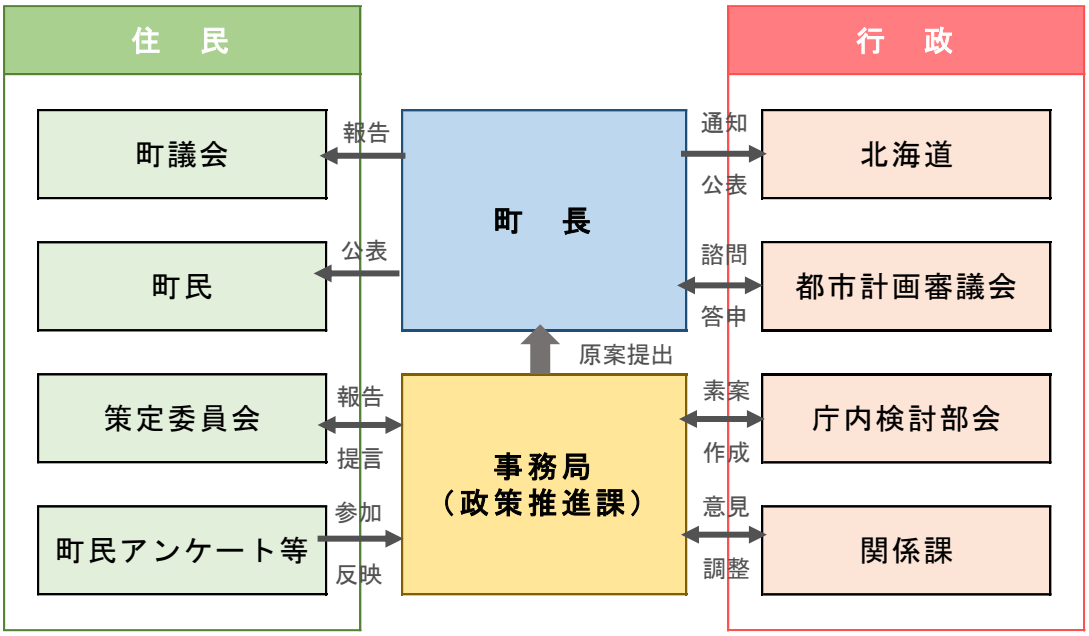

8　計画の構成

白老町都市計画マスタープランは、以下の構成によって策定します。

1章	都市計画とマスタープラン	都市計画法の概要をはじめ、マスタープランの目的や役割、見直しの背景、計画の期間など、計画の概要を示します
2章	都市の現状把握	本町を取り巻く社会経済情勢や住民意向を踏まえ、まちづくりの主要課題と今後の方向性を示します
3章	全体構想（都市づくりの基本方針）	都市づくりの理念や目標、将来都市構造を設定し、本町が目指す都市づくりの基本方針を5つの分野ごとに示します
4章	地域別構想（地域づくりの基本方針）	地域ごとの課題に応じた身近な地域づくりの目標及び方針を示します
5章	計画の実現に向けて	町民と事業者、行政との協働の都市づくりに向けた役割分担や計画策定後の進行管理にあたっての基本的な考え方を示します

第２章
都市の現状把握

Ⅰ　都市計画を取り巻く動向

Ⅱ　都市づくりの現状と課題

Ⅲ　町民意向の把握

Ⅳ　都市づくりの方向性

Ⅰ　都市計画を取り巻く動向

1　社会の潮流

現行計画の改定から 10 年が経過し、人口減少や少子高齢化の進行など社会情勢が大きく変化しています。計画の見直しに向け、次のとおり本町を取り巻く潮流を整理します。

（1）人口減少を見据えた都市づくり

日本の総人口は、2008 年（平成 20 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少局面に入り、少子高齢化の進行を背景とした本格的な人口減少時代に突入しています。そのため、国では、これまでの人口増加を前提とした拡大志向の都市づくりから、人口減少を見据えた都市づくりへと大きく方向性を転換しています。全国的な傾向と同様に、本町においても今、全国を上回るスピードで人口減少が進んでいます。これからは成熟した社会における都市基盤のあり方を検討し、人口減少社会を見据えた都市づくりの実践をはじめ、誰もが暮らしやすい都市構造への転換を推進していくことが求められています。

（2）多拠点ネットワーク型コンパクトシティの実現

人口減少によりまち全体の低密度化が進むと、必要な生活サービスの提供が困難となり、地域の活力が低下します。そのため、国では多様な都市機能を各拠点に集約させながら、拠点間を公共交通でつなぐ、多拠点ネットワーク型コンパクトシティによるまちづくりを推進しています。本町においても、人口減少により空き地や空家等が増え、都市のスポンジ化が進行し、まち全体の低密度化が課題となっています。これからは人口減少を見通した都市構造の再編を進め、利便性が高くまとまりのあるコンパクトな都市づくりを目指していくことが求められています。

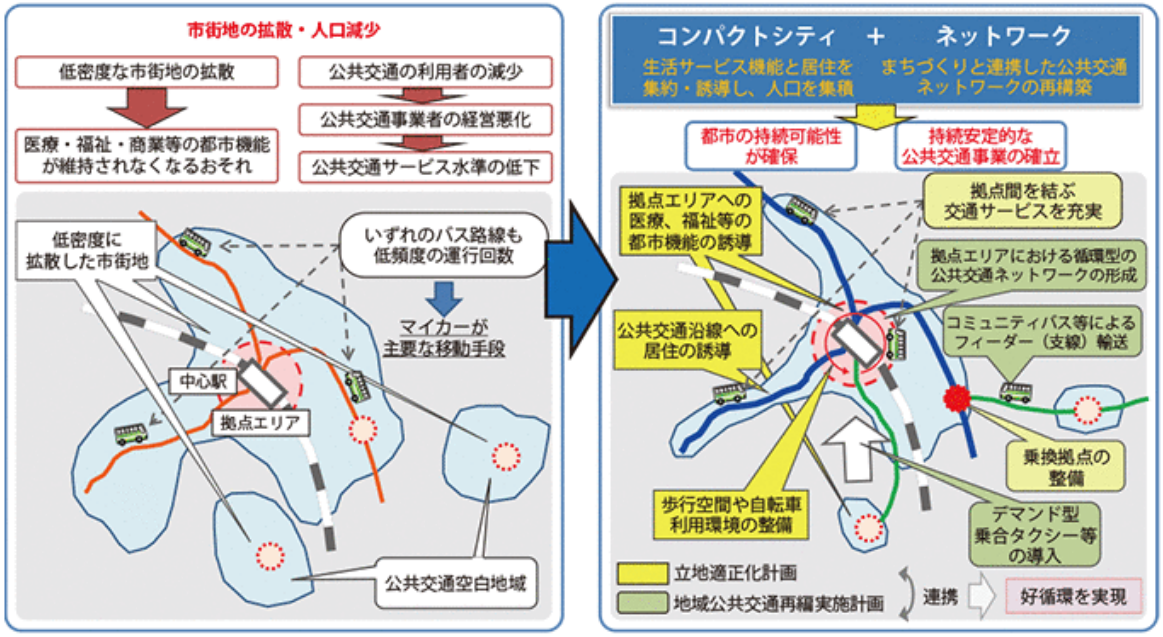

資料）国土交通省

（３）健全な都市経営の実現

わが国の資本ストックの多くは高度成長期に集中整備されたものであり、今後、一斉に更新時期を迎えようとしています。一方で、人口減少等を背景に国や地方を取り巻く財政状況はより一層厳しくなるものと予測されています。本町においても、少子高齢化の進行に伴い、税収の減少と社会保障費の増加による財政状況のひっ迫化が懸念されていることから、既存ストックの適切な維持管理や有効活用を図りながら、効率的な公共投資に努め、健全な都市経営を実現していくことが求められています。

（４）環境負荷の小さい都市づくり

地球温暖化をはじめ、世界規模で環境問題が取り沙汰される中、都市のコンパクト化による CO2 排出量の削減や新たな再生可能エネルギーの活用等など、環境にやさしい都市構造への転換が求められています。近年では、SDG s やパリ協定等の世界的な潮流を受け、低炭素社会から脱炭素社会へと国の方針が強化され、2050 年までに温室効果ガスをゼロにするカーボンニュートラルに向けた動きが活発化しています。このことから本町においても、都市構造、交通、エネルギーなどの各分野において温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組み、環境負荷の小さい都市づくりを目指していくことが求められています。

（５）自然災害リスク等を低減する都市づくり

近年、巨大地震をはじめ台風や集中豪雨などの自然災害が頻発・激甚化しており、改めて防災都市づくりの重要性や災害に対する備えの必要性が高まっています。災害リスクの増大に対して、自然災害の防止と低減を図るためには、適切な土地利用の規制・誘導や、国土強靭化の考え方に基づいた災害に強い都市基盤整備等が必要となります。加えて、昨今では感染症などの脅威から住民の命と健康を守るための新たな生活様式に対応した社会基盤の整備や仕組みの構築が求められています。このことから本町においても、事前防災対策の充実や防災拠点となる空間整備など、災害や感染症リスクに対応した都市づくりが求められています。

（６）持続可能な開発目標に対応した都市づくり

SDG s （持続可能な開発目標）とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年までの長期的な開発指針であり、国際社会共通の目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「誰 1 人取り残さない」社会の実現に向けて、経済、社会及び環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取り組みが示されています。国では、今後世界的に進む都市化を見据え、環境や高齢化対応などの課題に対応しつつ、持続可能な経済社会システムを持った都市・地域づくりを目指す「環境未来都市」構想を推進しています。これからの本町の都市づくりにおいても、SDG s が掲げる開発目標への貢献や環境未来都市構想を意識した都市づくりに取り組むことが求められています。

２　政策動向の変化

第１次都市計画マスタープラン策定以降、国や道、町において取り組んできた都市計画に関する様々な政策や出来事等について整理します。

年度	国（国土交通省）や北海道の施策	本町の計画・出来事	主な災害や社会経済情勢
平成16年度 （2004）		●第4次白老町総合計画 ●第1次白老町都市計画マスタープラン ●白老町住宅マスタープラン ●白老町公営住宅ストック総合活用計画	●台風18号被害 ●新潟県中越地震
平成17年度 （2005）			
平成18年度 （2006）	●都市計画法改正（大規模集客施設の立地制限、準都市計画区域等） ●コンパクトなまちづくりに向けた基本方針（北海道） ●バリアフリー新法施行		
平成19年度 （2007）		●新消防庁舎竣工	●郵政民営化
平成20年度 （2008）		●まきば保育園と小鳩保育園の統合	●後期高齢者医療制度開始 ●リーマンショック
平成21年度 （2009）		●白老町公営住宅等長寿命化計画 ●白老町耐震改修促進計画 ●たけのこ保育園と海の子保育園の統合 ●バイオマス燃料化施設稼働	
平成22年度 （2010）	●低炭素都市づくりガイドライン策定		●東日本大震災
平成23年度 （2011）	●都市計画法改正（都市計画決定の権限移譲）	●ヨコスト湿原環境調査 ●虎杖浜トンネル開削道路全面開通	
平成24年度 （2012）	●都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法） ●子ども子育て支援法施行	●第5次白老町総合計画 ●第1次白老町都市計画ﾏｽﾀｰﾌﾟﾗﾝ改定 ●石山西通跨線橋開通	
平成25年度 （2013）	●交通政策基本法制定 ●都市再生特別措置法改正	●町内３中学校の統廃合	
平成26年度 （2014）	●公共施設等総合管理計画の策定要請 ●まち・ひと・しごと創生法制定 ●立地適正化計画制度創設	●白老港第3商港区供用開始	●消費税率引き上げ（8%）
平成27年度 （2015）		●第1期白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略 ●しらおい食育防災センター供用開始 ●白老町橋梁長寿命化修繕計画	●北海道新幹線開通
平成28年度 （2016）		●白老町環境基本計画 ●町内３小学校の統廃合	●熊本地震
平成29年度 （2017）		●白老町公共施設等総合管理計画 ●白老町公共交通網形成計画 ●デマンドバス運行開始 ●大型クルーズ船初寄港	
平成30年度 （2018）		●白老町住生活基本計画 ●白老町公営住宅等長寿命化計画 ●白老町橋梁長寿命化修繕計画改訂	●平成30年7月豪雨 ●北海道胆振東部地震
令和元年度 （2019）		●白老町空家等対策計画 ●国道36号白老拡幅竣工 ●末広東町通り跨線橋（自由通路）竣工 ●白老駅舎改修・白老駅前広場拡張 ●特急北斗の停車	
令和2年度 （2020）		●第6次白老町総合計画 ●第2期白老町人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略 ●白老町強靭化計画 ●民族共生象徴空間「ウポポイ」開業 ●交流促進バス運行開始 ●MICS（汚水処理施設共同整備）事業竣工	●新型コロナウイルス感染症感染拡大
令和3年度 （2021）	●コンパクトなまちづくりに向けた基本方針改訂（北海道）	●白老町立国民健康保険病院改築着手	●東京オリンピックパラリンピック競技大会

Ⅱ　都市づくりの現状と課題

１　都市づくりの現状分析

（１）生活環境

① 人口

ア 年齢別人口の推移

国勢調査による本町の人口は、昭和 60 年の 24,353 人をピークに減少に転じています。

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によれば、今後も人口減少の流れは止まらず、令和 22 年に約 9,000 人となり、平成 27 年に比べて 48%減少すると予測されています。

また、高齢化率は、平成 27 年国勢調査で 41%となっていますが、平均寿命の延伸等を理由に、その割合は令和 22 年で 57%まで上昇するものと予測されています。

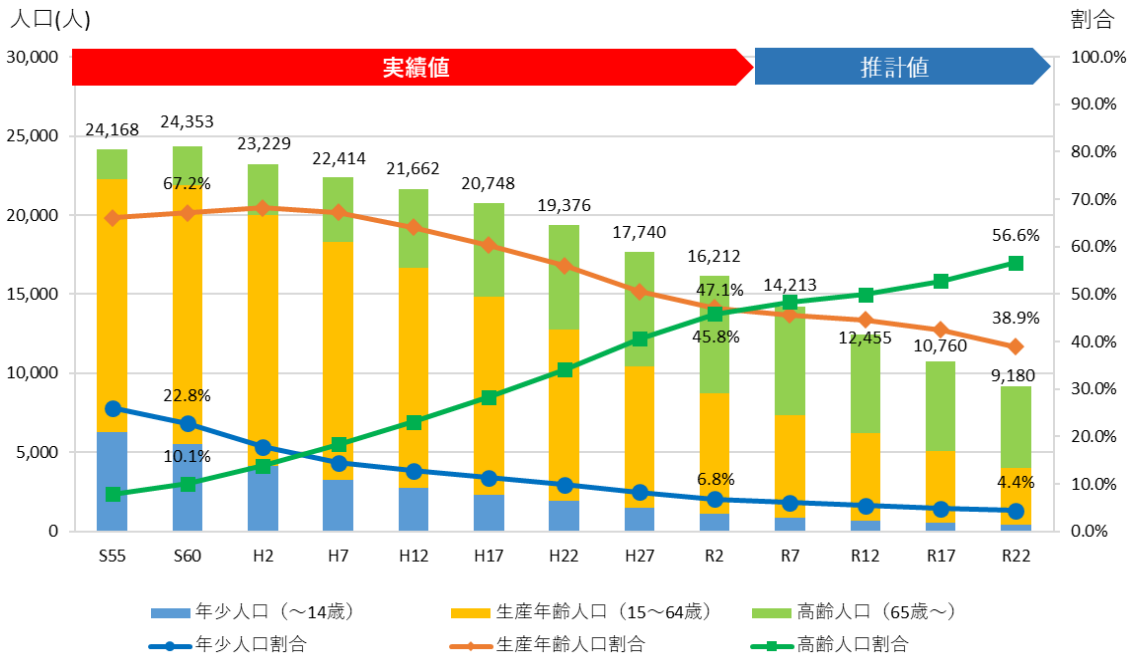

年齢別人口の推移　資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（平成 30 年 3 月公表）

イ　人口密度の予測

20 人/ha 以上の人口密度がある区域の面積は、平成 27 年で約 289ha ありましたが、令和 22 年には約 64ha となり、今後 25 年間で約 8 割減少すると推計されています。

人口密度の低下により、今後は各種都市機能や地域コミュニティの維持が困難になっていくことが懸念されます。

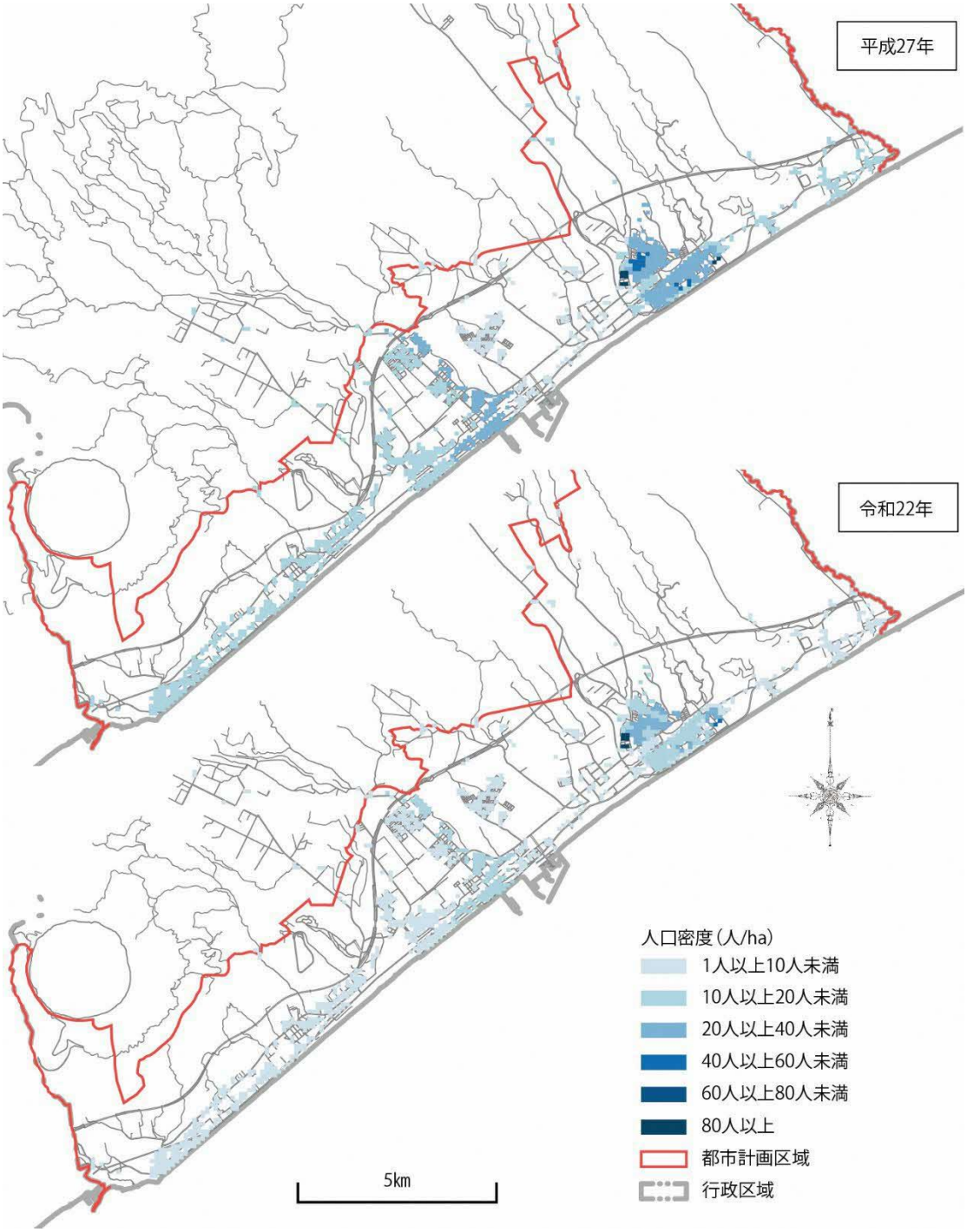

人口密度の予測図　　資料：将来人口・世帯予測ツール V2 により作成

② 土地利用

ア 土地利用の特性

本町の都市的土地利用は、市街化区域内を基本としつつも、市街化区域の外側（市街化調整区域）にも住宅地が多数存在している特徴を有しています。

本町の市街化区域及び市街化調整区域は、昭和 48 年に定めており、その際に市街化区域に含まれなかった住宅地は、その土地が市街化調整区域に指定される前から「宅地」として利用されていたことを法的に確認し、これらを「既存宅地」として定めていました。

その後、既存宅地制度が廃止されたことを受け、平成 18 年に都市計画法第 34 条 8 号 3（現 11 号）の区域を指定し、住宅等の建築が可能となっています。

また、本町では、旧住宅地造成事業によって市街化調整区域に造成された住宅地があり、これらも同様に許可不要で建築等が可能となっています。

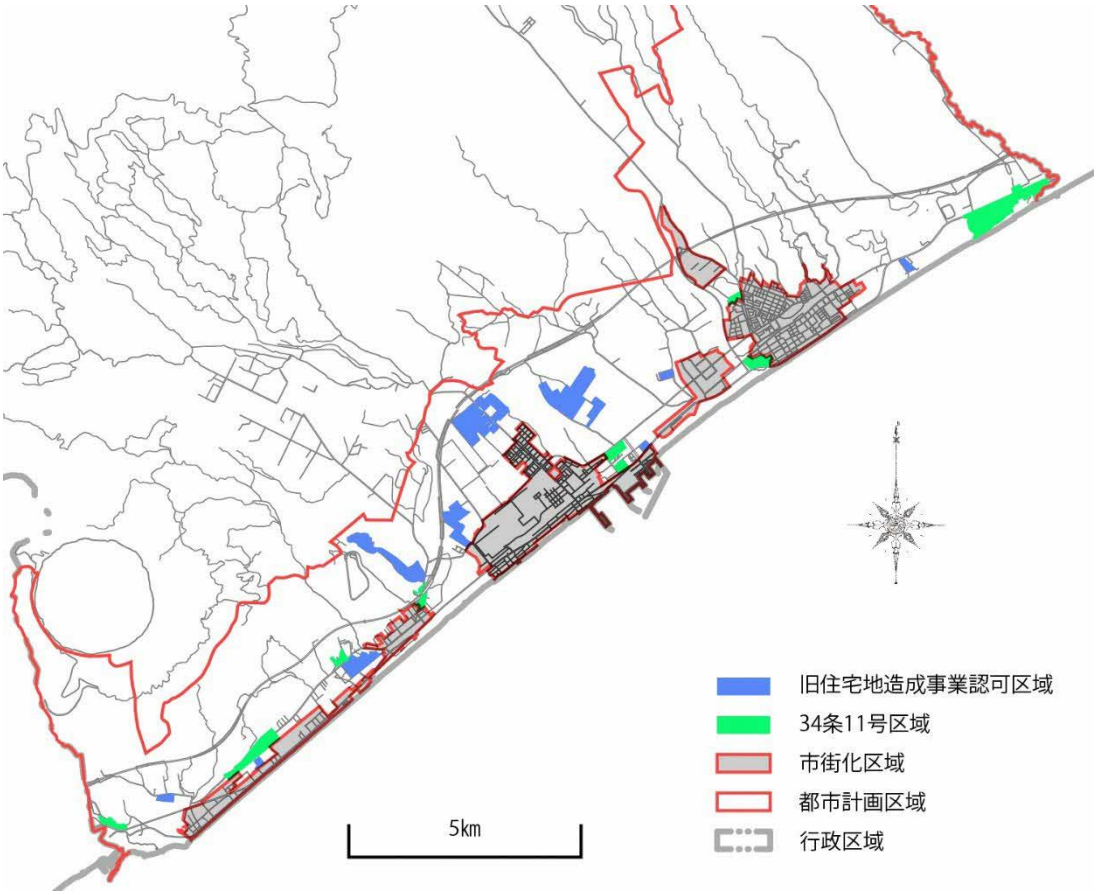

旧住宅地造成事業・34 条 11 号の区域図　　資料：白老町都市計画支援システム

イ　用途地域の指定状況

本町の用途地域は、住居系が 63.3%、商業系が 1.2%、工業系が 35.5%の割合となっています。

商業系の用途地域は、白老駅や萩野駅、北吉原駅の周辺に指定され、工業系の用途地域は、石山地区の工業団地、北吉原地区の製紙工場、白老港及び白老インターチェンジ（ＩＣ）の周辺にまとまった規模で指定されています。

種別	面積（ha）	構成比（%）	住商工の面積・構成比
第1種低層住居専用地域	107	9.8	住居系 692.1ha、63.3%
第2種低層住居専用地域	2.1	0.2	
第1種中高層住居専用地域	89	8.1	
第2種中高層住居専用地域	56	5.1	
第1種住居地域	297	27.2	
第2種住居地域	121	11.1	
準住居地域	20	1.8	
近隣商業地域	7.1	0.7	商業系 12.6ha、1.2%
商業地域	5.5	0.5	
準工業地域	38	3.5	工業系 388ha、35.5%
工業地域	96	8.8	
工業専用地域	254	23.2	
用途地域計	1,092.7	100%	

用途地域の指定状況　　資料：白老町の都市計画（資料編）

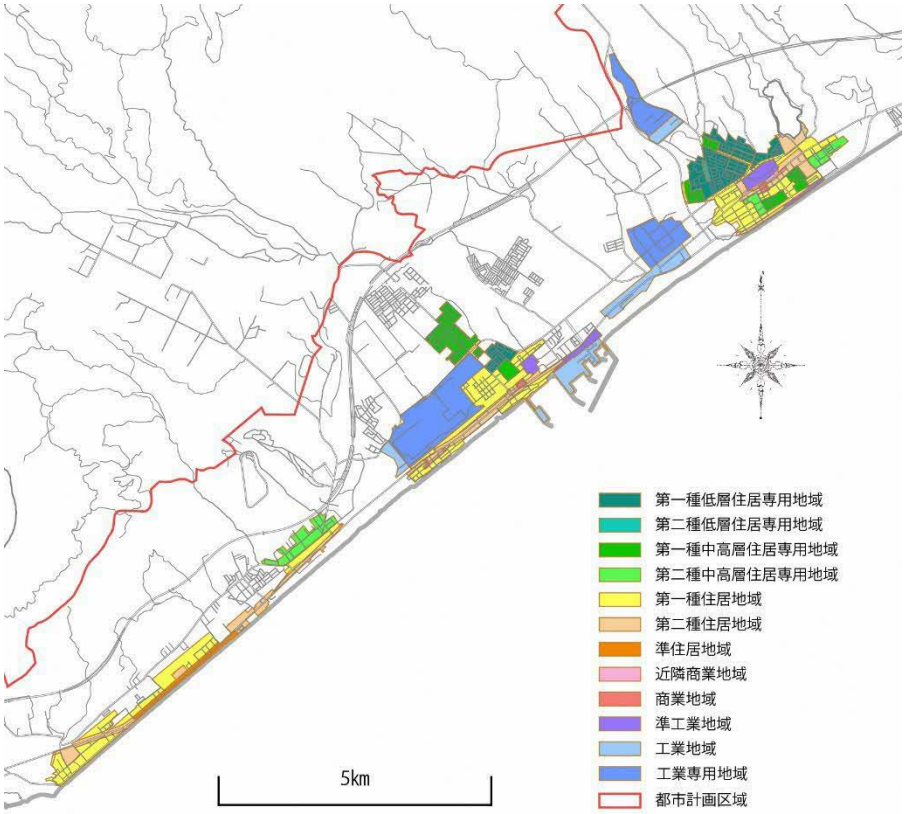

用途地域の指定状況図　　資料：国土数値情報

ウ 人口集中地区の変遷

本町の人口集中地区（ＤＩＤ）は、昭和 45 年から平成 27 年までの 45 年間で、萩野・北吉原の区域が消失し、面積が約 4 割減少しています。

人口密度は、41.3 人/ha から 33.2 人/ha へ減少し、市街地の低密度化が進んでいます。

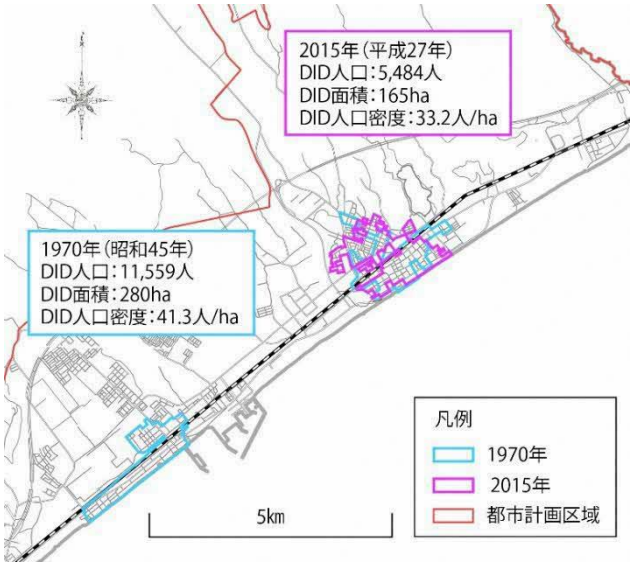

人口集中地区の変遷図

資料：国土数値情報

③ 都市基盤

ア 都市計画道路の整備状況

都市計画道路は、国道、道道、町道を合わせて 51.39 kmが計画決定され、このうち 34.39 km（66.9%）が舗装済で、残る 17.00 kmが未着手区間となっています。

町道においては、6.18 kmの未着手区間が存在しており、今のところ事業着手の見込みが立っていません。

種別	一般国道	主要道道	一般道道	市町村道	計
計画	23.21	0.5	9.92	17.76	51.39
改良済	12.65	0.5	9.66	11.58	34.39
舗装済	12.65	0.5	9.66	11.58	34.39

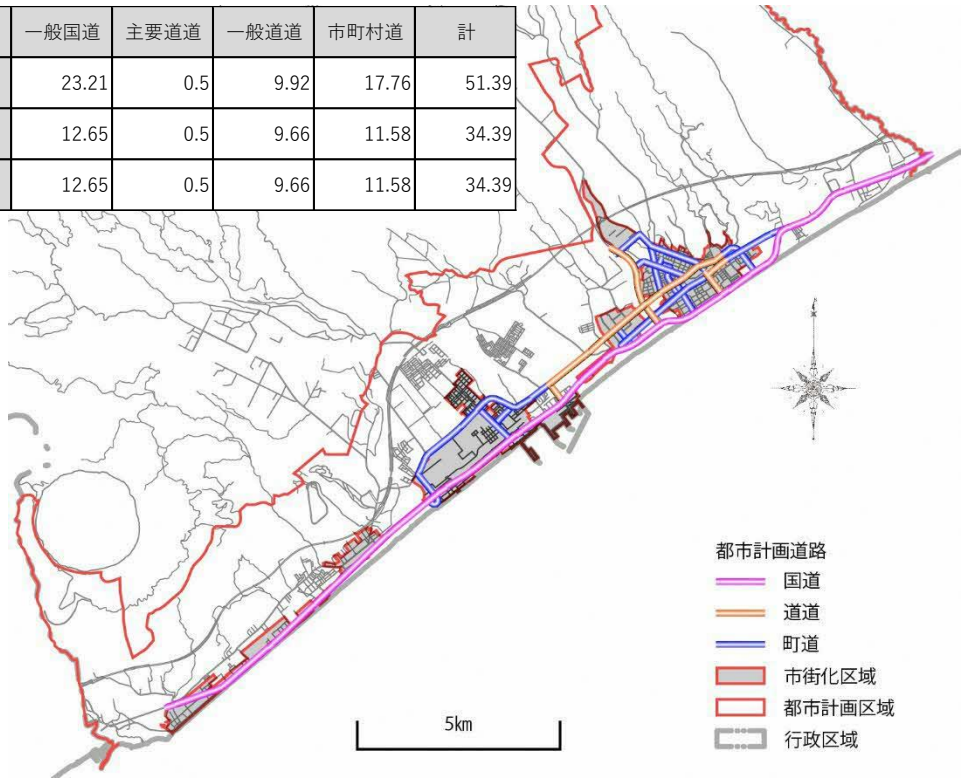

都市計画道路の位置図　　資料：白老町政策推進課

改良済：道路用地が計画決定どおり確保されており、自動車交通に供用されている部分の延長（暫定断面も可）

舗装済：改良済区間のうち車道部分が本舗装されているもの（段階施工を含む、本舗装でないものは含めない）

イ　公営住宅の整備状況

本町の公営住宅は、令和 2 年度に管理戸数が 944 戸となっており、入居率は 69.7%となっています。

公営住宅については、平成 30 年度から白老町公営住宅等長寿命化計画に基づき、改善事業や建替事業を進めています。

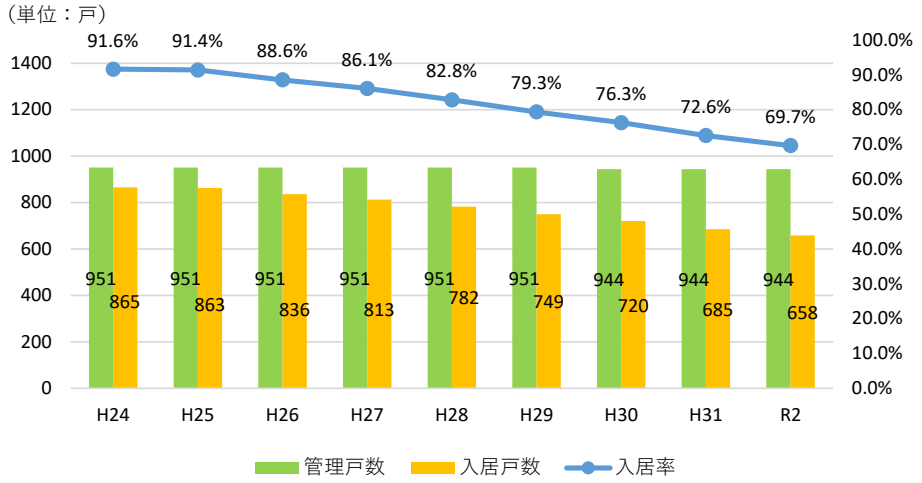

公営住宅の管理戸数・入居戸数の推移　　資料：白老町建設課

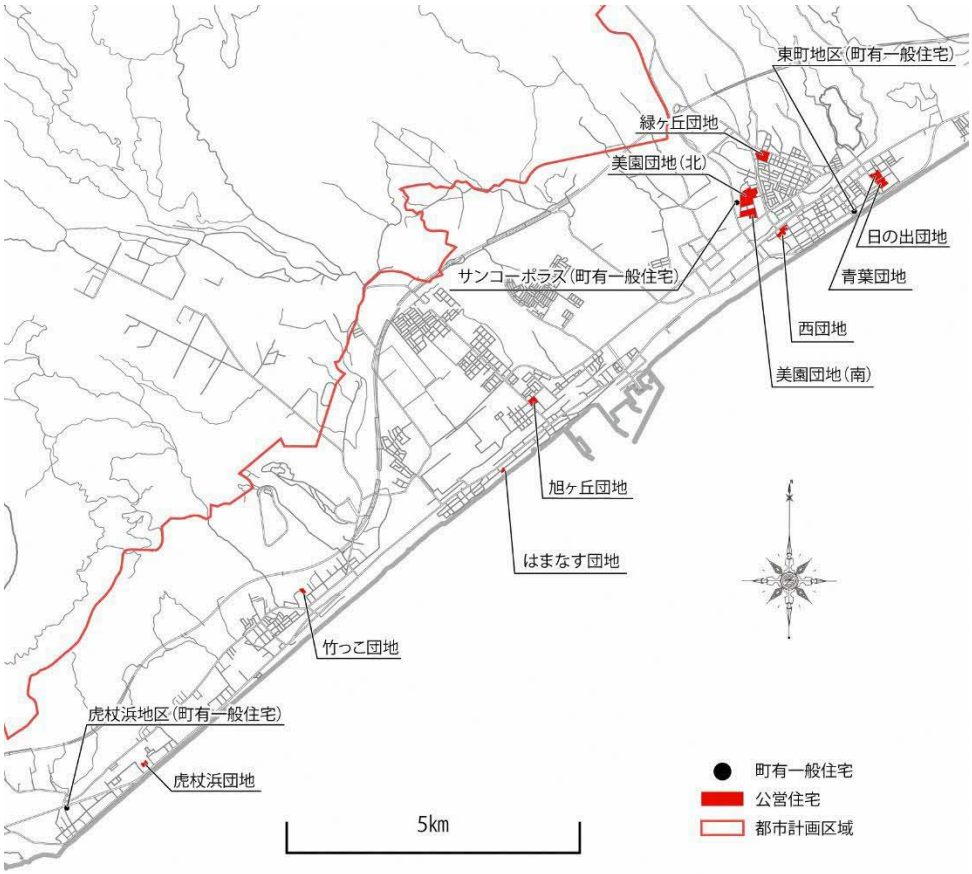

公営住宅等の位置図　　資料：白老町建設課

ウ 公園緑地の整備状況

本町の公園等（公園・緑地・墓園）は 30 か所、面積は 213.81ha であり、そのうち都市計画決定された公園等は 18 か所、面積 208.70ha となっています。現在、30 か所の公園等のうち、白老霊園の一部を除く全てが供用されています。

公園等の町民一人当たりの面積は令和元年度末現在 126.17 ㎡/人で、国の平均値 10.7 ㎡/人や北海道の平均値 39.9 ㎡/人と比べ、大きく上回っています。

種別	箇所数（箇所）（A）	計画面積（ha）（B）	供用面積（ha）（C）	供用率（%）（C)/（B）
街区公園	24	6.22	6.22	100.0%
運動公園	1	31.5	31.5	100.0%
近隣公園	1	1.64	1.64	100.0%
緑　　地	3	160.85	160.85	100.0%
墓　　園	1	13.6	7.6	55.9%
計	30	213.81	207.81	97.2%

公園等の整備状況　　資料：白老町建設課

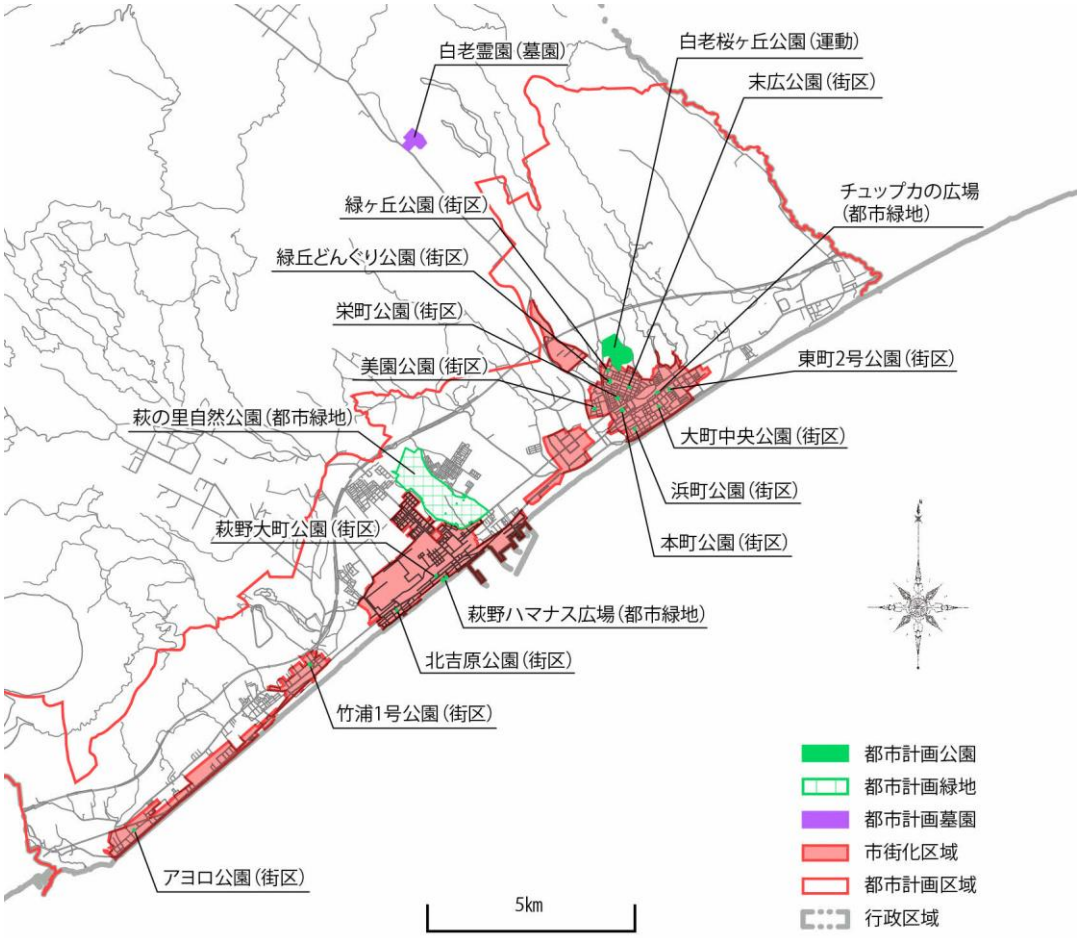

都市計画公園・緑地の位置図　　資料：白老町都市計画支援システム

エ　下水道の状況

本町の下水道は総人口の減少基調を背景に、処理人口、水洗化人口ともに減少が続いています。

下水道施設の普及率は、令和 3 年度時点で 90.1%、水洗化率は 94.6%となっており、高い率で推移しています。

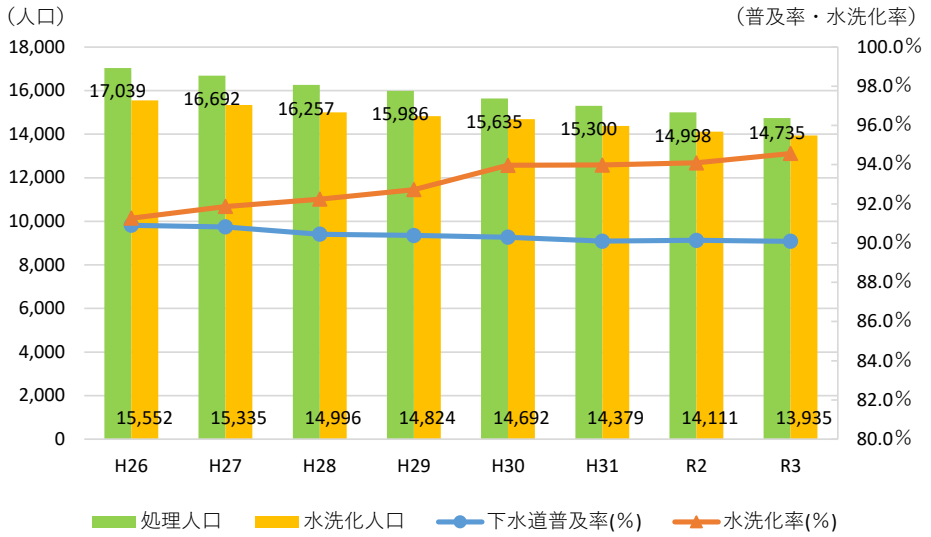

下水道処理人口・水洗化人口の推移　　資料：白老町上下水道課

④　公共交通

ア　年齢階層別の運転免許保有率

自動車運転免許の保有率は、全道とほぼ同様の傾向にあり、70 歳以上の男性では 60%を超える高い保有率となっています。

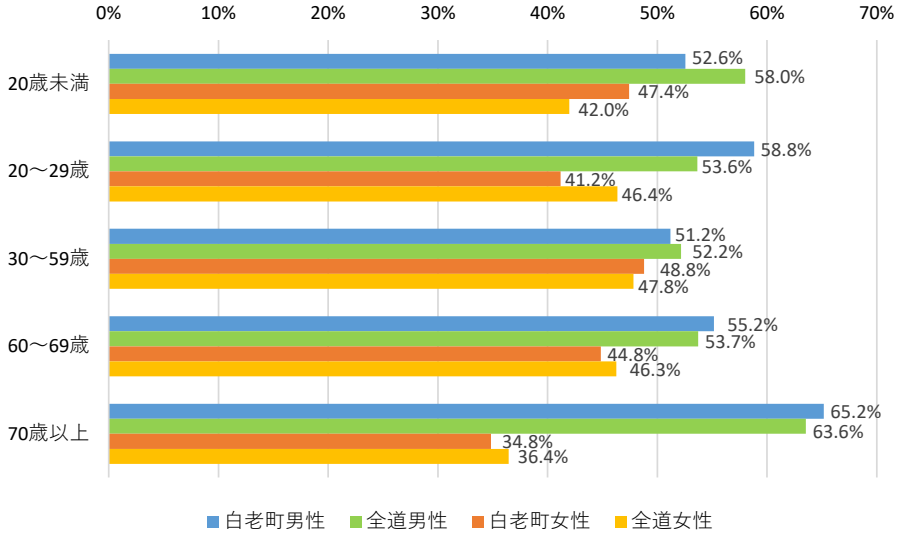

年齢階層別の運転免許保有率　　資料：北海道警察・苫小牧警察署

イ　ＪＲ、元気号・デマンドバスの利用者数の推移

本町の公共交通機関は、町外の地域と広域的に接続するＪＲ室蘭本線と道南バス、これに本町が運行するコミュニティバス（元気号、デマンドバス、交流促進バス）によって、町内各地区及び主要施設を連絡しています。

ＪＲ室蘭本線白老駅の乗降客数は、変動はありつつも上昇基調となっています。一方、コミュニティバスの利用者数は、平成 28 年度まで減少が続いていましたが、デマンドバスの運行とともに、利用が増加に転じている状況です。

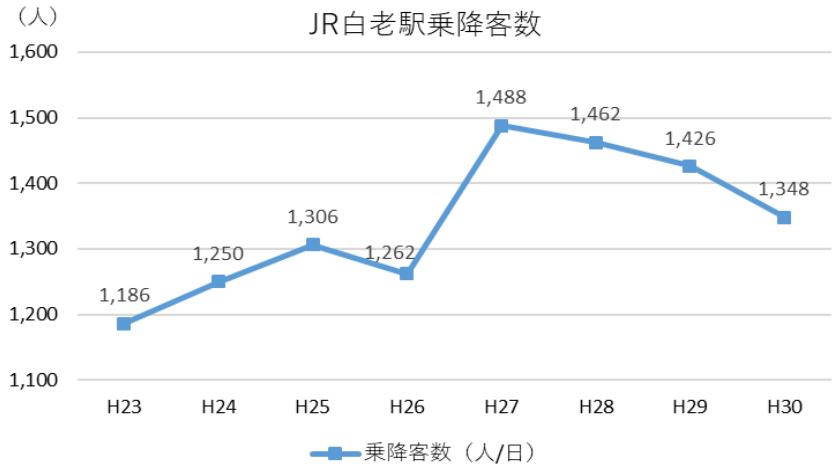

ＪＲ白老駅の乗降客数の推移　　資料：国土数値情報

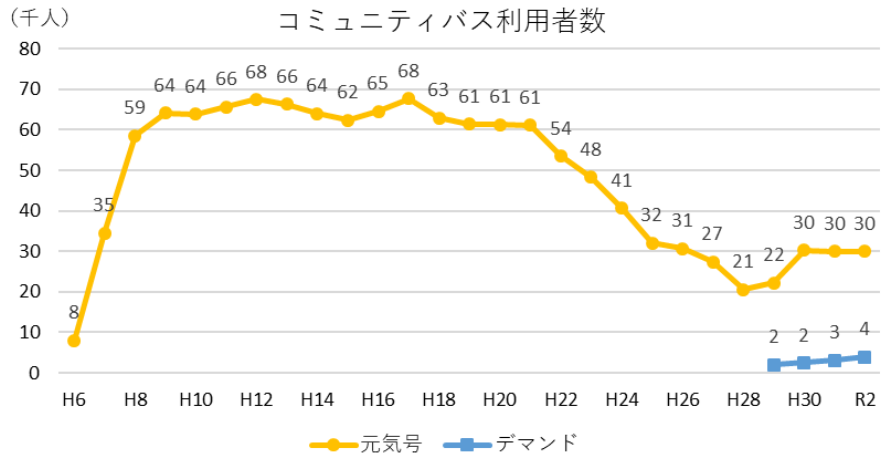

元気号・デマンドバスの利用者数　　資料：白老町政策推進課

ウ 公共交通のカバー状況

一般的に、鉄道は駅から 800m、バスは停留所から 300mが利用圏とされており、これにデマンドバスの利用区域を加えると、都市計画区域内の住宅地をほぼカバーしている状況です。

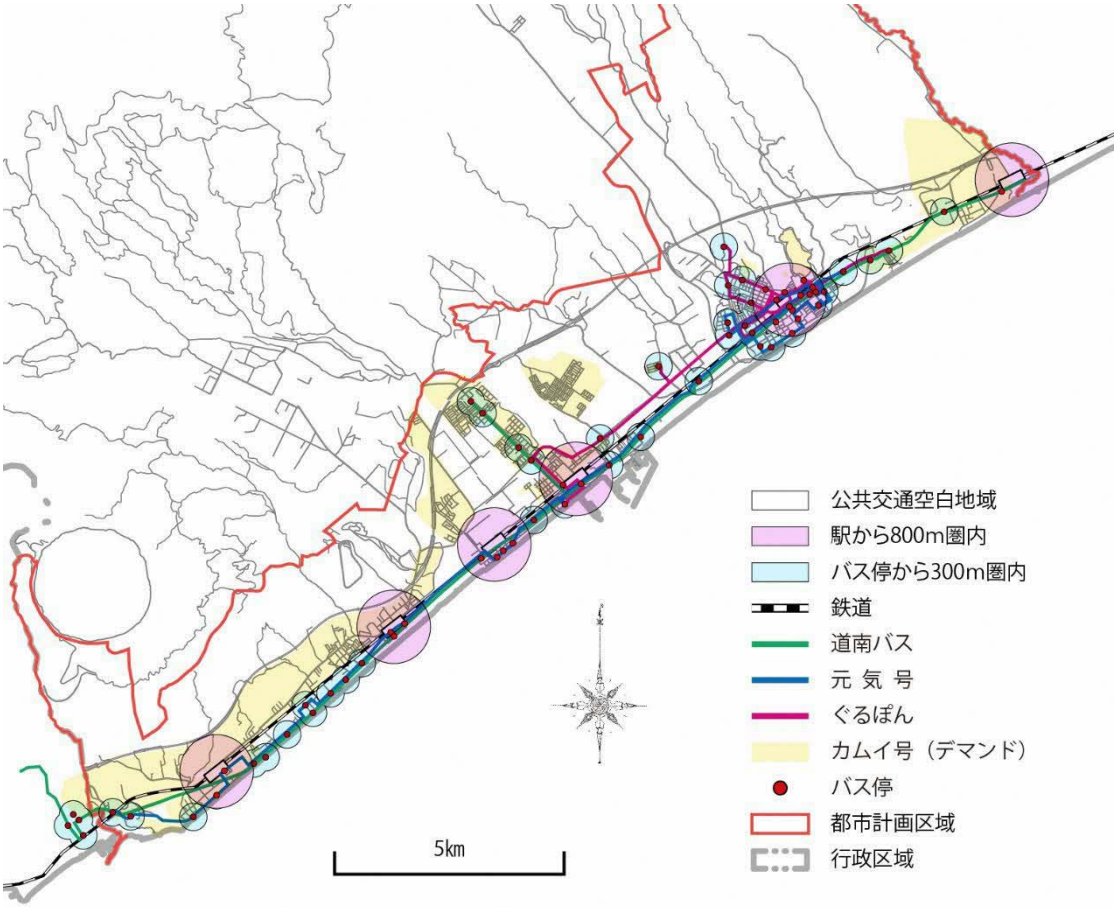

公共交通のカバー状況図　　資料：白老町政策推進課

⑤ 生活サービス施設・公共公益施設

市街化区域内には、主要な公共施設や商業施設、医療施設などの生活に必要な施設が一定程度立地しています。

人口規模の大きい白老地区には、各種施設が多数立地していますが、竹浦・虎杖浜方面では、介護施設は充足しつつも、立地する施設が限られている状況です。

今後の全町的な人口減少・少子高齢化を踏まえると、現状のサービスを維持していくためには、主要施設の集約とともに、歩いて移動できる範囲で暮らしを考えていく必要があります。

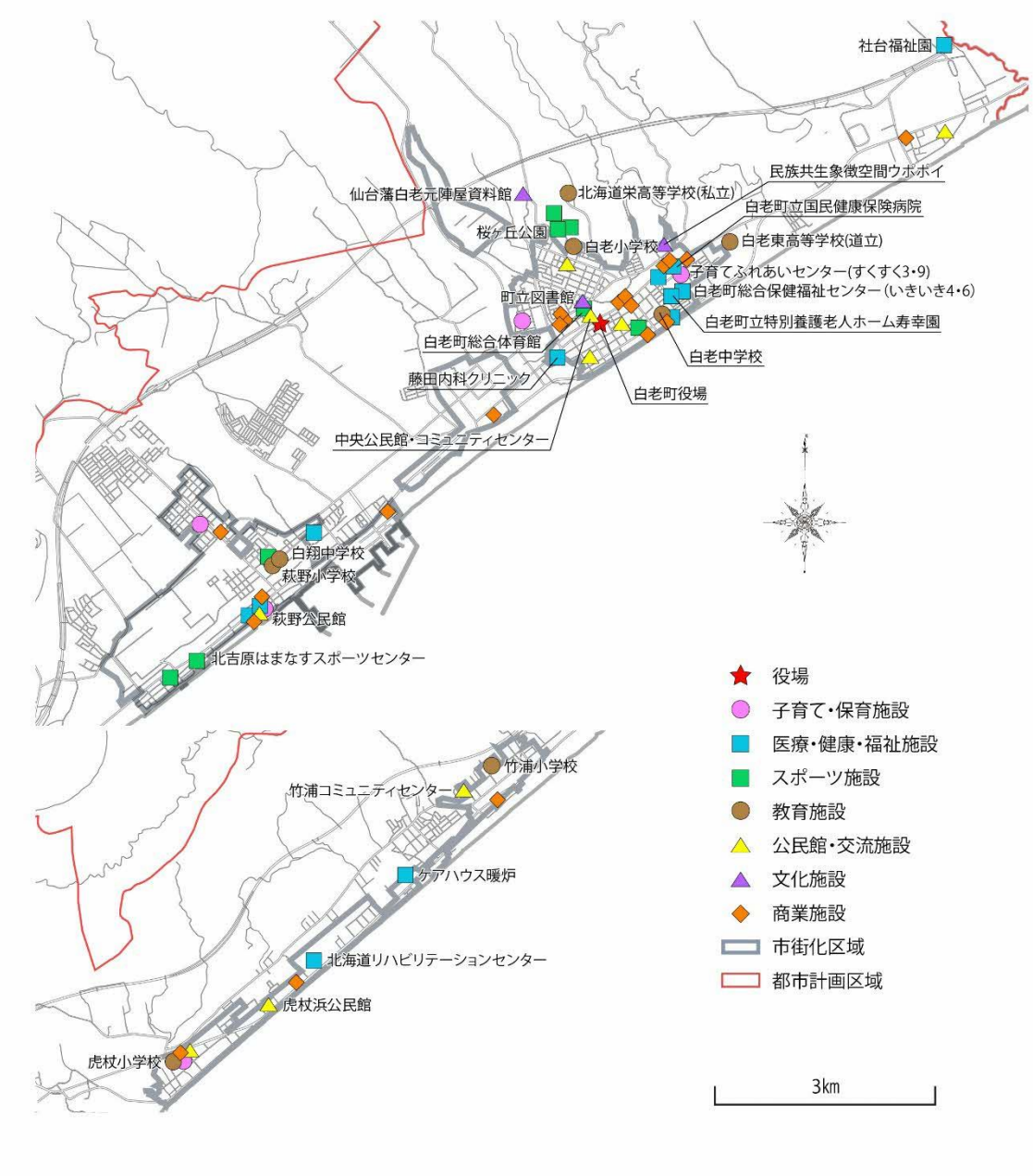

生活サービス施設・公共公益施設の分布図　　資料：白老町資料をもとに作成

（２）経済産業

① 産業

ア 産業別就業人口の推移

本町の産業別就業人口は、各産業とも減少傾向にあり、特に、第２次産業の就業者数が大きく減少しています。

産業別の就業人口割合をみると、第３次産業の割合が大きく全体の約６割占めています。

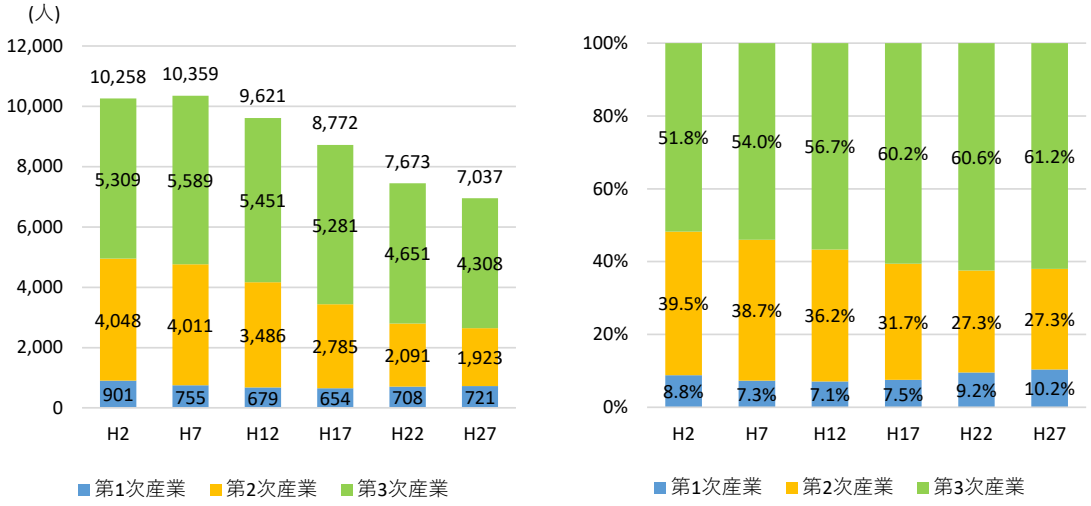

産業別就業人口の推移　　資料：国勢調査

イ 農家数の推移

農家数は、平成 17 年に 78 戸でしたが平成 27 年には 41 戸と、ここ 10 年で半減しており、なかでも兼業農家の減少が目立っています。

本町では、専業農家が最も多く全農家数の半数以上を占めています。

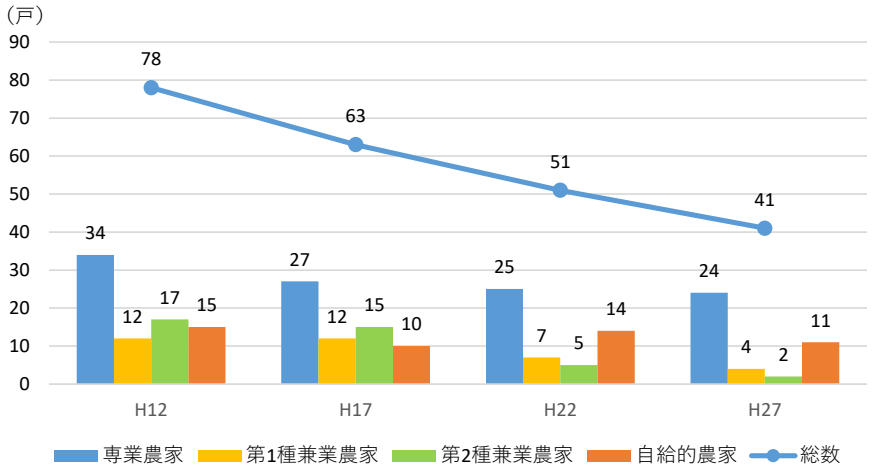

農家数の推移　　資料：農林業センサス

② 商工業

ア 商品販売額と事業所数の推移

本町の年間販売額は、増減しつつも平成 16 年～平成 28 年の間に 160 億円から 250 億円程度の推移をみせています。

この間、事業所数は 224 所から 155 所へ 31%の減少、従業者数は 1,310 人から 924 人へ 29%の減少となっており、いずれも減少傾向が続いています。

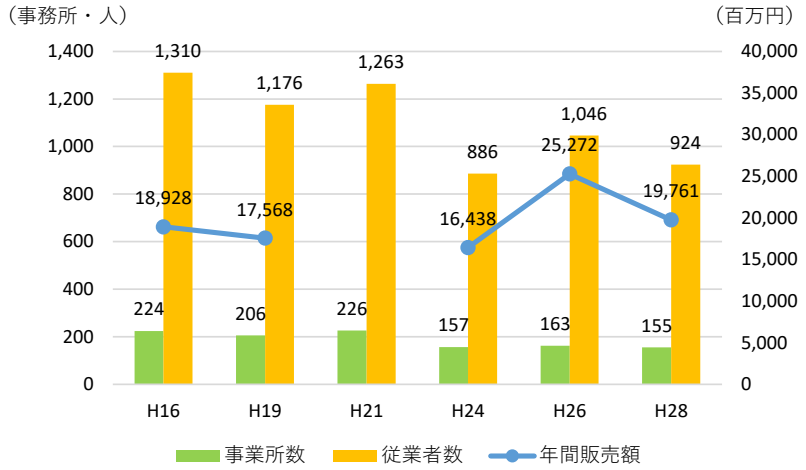

年間販売額と事業所数の推移　　資料：商業統計調査、経済センサス

※H21 は経済センサスの基礎調査で年間販売額は調査されていない。

イ 製造品出荷額と事業所数の推移

製造品出荷額は、昭和 63 年から令和元年の間に 1,081 億円から 655 億円へ 39%減少しています。

この間、事業所数は 73 所から 47 所へ 36%の減少、従業者数は 2,525 人から 1,457 人へ 42%の減少となっており、いずれも減少傾向が続いています。

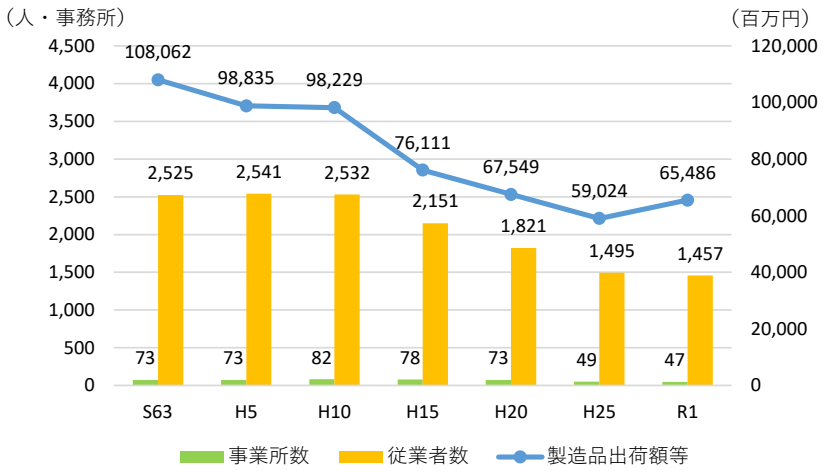

製造品出荷額と事業所数の推移　　資料：工業統計調査

③ 観光

ア 観光入込客・宿泊客の推移数

本町の観光は、白老牛肉まつり等のイベントに伴う集客のほか、竹浦・虎杖浜の温泉宿泊施設の利用、ポロトの森など自然をフィールドにした体験、地元食材を使用した飲食など多種多様であり、令和 2 年度の観光入込客数は 1,774 千人、宿泊客は 58 千人となっています。

加えて、令和 2 年にウポポイ（民族共生象徴空間）が開設されたことにより、今後大幅な観光客の増加が見込まれています。

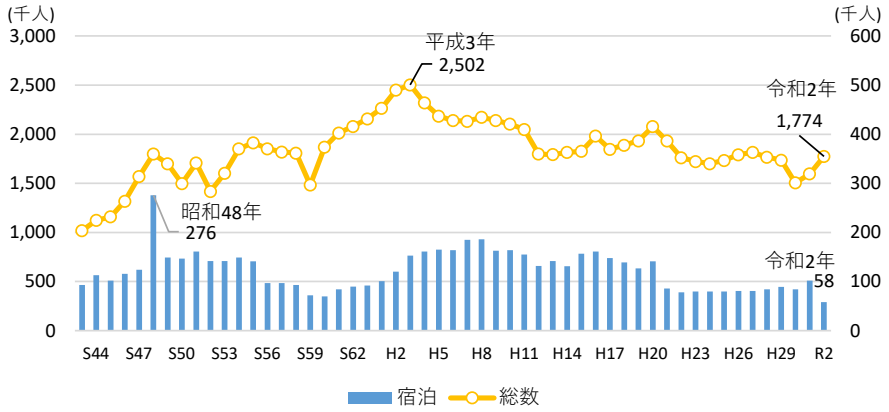

観光入込客と宿泊客の推移　　資料：白老町産業経済課

④ 移動人口の状況（通勤・通学）

本町の通勤・通学状況は、道央自動車道と国道 36 号によって接続する隣接市との移動が多い状況となっています。

なかでも苫小牧市とは千人を超える通勤・通学の行き来があり、加えて苫小牧市から白老町への移動が顕著にみられます。

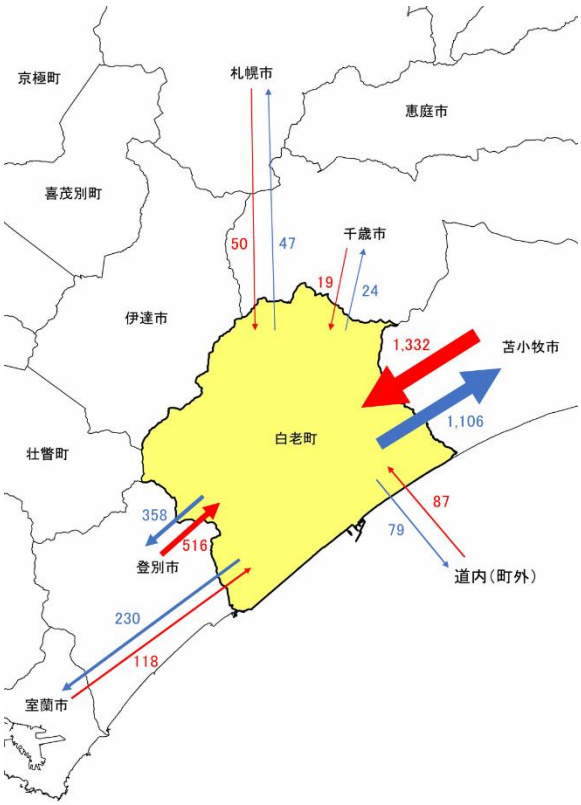

通勤・通学者数の状況図

資料：国勢調査（H27）

（３）環境調和

① 自然環境と調和

ア 河川の状況

本町を流れる河川は、苫小牧市との境をなす別々川から、登別市側のポンアヨロ川まで、計８つの水系に区分されます。

なかでも白老川と敷生川は比較的大きな河川であることから、これが自然的な分断要素となり、本町のまちの成り立ちや歴史・風土に大きな影響を与えています。

白老町内の河川水系図　　資料：国土数値情報

イ　森林の状況

本町の市街化区域より北西側の一帯は、広く森林地域が指定されており、大部分が国有林かつ保安林となっています。

一方、市街地や集落の周辺には地域森林計画対象民有林が分布し、これらはまとまった緑として、都市環境の向上に寄与しています。

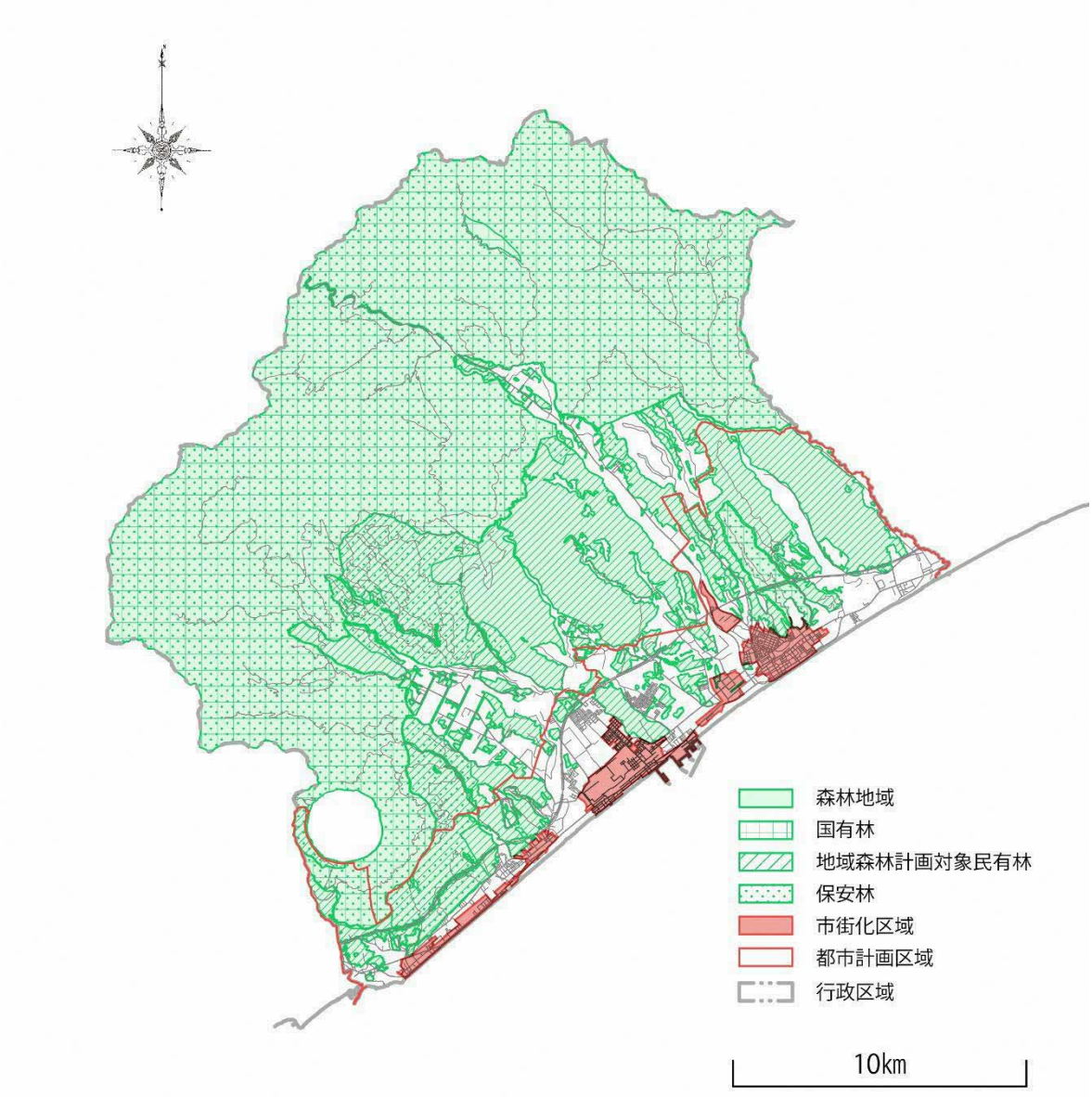

森林地域の指定状況図　　資料：国土数値情報

ウ 農地の状況

本町では、社台川、白老川、敷生川の各流域内の低地及び丘陵地に農地が分布し、4,908haが農業振興地域に指定されています。

農業振興地域のうち農用地は約40%を占めており、この地域の特徴としては、夏期の海霧や有珠系火山灰の土壌という特性から農地としての生産性が低く、肉用牛を主体として大半が採草放牧地で使われています。

農業振興地域（ha）	農用地区域						混牧林地以外の森林原野	その他
	農用地			混牧林地	農業用施設用地	計		
	農地	採草放牧地	計					
4,908 （100%）	831 （16.9%）	1111 （22.6%）	1942 （39.6%）	177 （3.6%）	96 （2.0%）	2215 （45.1%）	2017 （41.1%）	676 （13.8%）

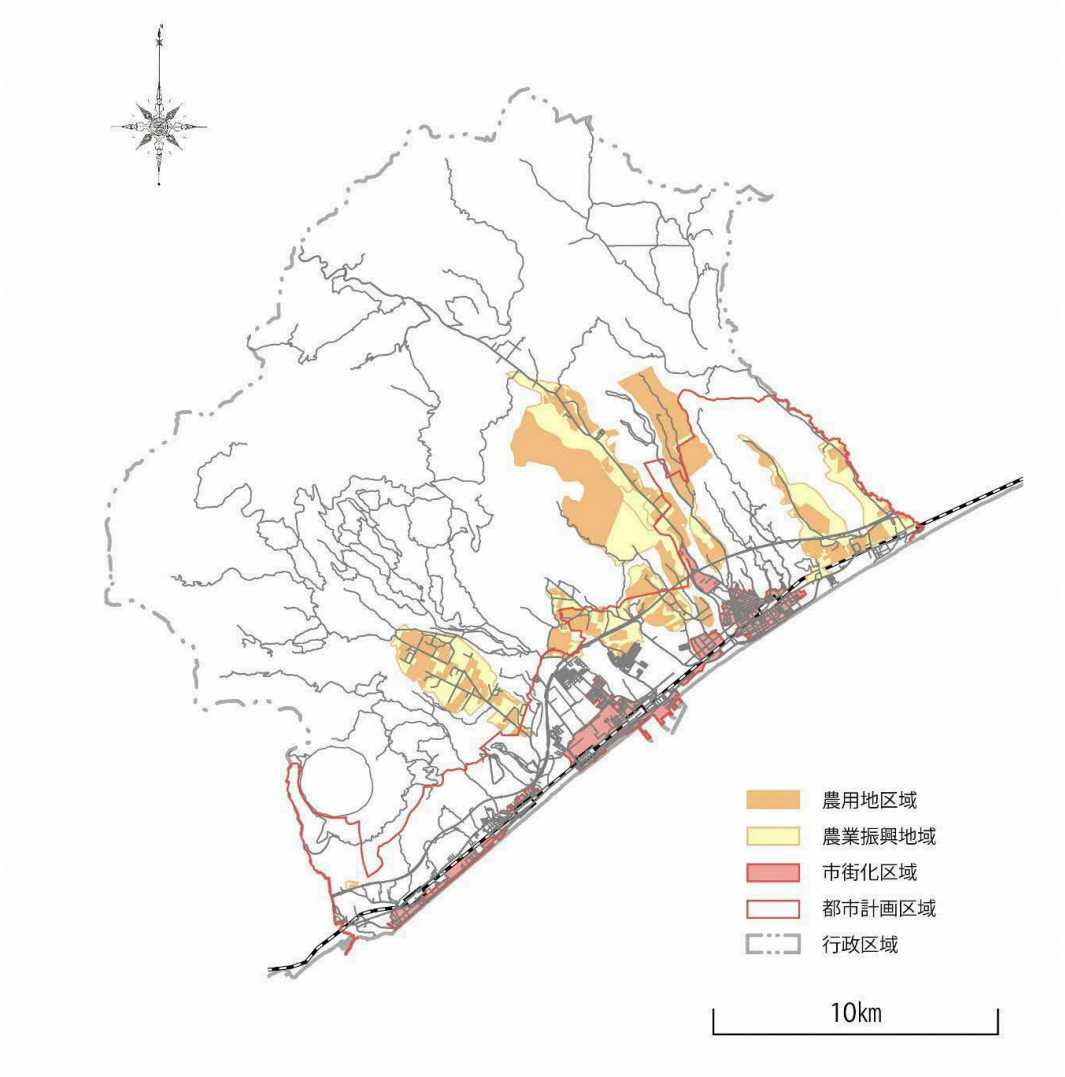

農業振興地域の指定状況図　　資料：国土数値情報

（4）安全安心

① 災害危険性

ア 土砂災害・河川氾濫

本町では、「急傾斜地の崩壊」または「土石流」に関する土砂災害警戒区域が 88 か所、このうち土砂災害特別警戒区域は 56 か所が指定され、市街地の外縁部に多く分布しています。

洪水については、水位周知河川である白老川においてシミュレーションが行われており、想定最大規模の降雨が発生した場合に、白老地区と石山地区の一部で水深 3m未満の浸水が想定されています。

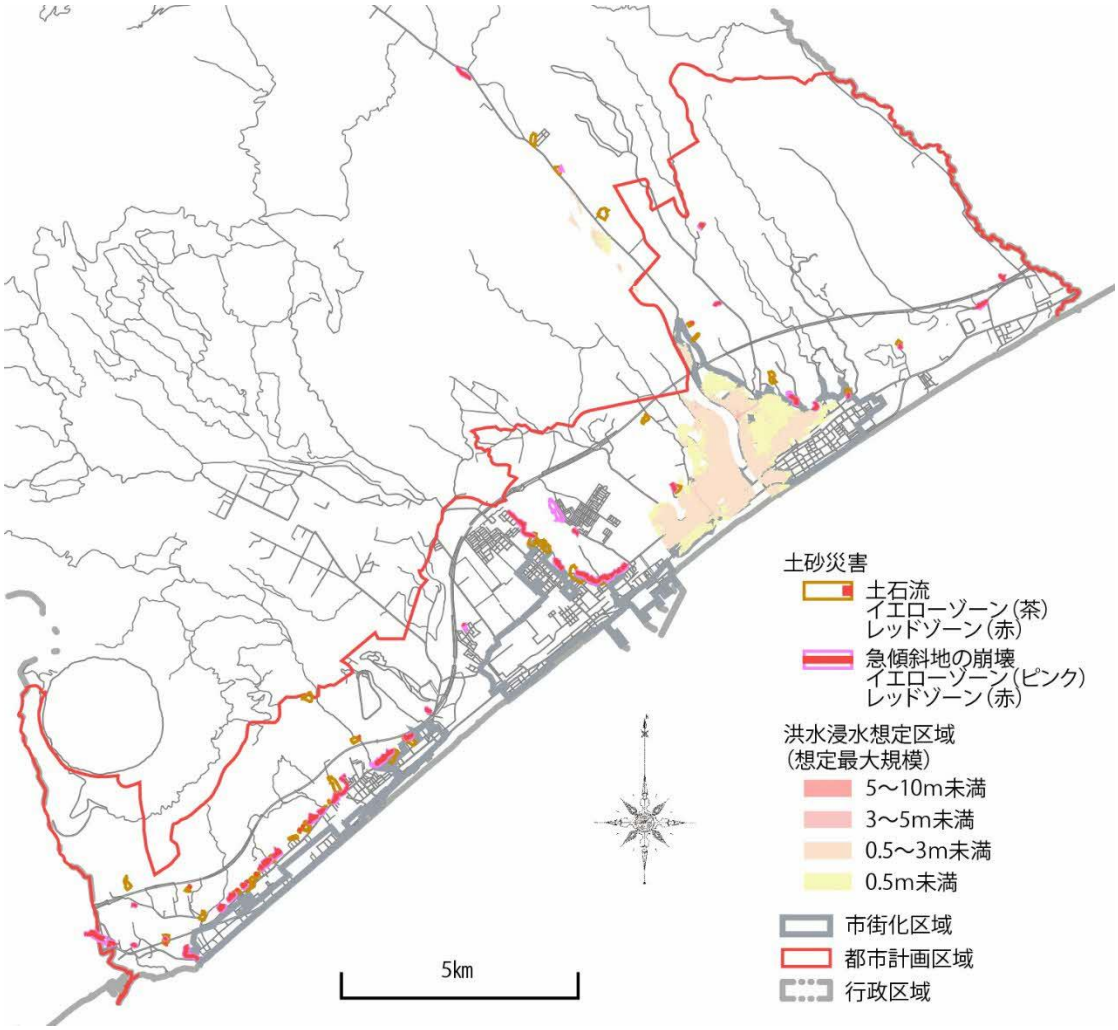

土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域の指定状況　　資料：白老町都市計画支援システム、北海道提供データ

イ　津波災害

令和３年７月に北海道から示された新たな津波浸水想定から、本町において日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルに基づく最大クラスの津波が発生した場合、地震発生の 39 分後に最大津波高 8.5m（地点：大町の場合）の津波が到来し、町内の海岸線全域にその被害が及ぶものと想定されています。

津波浸水の範囲は、白老川やウヨロ川周辺が最大で、海岸線から３ｋｍ程度離れた場所にまで影響し、これにより市街化区域のほぼ全域が被災するものと想定されています。

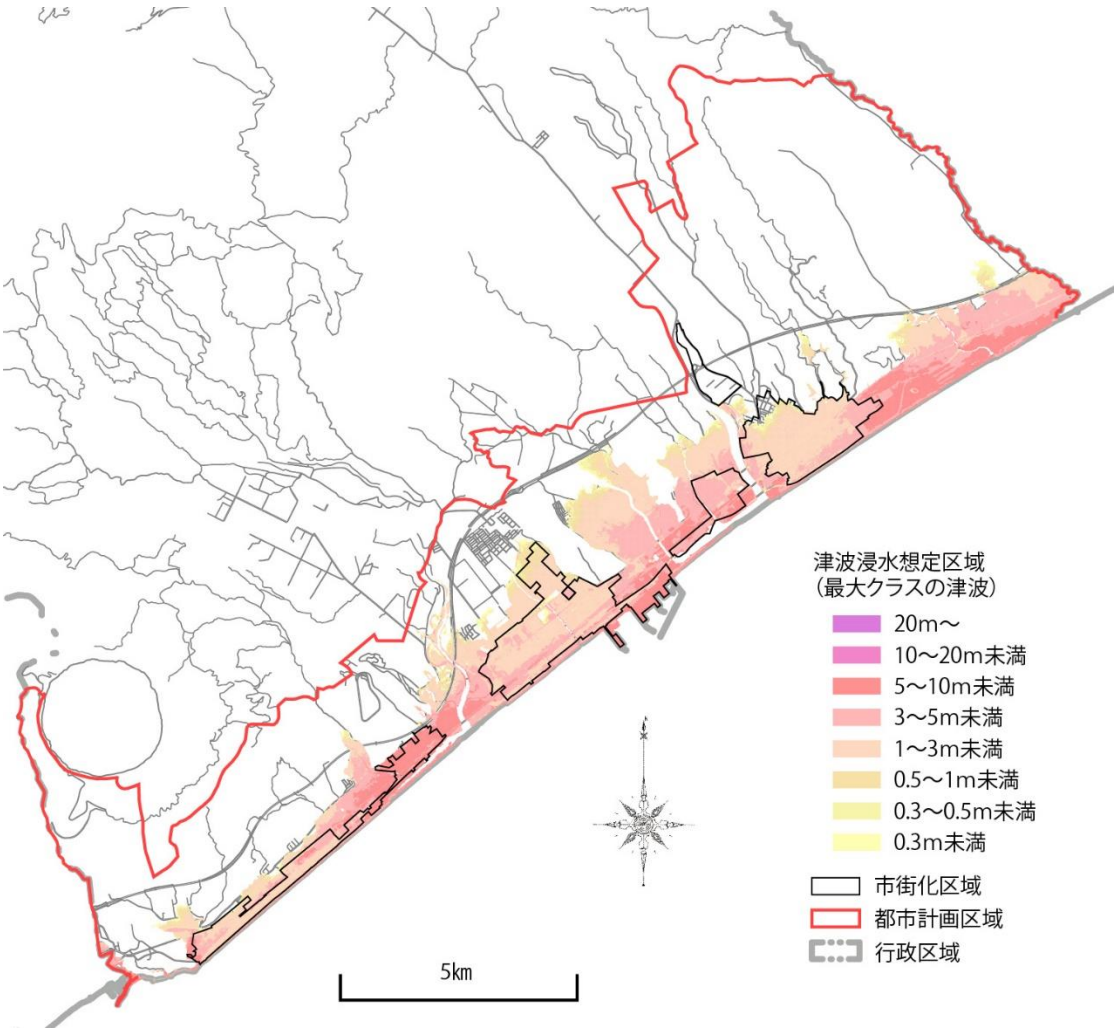

津波浸水想定区域の状況　　資料：北海道提供データ（令和３年７月 19 日公表）

② 空き地・空家

ア 空き地の状況

市街化区域内の低未利用地の面積は、平成 20 年と平成 27 年の比較で約 30ha 増加しており、市街地の空洞化が進んでいます。この傾向は人口減少に伴って更に増加するものと推測されます。

地域	H20		H27		H27-H20
	面積(ha)	構成比（%）	面積(ha)	構成比（%）	面積(ha)
社台、白老	92.0	33.5%	112.3	36.9%	20.3
石山、萩野、北吉原	132.8	48.3%	132.8	43.6%	0.0
竹浦、虎杖浜	50.0	18.2%	59.4	19.5%	9.4
全町	274.8	100.0%	304.5	100.0%	29.7

低未利用地面積の推移　　資料：北海道都市計画基礎調査

イ 空家の状況

本町の空家は、平成 29 年時点で 315 戸存在し、総世帯数との比較でみると石山地区、萩野地区、北吉原地区で空家の比率が多い状況となっています。

また、空家の状態別では、虎杖浜地区で倒壊の恐れがある空家が多い状況にありますが、今後は所有者の高齢化等を理由に、虎杖浜地区に限らず、各地区で管理不全な状態にある空家が増加していくものと推測されます。

項目／地区	空家等戸数（戸）	空家等総数に占める各地区空家等の割合（%）	※参考総世帯数（戸）	総世帯数における各地区の世帯数の割合（%）
社台地区	19	6.0	468	4.9
白老地区	64	20.3	4,209	44.0
石山地区	35	11.1	561	5.9
萩野地区	67	21.3	1,286	13.4
北吉原地区	58	18.4	1,070	11.2
竹浦地区	43	13.7	1,172	12.2
虎杖浜地区	29	9.2	807	8.4
計	315	100.0	9,573	100.0

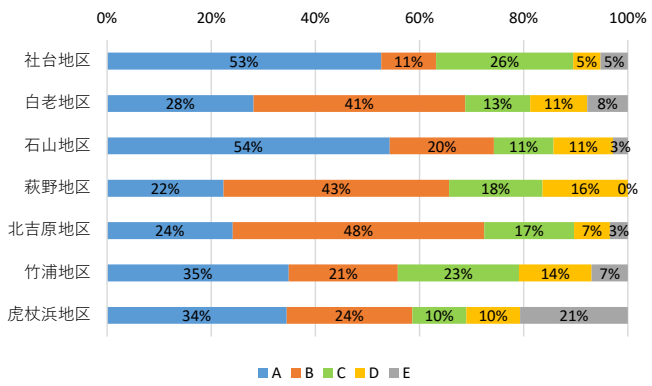

＜空家等の状態＞

A：建物に目立った腐朽破損はなく、空家の状態で今後の利用が見込まれる

B：外壁や屋根、窓等に腐朽破損はあるが、一部修繕により利活用が見込まれる

C：外壁や屋根、窓等に腐朽破損や老朽により、利活用には大規模改修が見込まれる

D：建物の傾き、外壁・屋根等の腐朽破損が著しく、倒壊の恐れが認められる

E：倒壊の恐れが高く、倒壊した場合に隣接建物に影響がある、又は前面道路の通行に影響がある

空家等の戸数、状態の割合　　資料：白老町空家等対策計画

（５）財政運営

① 都市経営

ア 歳入

本町の税収入額は、平成 22 年度に約 26 億円でしたが平成 27 年度までは減少が続き、これ以降は増加に転じて令和元年度では約 24 億円となっています。

今後は、総人口や生産年齢人口の減少などに伴い、税収減が続くものと推測されます。

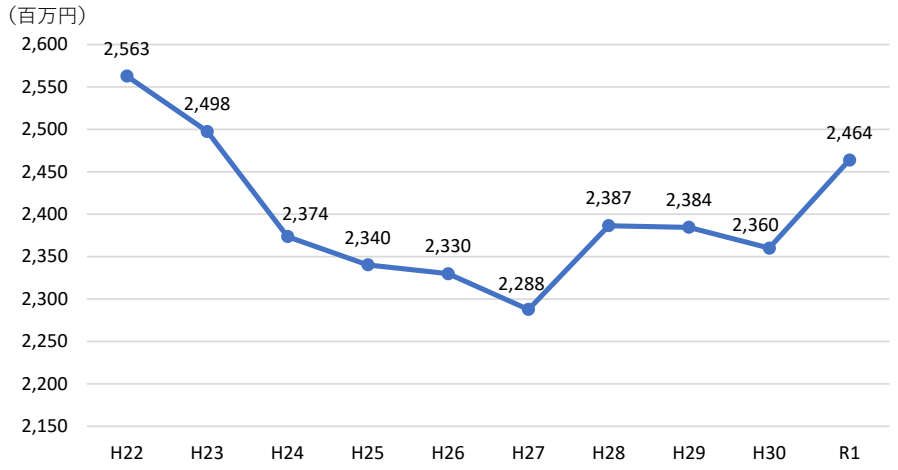

税収入の推移　　資料：白老町税務課

イ 歳出

本町の歳出額は、ここ数年 110 億円前後で推移していますが、高齢化の進行とともに歳出額に占める扶助費の割合が増加していくものと推測されます。

一方、投資的経費における普通建設事業費は、近年補助の占める割合が高まり増加傾向にありましたが、今後は新たな事業への投資は縮小していくと見込まれるため、減少に転じていくと推測されます。

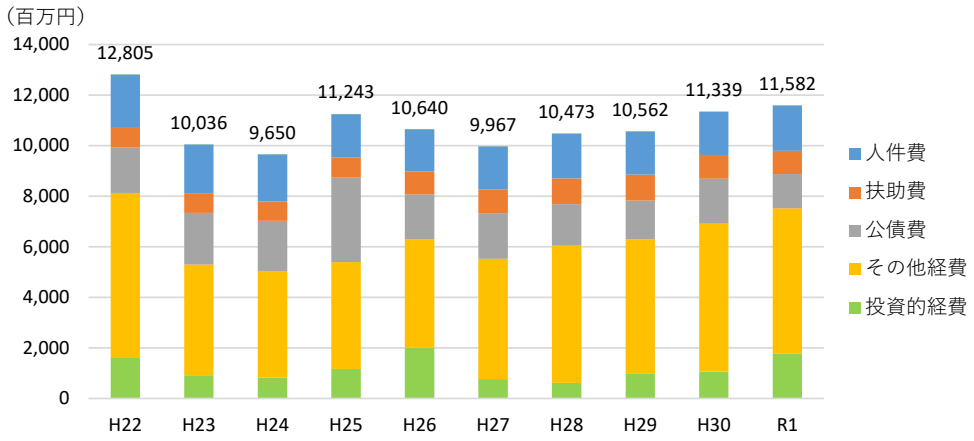

性質別歳出額の推移　　資料：白老町企画財政課

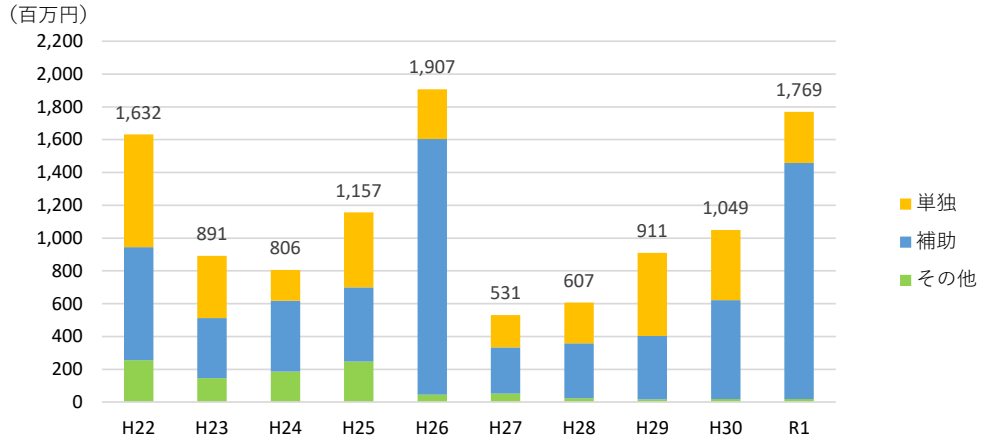

投資的経費における普通建設事業費の推移　　資料：白老町企画財政課

ウ 公共施設・インフラ維持管理費

本町の投資的経費については、前頁の性質別歳出額の推移から平成 22 年度～令和元年度の平均で約 12 億円になっています。

一方、今後 40 年間に必要となる公共施設等の修繕・更新費は、全体で約 959 億円、年平均で約 24 億円と見込まれており、投資可能額を大きく上回ると推測されます。

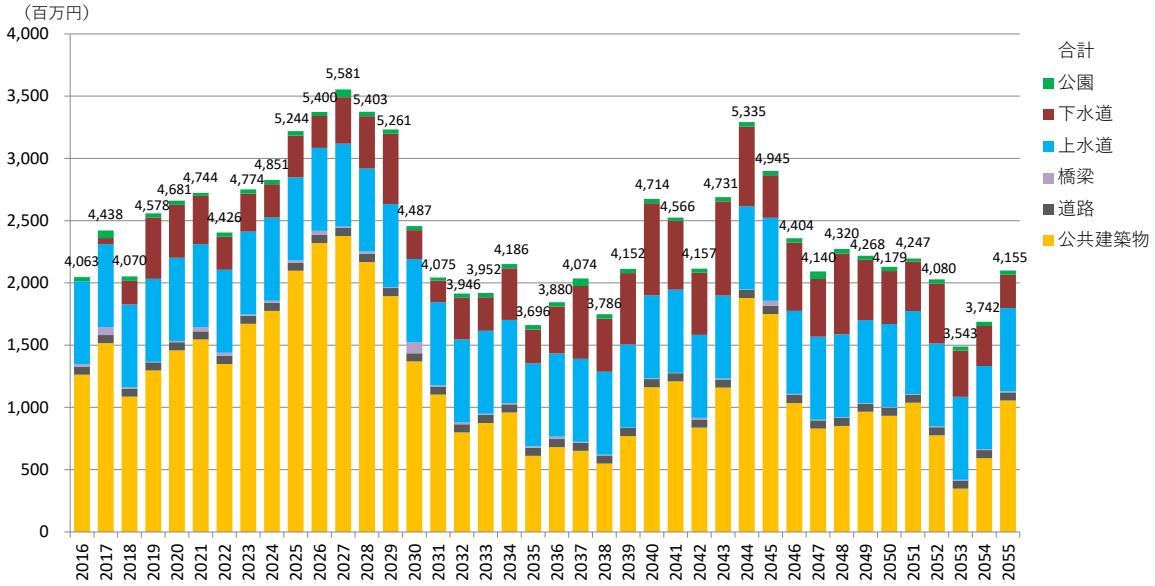

公共施設等の修繕更新費用の将来推計　　資料：公共施設等総合管理計画

2　都市づくりの課題と方向性

都市づくりの現状分析から、課題と方向性を整理します。

	現状分析による都市づくりの課題	都市づくりの方向性
生活環境	■人口・土地利用 ・令和 22 年までに人口が 48%減少、高齢化率は 57%まで上昇 ・市街地の低密度化により、生活サービスの低下が懸念される ・市街化区域外に住宅地が多数存在することが本町の特性 ■都市基盤・交通 ・事業着手の見込みのない都市計画道路が 17 kmある ・公園が近くにない住宅地がある ・市街地の公共交通（バス）を充実するも 70 歳以上でも免許保有率が 6 割を超える ■生活サービス施設・公共公益施設 ・東西に長い市街地ゆえに、地域によっては施設の立地が限られる ・サービス維持のための施設集約と居住空間の検討が必要	少子高齢化・人口減少社会においても持続可能となるコンパクトな都市構造の形成が求められる
経済産業	■都市基盤・土地利用 ・石山地区、北吉原地区、白老港など大規模な工業地が分布 ■産業 ・就業人口は減少傾向で、第 2 次産業の減少が大きい ■商工業 ・商業販売額、製造品出荷額はともに減少し、商工業は経済的な落ち込みが継続 ■観光 ・多様な観光資源の存在に加え、ウポポイ開設による観光客の増加が見込まれる ■交流人口・関係人口 ・道央自動車道や国道 36 号による人流が強い ・苫小牧市とは一日千人を超える行き来（通勤・通学）がある	町内の産業は停滞するもウポポイ開設による来訪者増を契機とした各産業への波及拡大が期待される
環境調和	■みどり・水 ・河川がまちの成り立ちや歴史・風土に影響 ・山間部には広大な国有林（保安林）が広がり、市街地周辺では民有林が都市環境の向上に寄与 ・主要河川の流域には、白老牛を支える採草放牧地が広がる	町域の大部分を占める豊かな森林や河川、地域産業を支える農地の保全と活用が求められる
安全安心	■災害危険性 ・市街地外縁部での土砂災害、白老・石山地区における白老川の氾濫・浸水の懸念 ・新たな津波浸水想定から市街化区域のほぼ全域が被災 ■空き地・空家 ・平成 20 年からの 7 年間で低未利用地が 30ha 増加 ・管理状態の悪い空き家の増加が推測される	災害リスクの高いエリアからの都市機能や居住の誘導、空き地・空家等の既存ストックの活用、景観対策の推進が求められる
財政運営	■都市経営 ・生産年齢人口の減少に伴い税収入の減少が推測される ・高齢化とともに扶助費の増加が推測される ・公共施設等の修繕・更新費が 24 億円/年（今後 40 年間）で投資可能額を大きく上回る	財政を圧迫する都市運営コストの縮小・効率化が求められる

Ⅲ　町民意向の把握

１　町民アンケート調査

（１）調査概要

調 査 対 象	町内在住の満 18 歳以上の男女 2,000 人（住民基本台帳より抽出）
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収
調 査 期 間	令和 3 年 5 月 26 日～6 月 22 日
回 収 結 果	有効回収票 736 票　回収率 36.8％

（２）調査結果概要

① 日常の移動手段

・日常の移動手段で最も多いものは「自家用車」（67.9％）です。公共交通の利用は若年層（18～19 歳）と高齢層（70 歳以上）において高い水準にあります。

② 日常の生活圏

・町民の半数（53.5％）が食料品等の日用品を町内で調達しています。

・一方、衣料品や家電等、日用品以外のものは町外（特に苫小牧市）を利用する割合が高くなっています。虎杖浜地区では隣接する登別市の利用割合が高く、生活圏の違いがみられます。

③ 暮らしのニーズ

・暮らしのニーズが高い分野は、「日用品の買い物の利便性」、「公共交通機関の利便性」「医療・福祉施設の充実」の 3 つがあげられています。

④ 定住意向

・町内に住み続けたい（このまま住み続けたい（58.2％）、一度まちを出てまた帰ってきたい（1.2％））と考える町民の割合は約 6 割（59.4％）です。

⑤ 重視すべき都市づくりのあり方

・居住環境の向上やまちの活性化につながる土地利用をはじめ、日常生活に密接した道路交通環境の整備や、すべての世代が安心して暮らせる都市施設の整備、地域特性に応じた景観の形成、災害に強く安全性の高い都市環境の整備が求められています。

⑥ 今後のまちづくりの方向性

・「医療・福祉施設が充実したまち」（448 件）、「商店街に活気やにぎわいがあるまち」（251 件）、「災害に強い安全なまち」（232 件）が、今後のまちづくりの上位 3 位を占めています。

⑦ 都市の集約化の意向

・人口減少に伴う将来の心配事として、「買い物をする場所がなくなる」（390 件）、「通院先となる病院がなくなる」（276 件）、「町民一人当たりの税負担が大きくなる」（210 件）が多数意見としてあげられています。

・町民の 7 割以上（71％）が、持続可能な都市運営の観点から「人口減少や税収減等の変化に柔軟に対応したまちづくり」が必要であると考えています。

・町民の 7～8 割が、公共施設の更新や維持管理に係るコスト抑制の観点から「公共施設の合理的な運営（複合化・広域化・民間連携等）」を求めています。

２　事業者アンケート調査

（１）調査概要

調 査 対 象	町内事業所 200 社（町内事業所 833 社より抽出）
調 査 方 法	郵送配布・郵送回収
調 査 期 間	令和 3 年 5 月 26 日～6 月 22 日
回 収 結 果	有効回収票 95 票　回収率 47.5%

（２）調査結果概要

① まちのイメージ

・「豊かな自然に恵まれた環境都市」(56 件)、「ウポポイ等を代表する観光都市」(42 件)「アイヌ文化等が息づく歴史文化都市」（32 件）が、事業者から見たまちの主要イメージです。

② 事業活動のニーズ

・事業活動のニーズが高い分野は、「日用品を揃える商店等の多さ」、「公共的な施設の使いやすさ」、「災害時の逃げやすさ」の 3 つで、今後特に力を入れるべき分野です。

③ 事業活動上の課題

・「人口減少が進み、客数が少なくなっている」(40 件)、「空き店舗等が増加し、商業地の魅力が喪失している」(22 件）のほか、その他の意見として「労働人口の減少」、「顧客の高齢化」など、人口減少・高齢化を起因とした課題が多く散見されています。

④ 今後の事業活動

・「現状のまま続けたい」が約 6 割（62.1%)、「現在の場所で事業拡大したい」が約 2 割（16.8%）で、事業者の約 8 割（78.9%）が現在地での活動継続を考えています。一方、町外への移転や廃業を考えている事業者は 1 割未満（7.4%）です。

・地域との共存に必要なこととして「事業所と近隣住民との相互理解と交流」(38.9%)があげられています。

⑤ 今後の土地利用

・「空き地・空家対策の推進」(37 件)、「事業者や商業施設等の立地促進」(28 件)、「良好なまちなみや安心して暮らせる住環境整備」（13 件）が、今後の土地利用の上位 3 位を占めています。

・土地利用にあたり、「用途区分の明確化」と「居住環境の悪化につながる開発規制」が多数意見としてあげられています。

⑥ 都市の集約化の意向

・「まちの拠点で人口が維持されると事業が展開しやすくなる」(51 件)、「郊外部の人口が抑制されると事業が展開しやすくなる」（10 件)、「まちの拠点に事業者が集まると効率的な事業を展開しやすくなる」(37 件）の 3 つで全体の 7 割以上（72%）を占めることから、まちの拠点への集約化が求められています。

３　中学生アンケート調査

（１）調査概要

調 査 対 象	白老町内中学校（白老中学校・白翔中学校）　第２学年
調 査 方 法	中学校での直接配布・回収
調 査 期 間	令和３年５月 21 日～6 月４日
回 収 結 果	有効回収票 62 票　回収率 83.8％

（２）調査結果概要

① 定住意向

・町内に住み続けたい（このまま住み続けたい（3%）、町内の他の地域に移りたい（2%）、一度まちを出てまた帰ってきたい（27%））と考える中学生の割合は約３割（32%）です。

② まちの将来像

・「商店街に活気やにぎわいがあるまち」（28 件）、「安全で快適な住環境が整ったまち」（20 件）、「公園など憩いの場が充実したまち」（20 件）が、将来のまちのイメージの上位３位を占めています。

③ 定住に必要な条件

・「商業施設の充実」（42 件）、「働く場所・働く機会の増加」（23 件）、「スポーツ施設の充実」（20 件）が、若い世代の定着に必要な多数意見としてあげられています。

４　高校生アンケート調査

（１）調査概要

調 査 対 象	白老町内高等学校（白老東高校、北海道栄高校）　第２・３学年
調 査 方 法	高校での直接配布・回収
調 査 期 間	令和３年６月 21 日～7 月９日
回 収 結 果	有効回収票 205 票　回収率 72.7％

（２）調査結果概要

① 定住意向

・町内に住み続けたいと考える町内在住の学生の割合は約１割（8.4%）です。町外から通学する学生で町内に住みたいと考える割合はごく僅か（3.6%）です。

② まちの将来像

・「商店街に活気やにぎわいがあるまち」（106 件）、「安全で快適な住環境が整ったまち」（76 件）、「文化・スポーツ施設等が充実したまち」（52 件）が、将来のまちのイメージの上位３位を占めています。

③ 定住に必要な条件

・「商業施設の充実」（100 件）、「働く場所・働く機会の増加」（75 件）、「若い世代向けの住宅の充実」（71 件）が、若い世代の定着に必要な多数意見としてあげられています。

④ 都市の集約化の意向

・人口減少に伴う将来の心配事として、「買い物をする場所がなくなる」（111 件）、「町民一人当たりの税負担が大きくなる」（54 件）が多数意見としてあげられています。

・高校生の約 6 割（59%）が、「人口減少や税収減等の変化に柔軟に対応したまちづくり」が必要であると考えています。

５　まちづくり未来フォーラム・意見交換会

■ まちづくり未来フォーラム

（１）開催概要

日　時	令和３年８月 24 日（火）18：00～19：00
場　所	白老コミュニティセンター201 号室
テーマ	人口減少社会における都市づくりのあり方
講　師	北海学園大学工学部　　教授　鈴木　聡士
参加者	43 名

（２）講演内容（要旨）

　人口減少社会に対応するための新たな都市づくりの形にコンパクト・プラス・ネットワークがある。

　コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めるためには「転出回避」の改善が有効である。

　転出回避とは定住意向のある人がライフステージの変化により生じる望まない転出を回避させる考え方で、白老町においては人生の節目において、「買物環境の不足」、「病気・老化時の不安」、「移動手段喪失時の不安」を感じた時に、望まない転出が多く見られる傾向にある。

　白老町において転出回避を改善するためには、買物・医療とそれを支える移動手段の充実が有効であり、これらの施策を実現できる都市基盤としてコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりが最適である。

（３）フォーラム参加者アンケート結果（回答者 33 件、回答率 76.7%）

・コンパクト・プラス・ネットワークの認知度は約３割（27%）
・コンパクト・プラス・ネットワークの推進を望む声は９割以上（94%）
・同まちづくりの推進による期待される効果は、生活利便性の維持・向上（23 件）が最多

■ 意見交換会

フォーラム終了後、鈴木教授と策定委員会との間で意見交換を実施した。主な意見は以下のとおり。

○ 都市計画は 20 年先の絵姿を展望するもの。コンパクト化にしてもいきなりは難しい。
　その実現に向けて５年スパンで施策を講じていくような視点が大切である。

○ 買い物の環境も都市圏と同じようにすることではない。
　白老に来ないと得られない価値を創り出すことが大切。
　ショッピングセンターやチェーン店の誘致ではない。
○ 町内会や子育て活動など、人とのつながりを通してまちへの愛着を高めることが若年層の転出回避・町内回帰に作用する。形のない都市計画も重要である。
○ 今の居住環境を維持しながら戦略を練ることも重要。
　まちを良くするための我慢も必要。縮小しながら充実させる「縮充」の考え方も大切である。

６　町民が求める都市の姿

アンケート結果分析から町民の声を整理し、町民が求める都市の姿を示します。

各種アンケート結果

○ 子どもから高齢者・障がい者まで、誰もが安全安心に暮らせる住環境の形成
○ 商業、医療、公共交通など生活サービスの持続的な提供
○ まちなか居住の促進と中心市街地の活性化
○ 無秩序な土地利用の防止と自然環境の保全
○ 都市計画の規制・誘導等による用途混在の抑制と住環境の保全
○ 事業者や商業施設等の立地促進と働く場所・働く機会の確保
○ 多彩な観光資源を活かした産業振興
○ 歴史、文化、個性を尊重した景観形成
○ 空き地・空家の発生抑制や利活用の推進
○ ハードとソフトが一体となった防災・減災対策
○ 既存ストックの有効活用、公共施設の合理的な運営（長寿命化、複合化等）によるコスト抑制
○ 都市機能の集積による持続可能な都市経営

まちづくり未来フォーラム・意見交換会

○ コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの推進が転出回避につながる。
○ 本町の転出回避の改善に有効な施策は、「買物」、「医療」、「公共交通」の３つ。
○ 買物環境は都市圏を目指すのではなく、その町に来ないと得られない価値を創り出すことが大切である。
○ 郷土愛の醸成が若年層の転出回避・町内回帰に作用する。形のない都市計画も重要である。
○ まちを良くするための我慢も必要。縮小しながら充実させる「縮充」の考え方も大切である。

町民が求める都市の姿

人口減少や税収の減少等の変化に柔軟に対応したまちづくり

Ⅳ　都市づくりの方向性

１　将来の都市づくりの考え方

「都市計画を取り巻く動向」に加え、「都市づくりの課題と方向性」、「町民が求める都市の姿」に基づき、これからの都市づくりに求められる考え方を整理します。

白老町の現状と課題

生活環境	少子高齢化・人口減少社会においても持続可能となるコンパクトな都市構造の形成が求められる
経済産業	町内の産業は停滞するもウポポイ開設による来訪者増を契機とした各産業への波及拡大が期待される
環境調和	町域の大部分を占める豊かな森林や河川、地域産業を支える農地の保全と活用が求められる
安全安心	災害リスクの高いエリアからの都市機能や居住の誘導、空き地・空家等の既存ストックの活用、景観対策の推進が求められる
財政運営	財政を圧迫する都市運営コストの縮小・効率化が求められる

社会の潮流

① 人口減少を見据えた都市づくり
② 多拠点ネットワーク型コンパクトシティの実現
③ 健全な都市経営の実現
④ 環境負荷の小さい都市づくり
⑤ 自然災害リスク等を低減する都市づくり
⑥ 持続可能な開発目標に対応した都市づくり

各種アンケート調査

・まちの拠点への集約化と生活サービスの持続的な提供
・公共施設等の合理的な運営による運営コストの削減
・人口減少や税収の減少等の変化に柔軟に対応したまちづくりの推進

これからの都市づくりに求められる考え方

人口減少時代に対応した都市構造の再編

時代は今、「拡大・成長」から「成熟・持続」へと移行し、これを支える都市構造も大きく変化しています。人口減少・少子高齢化の急速な進行に起因する様々な課題に対応するため、地域公共交通と連携した拠点集約型のまちづくりを推進し、持続可能な都市構造の再編に取り組んでいきます。

第３章
全体構想

Ⅰ　都市づくりの理念と目標

Ⅱ　将来の都市構造

Ⅲ　都市づくりの基本方針

Ⅰ　都市づくりの理念と目標

１　将来都市像

本町の最上位計画である「第６次白老町総合計画」では、人口減少下においても将来にわたり町民が心豊かに暮らすことができる、持続可能なまちづくりを目指すこととし、以下に将来像を掲げています。

第２次白老町都市計画マスタープランにおいても、第６次白老町総合計画で掲げる将来像を継承し、都市計画の分野から、その実現に向けたまちづくりを展開していくこととします。

【白老町の将来像（第６次白老町総合計画より）】

「共に築く希望の未来　しあわせ感じる元気まち」

２　都市づくりの理念

第２次白老町都市計画マスタープランでは、第６次白老町総合計画で掲げる将来都市像を基軸としつつ、前章で導き出した都市づくりの方向性等を総合的に勘案しながら、以下のとおり「都市づくりの理念」を定めます。

【都市づくりの理念】

戦略的な縮充による持続可能な都市づくり

人口減少や高齢化を背景とした都市の低密度化は、まちの活力を奪い、地域コミュニティを弱体化させます。今後の人口減少社会に対応していくためには、ただ単に縮むのではなく、戦略的に縮むことにより、まとまりの力を引き出しながら、町民一人ひとりの「生活の質」を高めていくことが重要です。

社会の成熟化に伴い人々のライフスタイルが変化し、価値観が多様化する中、縮小しながらも充実を図る「縮充」の視点が、これからの都市づくりに求められます。

そのため、まちを構成する全ての人々が、それぞれの幸せを実感できるよう、「縮充」の視点に立ち、将来にわたりまちを持続的に発展させていくための新たな価値を共に創り上げていくことが大切です。

※　「縮充」とは、人口や税収が縮小しながらも地域の営みや住民生活が充実したものになっていくことを表します。

3　都市づくりの基本目標

将来都市像と都市づくりの理念を踏まえ、今後の都市づくりにおける基本目標を設定します。

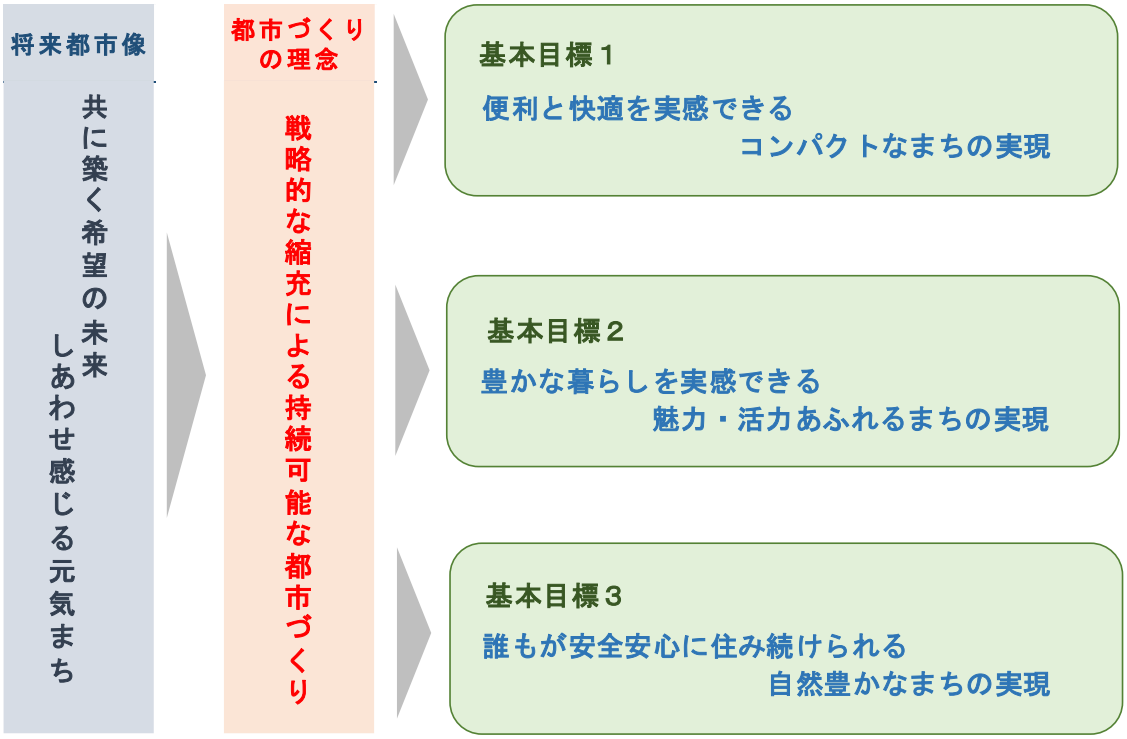

基本目標１　便利と快適を実感できるコンパクトなまちの実現

暮らしの場には、日常的な買い物などを支える商業施設をはじめ、行政、子育て、教育、医療、福祉、介護などの様々な施設が必要です。しかし、人口減少によりまちの低密度化が進むと地域での生産性が低下し、生活サービスの維持が困難となります。

このため、都市機能や居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導し、集積のメリットを活かした都市づくりを進めることで、一定レベルの人口密度を維持できる、持続可能なまちの実現を目指します。

また、各拠点を道路や公共交通でネットワーク化し、環境にやさしくアクセスしやすい交通体系を構築することで、便利と快適を実感できるコンパクトなまちの実現を目指します。

- ■ 人口減少・少子高齢社会に対応したコンパクトなまちづくり
- ■ 生活環境が整った快適な住環境づくり
- ■ 誰もが便利で快適な交通環境づくり

基本目標２　豊かな暮らしを実感できる魅力・活力あふれるまちの実現

まちのにぎわいや活気を生み出すためには、交流人口や関係人口等の拡大によるヒト・モノ・カネの動きの活性化が必要です。本町では近年開設したウポポイを観光振興の要として位置付け、これまで地域資源を活かした観光拠点の整備や観光ネットワークの形成などに取り組んできました。

これからは、交流人口等がもたらす経済効果により、多彩な地域資源を効果的に活用し、何度も訪れたくなる魅力あふれるまちの実現を目指します。

一方、サービス産業が多い本町において町内の生産力を向上させるためには、密度の経済を発揮した効率的な事業活動等が求められます。加えて、働く場の創出に向けた更なる企業誘致の推進も必要です。

今後においては、店舗や事務所、公共施設などの都市機能の集積化による、地域経済の活性化や都市経営の健全化を進めると同時に、空家・空き店舗等を活用した多様な働く場の創出をはじめ、既存工業団地への新たな企業の誘致と地場企業の移転集約等を推進しながら、活力あるまちの実現を目指します。

- 観光振興と交流・にぎわいづくり
- 活力あふれる産業基盤づくり
- 都市経営の視点をもったまちづくり

基本目標３　誰もが安全安心に住み続けられる自然豊かなまちの実現

本町は、市街地の外縁を包む豊かな緑や多くの河川を有しており、良好な自然景観や生活に潤いを与える一方で、近年の異常気象による災害リスクの高まりから、防災・減災のための住まい方や土地利用のあり方が課題となっています。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による新たな津波浸水想定に基づく今後の都市づくりのあり方についても検討が必要です。

これからは、ソフト・ハードの両面から防災・減災に向けた取り組みを強化していくとともに、災害ハザードエリアにおける開発抑制や移転の促進などに努め、誰もが安全安心に住み続けられるまちの実現を目指します。

さらに、地球環境問題に対応するため、効率的なエネルギーの利用と温室効果ガスの発生を抑制する、環境負荷の小さい低炭素なまちの実現を目指します。

- 災害に強いまちづくり
- 環境にやさしい水と緑のまちづくり
- 環境負荷の小さい低炭素なまちづくり

4　将来展望人口

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が、平成 30 年 3 月に公表した推計値によると、本町の人口は現在の人口動向が続いた場合、令和 22 年（2040 年）には 9,180 人まで減少するとされています。

一方、人口ビジョンにおける本町が目指す将来展望においては、自然増対策と社会増対策に取り組むことにより、令和 23 年（2041 年）の人口を 9,615 人まで抑制することとしております。

本町の最上位計画である第 6 次白老町総合計画は、白老町人口ビジョンに基づき目標人口を設定していることから、本マスタープランにおいても人口ビジョンとの整合性を考慮し、将来展望人口を設定します。

	令和 13（2031）年度 中間見直し	令和 23（2041）年度 目標年度
将来展望人口	12,557 人	9,615 人

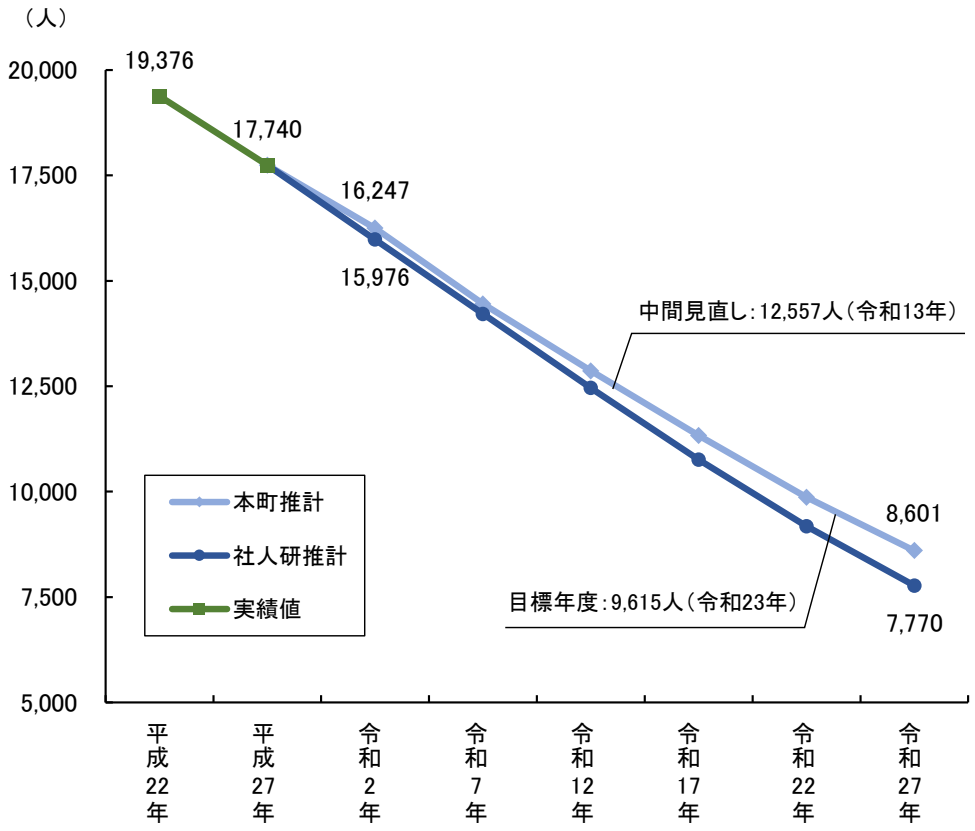

Ⅱ　将来の都市構造

１　基本的な考え方

将来都市構造は、本町が目指す将来都市像の実現に向け、まちの拠点となる場所や、都市の骨格を形成する軸の配置といった目指すべき都市のあり方を示すものです。

本計画が目指す将来都市構造は、都市づくりの理念である「戦略的な縮充による持続可能な都市づくり」に基づき、暮らしの場の近くに様々な都市機能や働く場が適切に立地し、それらが道路・公共交通のネットワークによって有機的に結びついた「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市構造とします。

基本目標１
便利と快適を実感できるコンパクトなまちの実現

基本目標２
豊かな暮らしを実感できる魅力・活力あふれるまちの実現

基本目標３
誰もが安全安心に住み続けられる自然豊かなまちの実現

＜将来都市像を実現するための都市構造＞
「コンパクト・プラス・ネットワーク」型の都市構造

① 拠点

【中心拠点】
様々な都市機能が集積され、にぎわいや活力が創出される、まちの顔となる拠点
白老駅周辺

【地域拠点】
身近な生活サービス機能が集積され、地域住民の暮らしを支える拠点
社台、萩野、北吉原、竹浦、虎杖浜駅周辺

② 連携軸

広域都市圏、町内の各拠点を相互に連絡し、町民の生活や経済活動、来訪者との交流を支える主要な道路や公共交通

国道３６号、道道白老大滝線
道央自動車道、ＪＲ室蘭本線など

＜都市構造の構成要素＞

2　将来都市構造の設定

基本的な考え方を踏まえ、本町の将来都市構造を以下のとおり設定します。

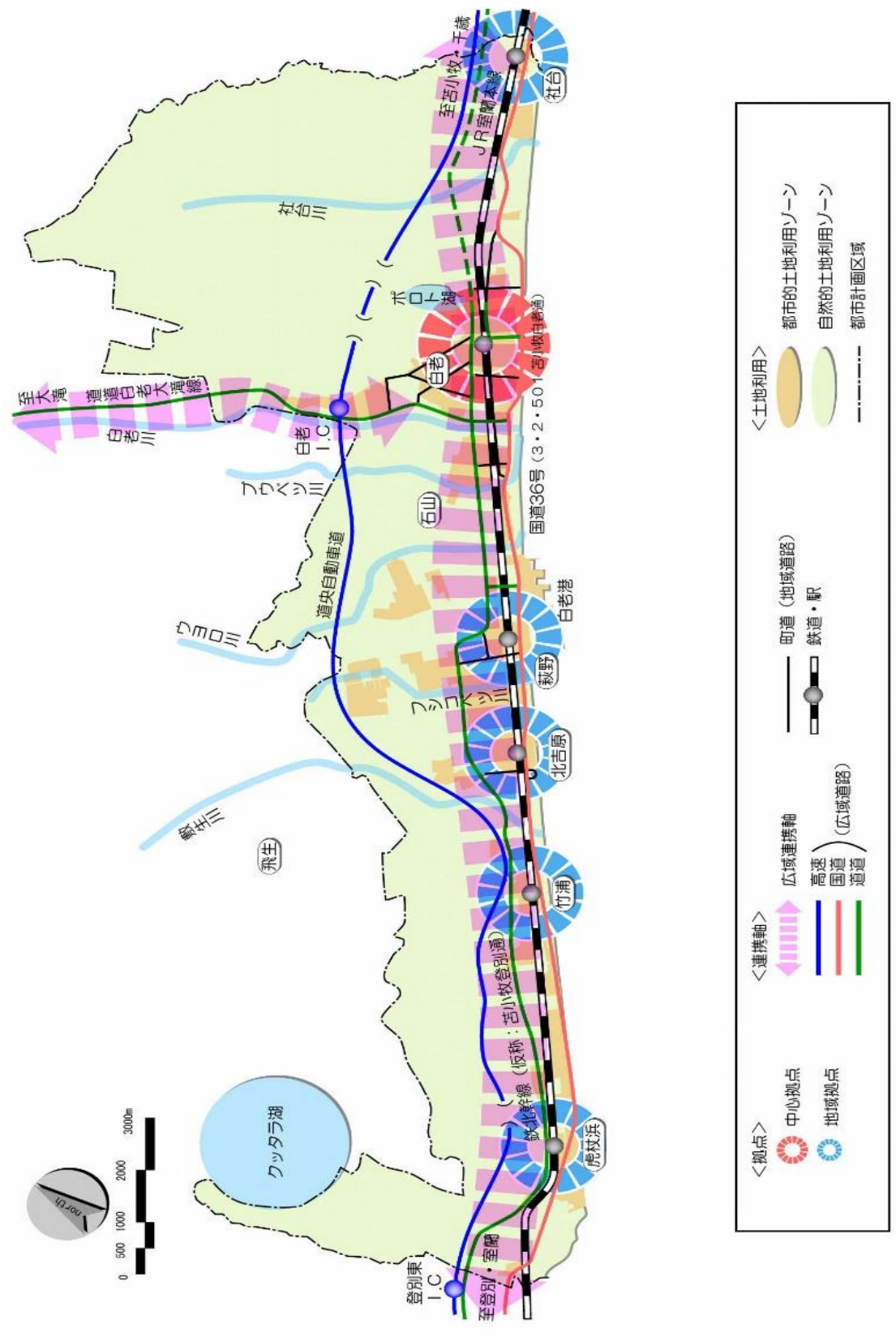

Ⅲ　都市づくりの基本方針

１　土地利用の方針

１－１　現状と課題

本町の都市的土地利用は、昭和 30 年代後半の大規模工場の進出操業から活発化し、昭和 40 年代前半には、郊外地を中心とした温泉付き大規模分譲が行われ、無秩序な開発が進みました。その開発を抑制するため、昭和 48 年に区域区分制度を導入し、都市計画区域の線引きよる、良好かつ安全な市街地の形成に努めてきました。

その後、バブル期による経済成長や人口増加に伴い、一定のルールのもと市街地が拡大し、都市インフラについても高い水準で整備が進みましたが、近年の本格的な人口減少社会への突入により、これまでの人口増加を前提とした拡大志向の都市づくりから人口減少を見据えた都市づくりへと、都市構造のあり方が大きく変化しています。

これからのまちづくりにおいては、町民の日常生活の要素である「住まう」、「働く・学ぶ」、「憩う」を充足させるために必要な各種の都市機能を集約し、それらの要素を「交通」により補完・連携がなされるような、都市空間を形成することが求められています。

また、コンパクトな市街地形成にあわせて、誰もが徒歩や自転車、ベビーカーや車いすなどで、移動可能な範囲において、商業・医療・福祉や行政などの多様なサービスを享受できる、“歩いて暮らせる”利便性の高い市街地づくりも求められています。

１－２　基本的な考え方

機能的な都市活動の推進、良好な都市環境の形成を図り、町内の各拠点を中心とした安全で快適に暮らせる生活圏を形成する土地利用を目指します。

また、地域の特性や周辺環境との調和に配慮し、緑の保全と計画的な開発による適正な土地利用を進め、自然と都市が共生したまちを目指します。

１－３　基本方針

（１）集約型土地利用への転換

- 人口減少に対応した都市づくりを前提に、市街化区域の拡大は原則行わず、市街地内の低未利用地や既存ストックの活用による機能充実を図ります。
- 鉄道駅等を中心に、生活に必要な都市機能を集約させ、町民の暮らしの核となる拠点形成を図り、便利で暮らしやすいまちを目指します。
- 市街地郊外部・外縁部の住宅地は、安心・快適に住める環境を保持しつつ、まちなかへの居住誘導を推進します。
- 過度に自動車に依存しないコンパクトな都市の実現に向け、また、歩いて暮らせる市街地の形成に向け、公共交通ネットワークと都市機能等の立地を連携させ、誰もが移動しやすく、環境負荷を低減させる土地利用を推進します。
- 公共施設等の拠点集約・再編により、町民サービスの充実と行財政運営の健全化を両立させ、効率的で効果的な都市経営を図ります。
- 持続可能でコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画を策定します。

（２）都市的土地利用の推進

① 住宅系

・ 土地区画整理事業や開発行為によって計画的に整備された住宅地については、充実した都市基盤をこれまでと同様に適切に維持・管理しながら、質の高い居住環境の確保に努めます。
・ 郊外においては、自然と調和したゆとりある良好な居住環境の維持・保全を図るとともに、中心部においては、都市機能が集積される優位性を活かした高密度な居住環境の形成に努めます。
・ 若者単身者、子育て世代、高齢者など誰もが暮らしやすく、多様なライフスタイルやライフステージに応じた住まいができる土地利用を図ります。
・ 市街地の拡散を抑制し、効率的な土地利用を図るため、住居系用途地域への居住誘導を促進します。また、災害リスクの高い地域からの居住誘導や土地利用の規制についても検討します。
・ 特定空家等（危険な空家等）の解消に努めるとともに、居住の受け皿、コミュニティ拠点の形成に向けた空き地・空家等の活用を検討します。
・ 小中学校等の公共施設の跡地については、地域の特性や周辺住環境との調和を十分配慮しつつ、民間による利活用も含め、地域の発展や本町のまちづくりに資する土地利用を検討します。
・ 地域特性に応じた土地利用の誘導を図るため、必要に応じて都市計画制度の柔軟な運用を検討します。

② 商業系

・ 商業･業務地については、行政や文化、商業及び事業所など多様な都市機能の誘導や集積を推進するとともに、民間活力による土地の集約、区画再編などを支援し、都市機能の立地を誘導します。
・ 白老駅周辺は本町の中心拠点として、にぎわいの創出を図り、活力あふれた都市づくりを推進します。また、ウポポイをはじめ町内観光地との回遊性向上により、観光振興と連携した中心市街地の活性化を目指します。
・ その他各地区の商業地においても、地域住民の日常生活を支える商業地として維持していくとともに、地域コミュニティや観光などの交流機能の向上による活性化を目指します。
・ 白老駅北観光商業ゾーンは、ウポポイを核とし、観光・商業施設と一体となった、賑わいのある交流空間の創出を目指します。また、観光インフォメーションセンターの活用などによる「道の駅」の整備について検討します。
・ 商店街の良好な景観形成と活性化を図るため、空き店舗を活用した新規開業や改修等に対する支援に努めます。

③ 工業系

・ 工業地については、既存の工業系用途地域の効果的な利用を図るとともに、企業の立地に必要な基盤整備を推進し、産業構造バランスを考慮しながら新たな立地を促進します。
・ 道央自動車道のインターチェンジを有効に活用する観点から、その周辺においては、工業施設・流通業務施設の集積を中心とした計画的な土地利用を検討します。

・　白老港の臨港地区については、新産業の進出及び都市機能の充実を図るため、港湾計画に基づき必要な見直しを行います。
・　本町の交通利便性や既存産業の集積を活かして、工業団地内の未分譲地を中心に優良企業の誘致を進めます。また、未分譲地や工業系用途地域内の空き工場や工場跡地に関する情報提供を行うほか、新分野進出や新事業展開に意欲的な企業に対する支援・相談体制の充実を図ります。

（３）自然的土地利用の推進

・　無秩序な都市的土地利用の拡大を抑制し、環境負荷が少なく良好な景観を形成するため、身近な緑地･農地の保全を推進します。
・　農用地については、農業振興と農地保全を基本として市街化を抑制するとともに、農地がもつ生産、環境保全、防災などの多面的機能の保全を図ります。
・　山林については、豊かな緑地機能、水源涵養や地すべりの災害防止機能として、その保全を図ります。また、自然環境の特性に応じて、自然と親しむ場の提供、スポーツ・レクリエーションの振興など、緑の特性を生かした土地利用を進めます。
・　水面・河川については、雨水対策による安全性の確保や良好な水環境の回復、資源の有効利用等を図るための必要な用地を確保し、適切な管理と整備を推進します。
　また、大規模なオープンスペースを有する湖沼は、町内外の人々の観光・健康レクリエーションの場として、周辺環境と調和した有効利用を進めます。
・　本町の特長である豊かな自然環境を将来にわたって適正に確保していくため、住民やＮＰＯ、事業者などの多様な主体との連携・協働による管理・保全・活用を促進します。

上空から見た白老市街地

１－４　土地利用区分別の方針

将来都市構造の実現に向けて、本町が目指す土地利用区分ごとの土地利用方針を、次のとおり設定します。

名称	土地利用方針
住居系エリア	・生活環境の維持と既存住宅ストックの活用等により、持続可能な住環境を形成します。 ・無秩序な市街地の拡大抑制と計画的な都市基盤施設の維持管理により、住環境の向上に努めます。 ・町民との連携のもと、緑豊かで落ち着きのある居住空間の形成に努めます。
商業観光系エリア	・白老駅周辺の商業・業務地では、既存の商業の集積を活かしつつ、町の中心としての利便性や活力向上を目指し、商業・業務施設の立地を誘導します。 ・中心市街地はイベントや文化活動等が繰り広げられる地域として、その取り組みを支援し、まちなかの賑わい創出に努めます。 ・地域や観光を支える沿道商業地は、周辺住環境に配慮しつつ、中心市街地や他の商業地区との共存・連携を図り、インフォメーション機能の向上に努めます。 ・ウポポイ（民族共生象徴空間）に関わる集客をまちの活性化に結びつけるため、中心市街地と町内観光地との連携を強化し、回遊性の向上を図ります。
工業系エリア	・工業系用途地域内の効率的利用と基盤整備を推進し、企業立地を促進します。 ・工業用地の整備は、周辺環境の保全に配慮しながら、緑豊かな生産環境を創出します。 ・港湾施設用地は、港湾関連用地の充実と多種多様なニーズに対応した質の高い港湾環境整備を推進します。
公園系エリア	・身近な自然や公園・緑地は、町民に健康・レクリエーション空間を提供し、潤いや安らぎを与える場として、保全や環境整備等に努めます。 ・災害時の避難路、避難地など、防災上の機能を確保します。
農業系エリア	・地域特性を活かした農業生産の推進により農業の活性化を図るため、生産基盤となる農地の確保と保全に努めます。

■ 土地利用方針図

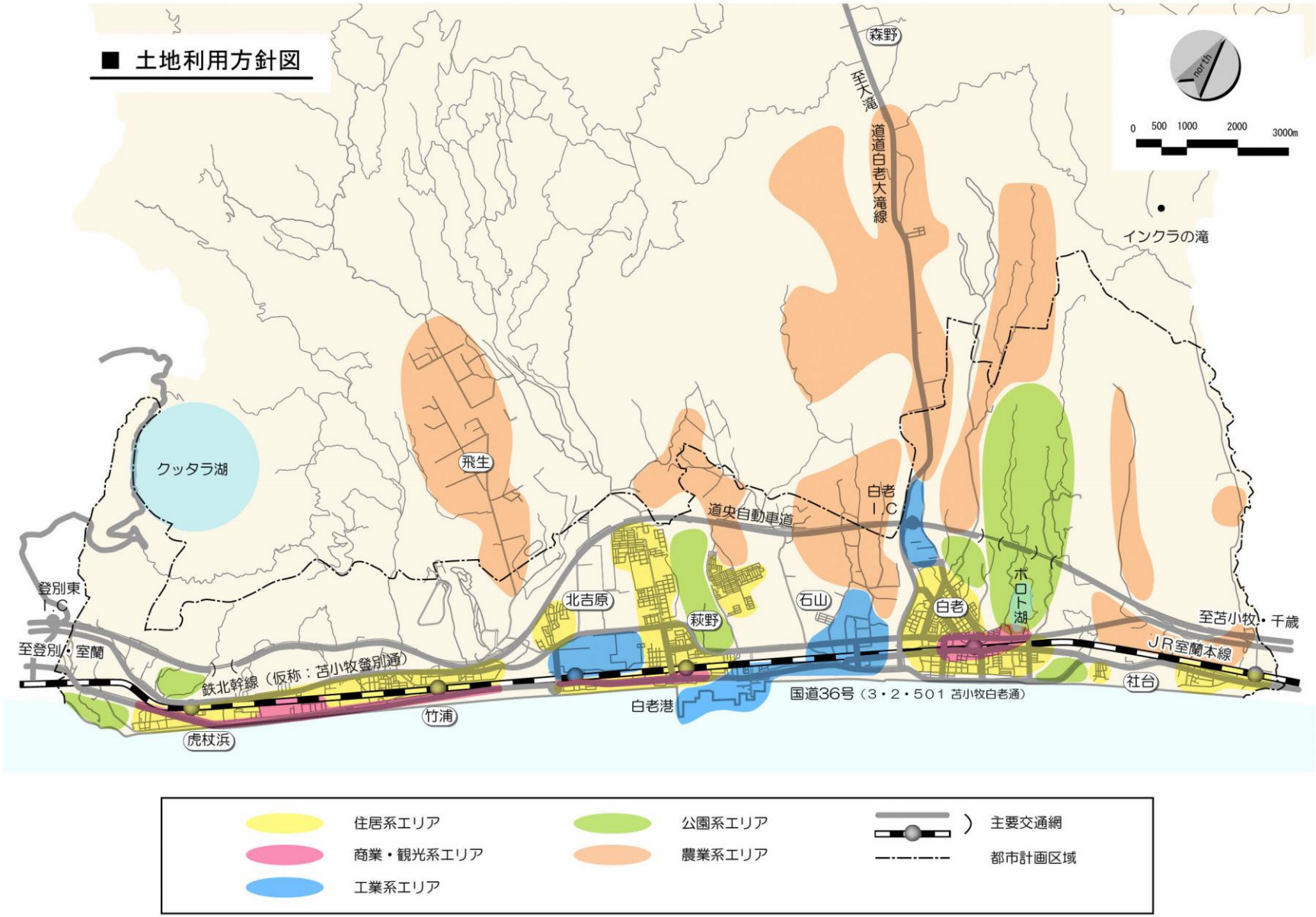
north
0 500 1000 2000 3000m
森野
至大滝
道道白老大滝線
インクラの滝
クッタラ湖
飛生
白老IC
道央自動車道
ポロト湖
白老
石山
北吉原
萩野
登別東IC
至登別・室蘭
鉄北幹線（仮称：苫小牧登別通）
竹浦
虎杖浜
白老港
国道36号（3・2・501 苫小牧白老通）
社台
JR室蘭本線
至苫小牧・千歳
住居系エリア
商業・観光系エリア
工業系エリア
公園系エリア
農業系エリア
主要交通網
都市計画区域

２　都市交通の方針

２－１　現状と課題

本町の幹線道路網は、海岸線沿いを走る国道３６号と道央自動車道が東西方向に、道道白老大滝線がそれらと直角に交差するよう配置されており、さらにもう一本の交通軸としてＪＲ室蘭本線が国道３６号と並行に走っています。

令和２年、ウポポイの開設にあわせて、国道３６号（樽前-社台）の４車線化、道道白老大滝線の通年通行（冬季は日中通行のみ）、ＪＲ白老駅への特急北斗の停車が実現するなど、広域交通網の利便性が向上しました。

しかし、本町の幹線道路網は災害時の代替性が脆弱であり、国道３６号を補完する路線として、鉄北幹線（仮称 苫小牧登別通）の道道昇格及び早期整備が望まれています。

一方で、日常の生活圏内では、地域別の拠点形成を図り、過度に自家用車に依存しない、誰もが安全で安心に移動できる環境づくりが求められています。

これからは、拠点間をつなぐ道路環境の充実を図りながら、公共交通ネットワークの強化に努め、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めるための基盤づくりに取り組んでいかなければなりません。

また、高齢化等の進行に伴い、歩いて暮らせる都市づくりが求められていることから、自動車のための環境整備だけではなく、歩行者や自転車利用者が安全かつ快適に移動できる空間整備も必要です。

２－２　基本的な考え方

公共交通サービスを高め、道路ネットワーク機能の向上を図るとともに、適正な交通需要を踏まえた交通体系の確立を目指します。

また、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりの実現に向け、誰もが快適に移動できる交通環境のまちを目指します。

２－３　基本方針

（１）道路交通網の整備促進

① 広域幹線道路の整備

・本町は、東西に隣接する市と強い繋がりをもって生活圏が形成されていることから、都市間の交流や物流機能の強化がより一層図られるよう、広域幹線道路である国道３６号の拡幅整備促進について国に対して要望します。

・ 災害時の代替・補完路として防災道路機能の充実が図られるよう、鉄北幹線（仮称 苫小牧登別通）の道道昇格及び早期整備促進について北海道に対して要望します。

② 地区幹線道路の整備

・ 町内の幹線道路は、広域的な道路網を補完する形で形成されており、円滑な移動と拠点間の連携を高めるための基盤として維持・改善に努めます。

・ 将来的な社会経済情勢や苫小牧圏全体の都市計画道路ネットワークの方向性を踏まえ、都市計画道路の必要性や実現性、変更・廃止した場合の影響等を勘案し、都市計画道路の見直しを検討します。

③ 生活道路の整備

・ 町内の生活道路は、市街地の街区形成や空間構成など、さまざまな機能を有しており、町民の日常生活に欠かせない重要な基盤として、すべての人が安心して通行できるよう、適切な維持・管理に努めます。
・ 地域の道路愛護活動については、補修資材の支給を拡充するなど、町民との協働による道路管理を支援します。

④ 交通環境の整備

・ 生活道路を中心に危険個所の定期的な把握を行うとともに、必要な箇所への交通安全施設の設置や適切な管理・補修等に取り組みます。
・ 主要な公共施設の周辺については、ユニバーサルデザインに基づいた整備・改修を進め、高齢者・障がい者など、誰もが利用しやすい交通環境の形成に努めます。
・ ウポポイ開設により今後増加が見込まれる海外観光客に対して、標識・案内看板などの多言語化を推進し、来訪者の満足度を高める情報提供に努めます。

⑤ 道路施設の適正な維持管理

・ 道路及び橋梁など長期にわたり安全に利用できるよう、早期措置段階にある施設の改築・更新を優先した後、予防保全型の老朽化対策を進め、道路施設の長寿命化を図ります。

（２）持続可能な公共交通網の形成

① 公共交通体系の整備

・ 高齢化社会を迎える中、公共交通が果たす役割はこれまで以上に重要になっていることから、バスや鉄道など既存公共交通網が将来にわたり持続できるよう、関係機関と連携・協力を図りながら、利用環境の維持・改善に努めます。
・ バス事業者や近隣自治体と連携し、既存のバス路線の維持・充実を図りつつ、より広域で誰もが利用しやすい地域公共交通網の形成を検討します。
・「白老町地域公共交通網形成計画」の見直しを図りながら、効率的で利便性の高い運行形態の構築に努めます。また、過度に自動車に頼る状態から公共交通を適度に利用する状態へと町民の自発的な意識転換を促す取組（モビリティマネジメント）を進め、公共交通に対する町民の関心・理解度の向上に努めます。

② 公共交通機能の充実

・ 誰もが円滑な移動サービスを享受できるよう、新たな移動手段の確保策について検討します。また、コミュニティバス等の接近がわかるロケーションシステムやＭａａＳ等の交通に関する新技術など、国や民間等の動向を注視しながら、その活用について検討します。
・ 運転に不安を感じる高齢者等が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりに取り組み、高齢ドライバーによる交通事故防止と町内循環バスの利用促進を図ります。
・ バス待ち環境の向上や、車両のバリアフリー化などを進め、誰もが快適に公共交通を利用できる環境整備を促進します。
・ 拠点間における回遊性の向上と活発な観光交流を促すため、観光客の移動ニーズ等を調査・分析しながら、交流促進バスの利用促進を図ります。

３　都市施設の方針

３－１　現状と課題

上下水道やごみ処理施設、公営住宅、港湾等の都市施設は、安全で快適な生活環境を支え、地域の産業・経済の発展に寄与し、都市の魅力や活力を生み出す重要な施設です。

これらの都市施設は、今後一斉に更新の時期を迎え、集中的な設備投資が危惧されており、加えて、人口減少や少子高齢化の進行により、町財政も一層厳しくなることが想定されることから、適正規模・適正配置を基本とした都市経営が求められています。

特に、公共建築物については、管理に関する取組の中で、近隣施設・類似施設の有無や人口動向などを踏まえ、集約・複合化等によるサービス向上とコスト削減の可能性を検討していく必要があります。

現在、町立病院の早期改築と役場庁舎の建替え検討が進んでいます。町立病院にあたっては、新たな発注方式を採用し、工事期間の短縮と事業費の縮減に向けて取り組んでいるほか、役場庁舎についても施設の複合化や民間活力の活用を検討するなど、公共施設の効率的・効果的な運営に努めています。

また、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが使いやすい施設の実現を目指すためには、様々な物理的障壁を取り除いていくことが重要です。少子高齢社会への対応、人にやさしい都市環境の創出を目指し、既存施設のバリアフリー化の推進はもとより、新たな公共施設や公共空間の整備に際しては、ユニバーサルデザインの視点に基づく整備が求められています。

３－２　基本的な考え方

ライフラインについては、中・長期的な視点を持ちながら、計画的に維持管理、更新等を進め、快適な生活環境の確保を目指します。

また、今後の人口減少社会における需要動向を踏まえ、都市施設のあり方を「新たに作る」視点から「賢く使う」視点へと転換を図り、持続可能な都市経営を目指します。

３－３　基本方針

（１）港湾施設の整備

- 白老港については、地域産業の一翼を担う重要な地方港湾として、また、沿岸で展開される水産活動の基地として、地域の産業・経済の発展に寄与するよう、施設の機能強化、利活用促進に向けて取り組みます。
- 取扱貨物の主力である「砂の移出」が減少傾向にあることから、新規取扱貨物の開拓を進めます。
- 第３商港区の静穏度向上を図るため、島防波堤の延伸について国へ働きかけます。また、漁港区の老朽化更新や狭隘化解消についてもあわせて要望していきます。
- 港の機能を多様化し、海洋レクリエーションの場、賑わいの場、交流の場としての活用を推進します。また、ウポポイへの誘客をセールスポイントとして、大型客船の誘致を図ります。
- 港湾関連用地の充実を図るため、高度な土地利用を推進します。

（２）処理供給施設の整備

① 水道施設の整備

・ 将来にわたり、安全で安心なおいしい水を安定的に供給するため、水道ビジョンに基づき、老朽化した施設や管路の計画的な更新を推進します。また、災害時にも安定した水の供給を行うことができるよう、水道施設の耐震化を進めます。
・ 今後の人口減少社会における需要量の変化などを踏まえ、水道管径のダウンサイジングなどにより、効率的で効果的な水道施設の更新を推進します。
・ 人口減少社会においても、持続可能な水道事業を運営するため、経営の健全化を図ります。

② 下水道施設の整備

・ コンパクトな都市づくりと連携し、公共下水道、合併浄化槽などを組み合わせた適切な処理のあり方を検討します。
・ 「公共下水道ストックマネジメント計画」、「公共下水道経営戦略」などに基づき、公共下水道の計画的な更新、維持・管理を推進します。また、災害時にも町民生活に支障をきたさないよう、下水道施設等の耐震化を進めます。
・ 人口減少社会における持続可能な下水道事業の実現に向け、地方公営企業法の適用による「事業の見える化」を図り、より安定的な経営を目指します。
・ 公共下水道以外の区域は、水環境の保全を図るため、合併処理浄化槽による生活排水対策を推進します。

③ ごみ処理施設の整備

・ごみ処理については、これまで同様、登別市との広域処理を継続し、安定的かつ効率的なごみ処理体制を維持します。
・ 環境衛生センターの適正な維持・管理により、周辺環境に配慮した施設運営に努めます。また、最終処分場の容量が限界に近づいていることから、施設改修をはじめ、民間活力の活用や新たな処分地の確保など、今後の方向性について多角的に検討します。

（３）公営住宅等の整備

・ 将来の需要戸数を勘案しつつ、まちづくりとの連携、立地のバランスなどに配慮しながら、団地の集約・統廃合を検討し、効率的な住宅団地の整備に努めます。
・ 「白老町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な修繕を行いながら適切な維持管理を図ります。
・ 子育て世代などの若い世代の定住促進や高齢社会に対応した住居の提供など、多様なニーズに配慮した公営住宅政策を推進します。
・ 老朽化が著しい公営住宅の解消に努めるとともに、居住者の利便性に配慮した「まちなか居住」の取り組みを推進します。

（４）その他の公共施設の整備

- 「白老町公共施設等総合管理計画」で掲げられている基本的な考えに基づき、コスト削減とサービス水準の維持、効率的な管理運営等を図ります。また、コンパクトなまちづくりを意識しながら公共施設の適正配置に向けて検討を進めます。
- 各公共施設に求められる機能、効率的な設備の保全や維持管理手法を踏まえて、施設の複合化や指定管理者制度の活用等、効率的な施設の整備・管理運営等に取り組みます。
- 民間の資金、経営能力、技術的能力の活用により、町による事業コストの削減と効率的かつ効果的なサービスを提供するため、「PPP／PFI」の導入を検討します。
- 機能的な都市活動の確保、向上を図るため、新たに必要となる施設の整備については、長期的な展望に立って広域的な連携を検討します。
- 共生社会の実現に向け、誰もが安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設等の整備に努めます。

４　都市環境の方針

４－１　現状と課題

水と緑の豊かな自然環境は、白老らしい風景や風土を形成する基本的条件であり、町民のみならず町外からの訪問者にとっても憩いやレクリエーション空間等としての役割を発揮することが期待されています。

また、快適な生活空間の形成や多様な生物の生息空間といった様々な意義を有するものとして、一層の保全・活用が望まれています。

こうした特性を踏まえ、豊かな水と緑を織りなす良好な景観の保全と、各地域の特性を活かした魅力ある景観づくりが求められます。

公園や緑地は、コミュニティの形成やスポーツ・レクリエーションなど、誰もが身近に利用できる憩いの場であり、同時に災害時等の避難機能を有する場でもあります。

現在、町内には３０か所の公園・緑地（都市公園２７ヶ所、都市緑地３ヶ所）が整備されていますが、遊具・施設等の老朽化が進み、安全確保等の問題が深刻化してきていることから、適切な維持管理等に努め、誰もが安全で安心して利用できる公園づくりが求められます。

緑地や水辺などの自然環境は、都市に暮らす人々に安らぎを与えるとともに、環境負荷を軽減させるなど、様々な役割を担っています。豊かな自然と都市が共生するまちづくりに取り組みながら、再生可能エネルギーの普及等に努め、まちの低炭素化を目指していくことが求められます。

４－２　基本的な考え方

自然や都市景観を保全・活用したまちづくりを進め、緑豊かなうるおいのあるまちを目指します。

また、環境にやさしい低炭素・循環型都市の形成に努め、環境負荷の小さい持続可能なまちを目指します。

４－３　基本方針

（１）公園・緑地の整備

- 町民の憩いの場と潤いのある生活空間を創出し、緑あふれる良好な都市環境を形成するため、公園施設等の適切な維持管理や計画的な緑地の保全と整備を進めます。
- 「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園機能（遊具や施設）の見直しやストックの再編に努めるとともに、利用頻度や公園に対する町民ニーズ等を踏まえながら、施設の更新や撤去等を進めます。
- 花と緑にあふれた美しいまちなみを形成するとともに、公園や緑地の良好な管理を行うため、町民による緑化活動の支援など、個人・団体・企業の参加と協働による、地域と連携した都市緑化を推進します。

（２）緑と水の保全・活用

- 本町の豊かな自然環境を将来にわたって引き継ぐため、自然との関わり方や共生についての十分な理解と積極的な参加を促し、自然環境の保全を推進します。

・ 地球温暖化の防止や水源の涵養、国土の保全など森林がもつ多面的な機能を維持・増進していくため、町有林の保育や民有林における森林施業への支援等に取り組みます。
・ 山林や里山、水辺等の緑を保全し、多様な動植物の生息・生育地の確保に努めます。特にヨコスト湿原は貴重な動植物の生息・生育地であることから、自然環境調査を行い、今後の保全・活用策について検討します。
・ 河川や湖沼などの水辺空間を町民の憩いの場、レクレーションの場として活用するよう維持管理に努め、潤いのある水辺環境を保全、再生していきます。また、海浜植物の貴重な生息地である海岸についても保全を推進していきます。
・ 森林の適切な管理と活用に努め、里山整備、森林環境学習、ボランティア支援、地域材利用等に取り組み、環境活動の普及啓発を図ります。

（３）良好な景観づくり

・ 市街地の外縁を取り巻く豊かな山林、水と緑の骨格を形成する河畔林や海岸の緑は、郷土を象徴する景観資源として保全するとともに、周辺の都市景観との調和を図ります。
・ 美しく地域色豊かな都市景観を形成するため、景観のあり方の検証や適切な管理指導を実施し、自然とまちなみが調和した景観の保全・創出を推進します。また、老朽化もしくは破損した施設や廃屋、看板等景観阻害要因の改善に向け、所有者に対する管理指導に努めます。
・ 地域の自然・歴史・文化を活かした個性ある魅力的な景観を保全・創出するため、景観形成に関する住民の意識醸成に努めます。
・ 町民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、良好な景観の保全や環境美化等に努め、清潔で美しい環境のまちづくりを推進します。また、町民が安全、快適に暮らせるように公衆衛生の確保やモラル、マナーの向上を図ります。

（４）環境負荷の低減

・ 行政と町民、事業者がその役割と責任に基づき、ごみの減量化や資源化、正しい分別と廃棄物の適正処理に取り組み、循環型の地域社会づくりを進めます。
・ 環境への負荷を軽減し、温暖化等を防止するため、公共施設や企業におけるエネルギー消費抑制と合理化の促進、町民のライフスタイルの見直しによる省エネルギー対策を推進します。
・ 太陽光や風力、温泉などの自然の力による地球にやさしい再生可能エネルギーの活用を促進し、新たな活力の創造と地球温暖化の防止を図ります。
・ 電気自動車など低公害車の導入、普及啓発を図るとともに、公共施設等における充電スタンドの設置の推進に努めます。
・ 環境負荷が少ないバスや鉄道などの公共交通の利用を促進します。また、自転車による移動を促進し、中心市街地や観光拠点におけるレンタサイクルなどの導入を推進します。
・ 都市構造、交通、エネルギー、緑の各分野において温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組み、環境負荷の小さい低炭素のまちづくりを推進します。また、低炭素社会を更に深化させたカーボンニュートラルの実現を目指します。

５　都市防災の方針

５－１　現状と課題

東日本大震災や北海道胆振東部地震をはじめとする大規模な地震や、台風などによる風水害が頻発化・激甚化するなか、災害に強いまちづくりが求められています。

このまちづくりを具現化するため、令和２年１２月に「白老町強靭化計画」を策定し国土強靭化に向けた各種施策を総合的かつ計画的に推進しています。

令和３年７月、北海道が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルによる津波浸水想定を受け、指定避難所の検証や津波避難計画の見直しなど、新たな津波対策が求められています。

近年では国において、急傾斜地の危険防止対策をはじめ、大規模盛土造成地の滑動崩落対策や河川氾濫による浸水対策等、宅地防災に向けた取り組みが一層強化されてきております。

これからも、甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓に、いつ起こるとも知れない災害時に迅速かつ的確に対応するため、自助・共助・公助の役割分担と相互連携のもと、ソフト・ハードの両面から防災・減災対策を推進していくことが求められています。

特に、今後においては、災害リスクの高いエリアからの居住誘導等について検討が必要となります。

また、身近な生活環境の安全を確保するため、空家や交通安全、防犯対策にも取り組み、安全で安心な都市づくりを推進していきます。

５－２　基本的な考え方

防災・減災対策を進め、災害予防の強化を図るとともに、早期に都市機能が復旧する災害に強いまちを目指します。

また、身近な生活環境の安全を確保し、安心して暮らし続けることができるまちを目指します。

５－３　基本方針

（１）災害に強い都市基盤づくり

① 防災・減災対策の推進

- 災害時における都市機能の維持・継続や、速やかな復旧、支援体制の強化を図ります。
- 災害に対する地域の危険度やリスク要因を明確にし、地域特性に応じた防災・減災対策を推進します。
- 大規模自然災害等に備えた事前防災・減災と迅速な復旧・復興を図るための指針である「白老町強靭化計画」に基づき、幅広い施策分野における強靭化に向けた取組みを推進します。
- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける新規立地の抑制や移転の促進など、土地利用のあり方とあわせて検討します。
- 被災後の復旧・復興を円滑に進めるため、起こり得る被害の規模や状況、課題等を想定し、災害時の対応力向上に努めます。

② 災害に強い市街地の形成

・ 災害時の円滑な避難・救助活動や都市活動の迅速な復旧を行うため、緊急輸送道路をはじめとする重要な道路の耐震化やネットワーク化を推進し、防災性の向上を図ります。また、災害対応に支障とならないよう、道路の無電柱化についても関係機関に対して働きかけます。
・ 電気、通信、水道、下水道などのライフライン施設は、町民の避難、救命・救助、避難生活、復興活動を支える重要な施設であることから、関係機関の協力のもと、施設の耐震化や機能更新に努めます。
・ 市街地においては建築物の不燃化や耐震化、道路や公園等のオープンスペースの確保、緑化の推進等に努め、災害に強い市街地形成を目指します。また、消防活動を円滑に行えるよう、消防水利の適正配置に努めます。

（２）防災体制の強化

① 防災活動拠点の強化

・ 防災活動拠点、避難場所を有効に機能させるため、公共施設の耐震化と必要に応じた建替え、改修を推進します。なお、災害対策本部となる役場庁舎については災害時における業務継続性を考慮し、防災対策または移転建替え等を検討します。
・ 町民の避難地となるグランドや公園、避難所となる学校等の公共施設では、防災機能の強化を図るとともに、円滑な避難ができるよう避難路の安全性向上に努めます。
・ 高齢者や障がい者、観光客等が安全かつ迅速に避難できるよう、避難路の整備や誘導案内板の設置などを進めます。

② 地域防災力の向上

・ 広域的な防災協定のもと、民間団体等を含む関係機関との相互の連携、協力体制の確立を図ります。
・ 日頃から町民が防災について意識し、災害時には迅速な対応ができるよう、町民の防災に対する啓発活動を推進し、防災意識の高揚を図ります。
・ 災害発生時に正確かつ迅速な災害情報を町民に提供するため、高度で総合的な情報ネットワークの構築を図ります。
・ 町民が様々な災害において迅速で適切な避難行動をとることができるよう、ハザードマップによる情報の周知や、地域による防災訓練の実施等を促進します。
・ 自助、共助、公助の役割分担を明確にしたうえで、自主防災組織の育成や防災活動に対する支援を行います。

（３）自然災害への対応

① 風水害対策の推進

・ 台風、集中豪雨等による洪水被害を未然に防止するため、白老川水系の計画的な改修を北海道に対して要望します。
・ 波浪、高潮被害の解消と砂浜回復による海岸保全を目的とした人工リーフや離岸堤等の整備を国や北海道に対して要望します。
・ 町内２級河川の氾濫浸水想定区域に対して、避難場所の周知徹底や迅速な情報提供を図りながら被害の未然防止に努めます。

・ 雨水による浸水被害を抑制するため計画的に排水路や公共下水道などの整備を推進します。
・ 自然環境がもつ多様な防災・減災機能が発揮されるよう、自然環境の保全や創出に努めます。

② 土砂災害対策の推進

・ 土砂災害による被害を最小限に抑えるため、ハザードマップなどによる町民への周知を継続します。
・ 斜面崩壊の危険が高い箇所については土砂災害対策を推進します。
・ 大規模盛土造成地については、滑動崩落の恐れがある区域を周知するとともに、宅地災害防止のための知識の普及に努めます。

③ 津波浸水対策の推進

・ 津波からの迅速かつ確実な避難を実現させるため、徒歩による避難を原則とし、地域の実情を踏まえながら、できるだけ短時間で避難が可能となるまちづくりを目指します。また、津波避難ビル等の計画的な整備や民間施設等の活用を図りながら、津波に強いまちの形成に努めます。
・ 町立病院の改築にあたっては、屋上を津波一時避難場所として活用できるよう整備を進めます。

（４）安全で安心できる環境づくり

① 空家対策の推進

・ 空家の増加は、地域景観の阻害、防犯・防災上の危険性の増加、地域の資産価値の低下の原因となることから、所有者に対して適正な管理を促すとともに、空家発生の未然防止や有効活用のための取組みを推進します。

② 地域の安全対策の推進

・ 地域の要望に応じ、自治会や町内会への防犯灯の設置を促進します。
・ 犯罪の防止・抑止や交通安全のため、通学路などにおける地域の見守り活動を積極的に支援します。
・ 交通事故防止における啓発活動や地域要望などを踏まえた交通安全施設の整備を推進します。また、信号機や横断歩道の整備を関係機関に働きかます。
・ 関係機関と連携しながら、多様な情報媒体を活用し、防犯情報等の提供に努めます。

第４章
地域別構想

Ⅰ　地域づくりの基本方針

Ⅱ　社台地区

Ⅲ　白老・森野地区

Ⅳ　萩野・石山地区

Ⅴ　北吉原地区

Ⅵ　竹浦・飛生地区

Ⅶ　虎杖浜地区

Ⅰ　地域づくりの基本方針

１　基本的な考え

地域別構想は、全体構想を踏まえた上で、各地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを進めるための方針として定めるものです。

２　区分の設定

地域区分の設定は、本町を構成する様々な要素の中で地域が有する特性や生活圏など、いくつかのまとまりをもって地域を捉え区分します。

本町における地域区分の考え方は、ＪＲ室蘭線の６つの鉄道駅の配置や地勢的条件、用途地域指定等によるこれまでのまちなみ形成過程などの地域特性を踏まえ、「社台地区」、「白老・森野地区」、「萩野・石山地区」、「北吉原地区」、「竹浦・飛生地区」、「虎杖浜地区」の６地区に区分します。

■ 地域区分図

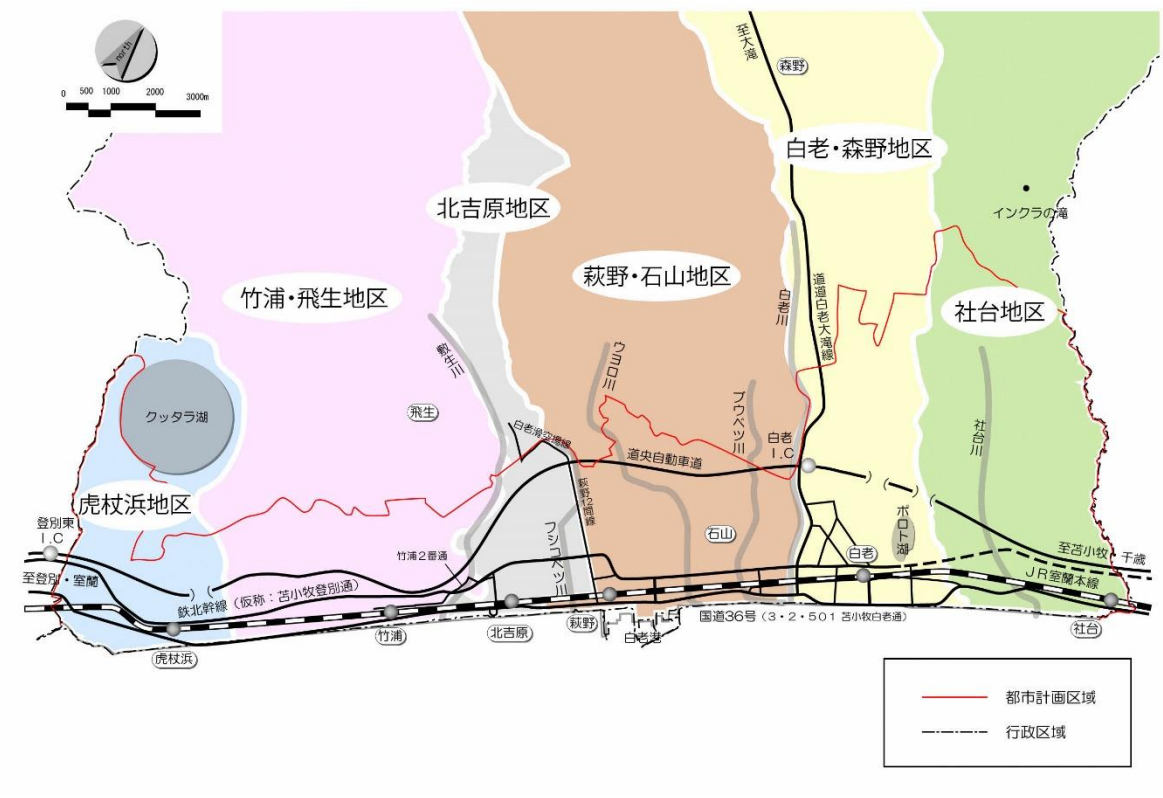

Ⅱ　社台地区

1　地域の概況・特性

（1）地域の概況

本町の東部に位置する社台地区は苫小牧市と接しており、交通・交流の玄関口となっています。

国道 36 号沿いに集落が形成され、付近には競走馬の生産地としての広大な牧場が広がり、樽前山の雄姿と一体となった美しい景観が眺望できる地域です。

日本の滝百選に選ばれたインクラの滝や希少な動植物が見られるヨコスト湿原など豊かな自然に恵まれています。

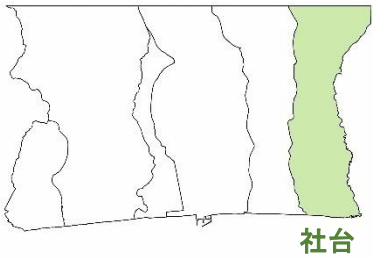

サラブレット牧場（春）

ヨコスト湿原（ハマナス咲く）

（2）人口・世帯数の動向

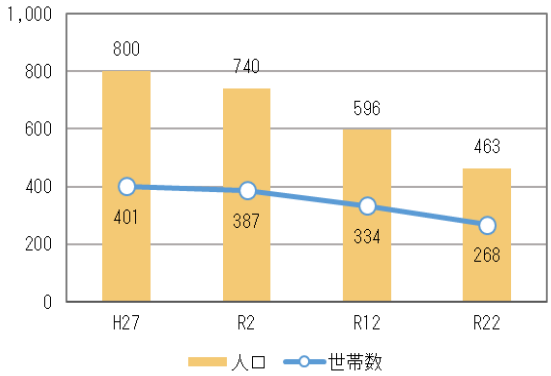

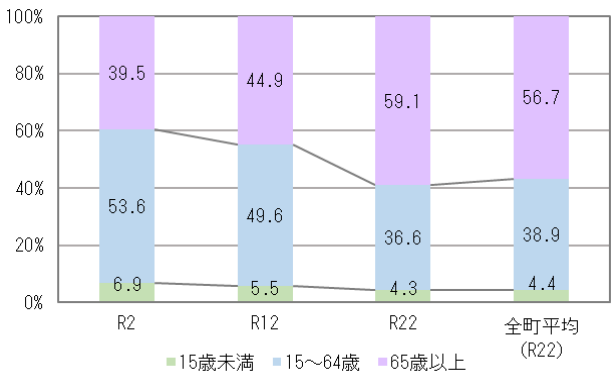

令和 2 年（2020 年）の人口は 740 人であり、町全体の人口の約 4.6%が居住しています。

20 年後の令和 22 年（2040 年）には、今より 280 人程度、人口が減少し、463 人となる見込みです。

年齢別人口をみると令和 22 年の年少人口比率は現在より 2.6%減の 4.3%に、老年人口比率は 19.6%増の 59.1%になると想定されています。

２　地域づくりに向けた町民の声

（１）町民アンケート結果

社台地区における分野別方針等の今後の方向性は以下のとおりです。

土 地 利 用	・活用可能な空き地・空家の有効活用（22%） ・幹線道路沿道における商業施設の誘致（13%）
都 市 交 通	・身近な生活道路の維持補修（23%） ・冬期の除雪や凍結防止の対応（20%）
都 市 施 設	・高齢者のための施設整備と充実（19%） ・主要施設のバリアフリー化（13%）
都 市 環 境	・各地域特有の資源を活かした景観づくり（18%） ・市街地周辺の自然環境や田園環境の保全（13%）
都 市 防 災	・防災情報の周知と共有化（20%） ・防災機能を有した庁舎や公園等の整備（17%）

地域づくりの方向性	・医療・福祉施設が充実したまち（19%） ・災害に強い安全なまち（12%）

（２）地区の主な意見

町民アンケート、町内会長ヒアリングにおける主な意見は以下のとおりです。

■地域の強み
・豊かな自然と牧歌的な風景が地域の宝である
・豊かな自然・歴史を身近に感じることができる
・名馬のふるさと「社台」として知名度がある

■地域の弱み
・高齢化が進み、空き地、空家が増えている
・少子化が進み、地域の子どもの数が減少している
・閑静で自然に恵まれているが、生活利便性については不満を感じている

■これからの地域づくりに必要なもの
・自然や緑が豊かで安心なまちを将来世代に継承していくことが大切である
・公共施設や空き地・空家の有効活用による良好な住環境の整備が求められる
・自然環境を保全し、観光資源として活用することが望まれる
・自然環境や景観に配慮しながら、魅力的な交流拠点の形成が求められる
・津波・高潮・高波など、海の災害に対する対策が求められる

３　地域づくりの方針

（１）地域づくりの目標

美しい自然環境や原風景を守りつつ、多彩な交流を促す地域づくり

本町を代表する牧歌的な風景やインクラの滝、ヨコスト湿原などの自然景観を将来世代に守り継いでいくとともに、これらの資源を活用し多彩な交流を生み出す地域づくりを目指します。

（２）地域づくりの方針

① 土地利用

・社台市街地、ヨコスト団地など、市街化調整区域にある都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づく条例指定区域及び旧住宅地造成事業に関する法律により造成された既存住宅地は、適切な規制と誘導によって良好な住環境を維持します。
・その他の市街化調整区域は原則として開発を抑制し、地域固有の自然や風土への配慮に努めます。

② 都市交通

・鉄北幹線（仮称 苫小牧登別通）の整備を関係機関に要望し、災害に強い交通網を確保します。
・地域内の円滑な移動と歩行者の安全を確保するため、生活道路の適切な維持・管理に努めます。
・交通事故防止における啓発活動や地域要望などを踏まえた交通安全施設等の整備を推進します。
・白老町橋梁長寿命化計画に基づき、地区内にある橋梁の適切な維持・管理等に努めます。
・関係機関と連携・協力しながらＪＲや都市間バスの維持・確保に努めます。また、地域内においてはデマンドバスの運行体制等の充実や需要喚起による利用促進に努め、持続可能な公共交通を推進します。

③ 都市施設

・水道施設や管路の適切な維持管理と計画的な更新に努めるとともに、今後の人口減少社会における水需要を踏まえ、水道管径のダウンサイジングを検討します。
・既存下水道施設の計画的な更新、維持・管理に努めるとともに、供用区域外については合併処理浄化槽の設置促進を図ります。
・地域内の公共施設にあたっては、公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、計画的な管理・運営を推進します。
・旧社台小学校の校舎については、ウポポイを補完する施設として継続活用するよう関係機関に対して働きかけます。

④ 都市環境

・自然環境の保全と創造に努め、その利用にあたっては節度をもって計画的に行います。
・樽前山をはじめ、牧場、海岸など、鉄道の車窓や国道 36 号から見えるのどかな景観の修景を推進します。
・地域の景観を著しく損ね、無秩序かつ過剰に設置される構築物の法的規制について検討を進めます。
・幹線道路の沿線は、町民と行政の協働により、来訪者等のアプローチにふさわしい良好な景観の保全や環境美化等に努めます。
・ヨコスト湿原やインクラの滝など、地域を代表する自然資源を将来にわたり守り続けていくとともに、環境教育の場としても活用していきます。
・国道沿線の牧場景観や地域の豊かな自然資源を最大限に活かし、交流人口の拡大促進を図ります。
・農山村の優れた自然景観や資源を活用したグリーンツーリズムを推進し、地域の活性化につなげます。

⑤ 都市防災

・災害時における避難場所の整備や確保、避難経路の周知など、減災に向けた取組みを推進します。
・自主防災組織の育成や防災活動に対する支援を行います。
・津波からの迅速かつ確実な避難を実現させるため、津波一時避難施設の確保に努めます。
・空家の未然防止や有効活用のための取り組みを推進するとともに、管理不全の空家等に対する法定措置を検討します。

Ⅲ　白老・森野地区

1　地域の概況・特性

（1）地域の概況

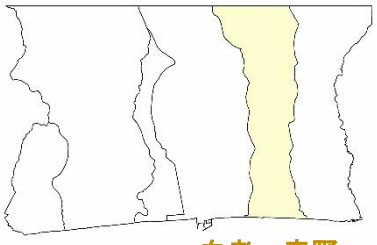

白老地区は古くから本町の中心地として栄えてきた鉄南地区、宅地造成事業や土地区画整理事業など新市街地として計画的に開発が進められてきた鉄北地区、北側の内陸部に位置し伊達市大滝区と接する森野地区からなっています。

本地区の中心には主要な公共施設や医療施設、商業施設等の都市機能が数多く集積しており、その周囲には住宅地が立地するなど、町民の利便に供した環境が整っています。

アイヌ文化の発信拠点であるウポポイや仙台藩陣屋の歴史を保存伝承する文化施設をはじめ、白老駅北地区を中心とした観光拠点やポロトの森でのレクリエーション施設など、まちのにぎわいを生み出す様々な施設が立地しています。

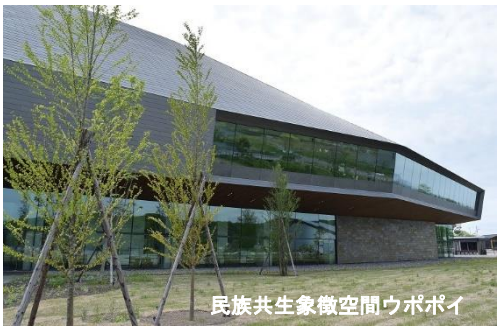
民族共生象徴空間ウポポイ

ＪＲ白老駅と自由通路

（2）人口・世帯数の動向

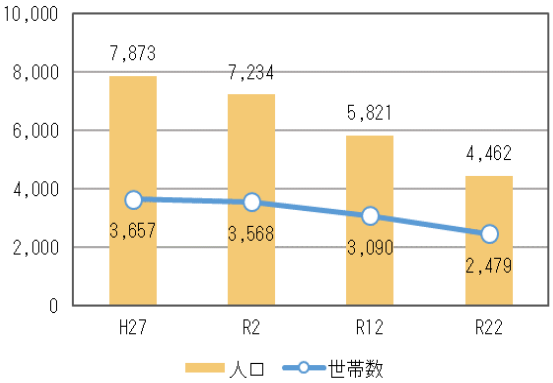

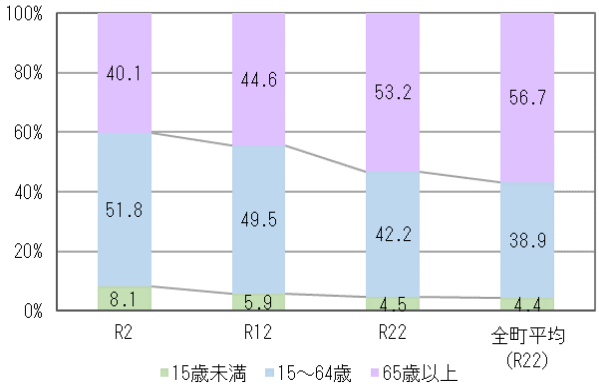

令和 2 年（2020 年）の人口は 7,234 人であり、町全体の人口の約 45.3%が居住しています。

6 地区の中で最も人口が多い地区ですが、20 年後の令和 22 年（2040 年）には、今より 2,800 人程度、人口が減少し、4,462 人となる見込みです。

年齢別人口をみると令和 22 年の年少人口比率は現在より 3.6%減の 4.5%に、老年人口比率は 13.1%増の 53.2%になると想定されています。

２　地域づくりに向けた町民の声

（１）町民アンケート結果

白老・森野地区における分野別方針等の今後の方向性は以下のとおりです。

土 地 利 用	・活用可能な空き地・空家の有効活用（23%） ・中心市街地の再整備（14%）
都 市 交 通	・身近な生活道路の維持補修（20%） ・冬期の除雪や凍結防止の対応（17%）
都 市 施 設	・高齢者のための施設整備と充実（16%） ・経済性を重視した公共施設の老朽化対策（15%）
都 市 環 境	・公園施設の廃止や更新による安全性の確保（21%） ・民間のニーズを反映した公園の再整備（13%）
都 市 防 災	・公共施設やライフラインの耐震化等（17%） ・防災機能を有した庁舎や公園等の整備（16%）

地域づくりの方向性	・医療・福祉施設が充実したまち（21%） ・商店街に活気やにぎわいがあるまち（15%）

（２）地区の主な意見

町民アンケート、町内会長ヒアリングにおける主な意見は以下のとおりです。

■地域の強み
・高速道路のＩＣがあり、白老駅に特急「北斗」が停車するなど、交通の便がよい
・行政機能、金融機関、医療福祉施設などの都市機能が集まり、生活利便性が高い
・ポロト湖やポロト自然休養林など、市街地近郊に身近な自然がある
・古くからアイヌの歴史や文化が息づいている
・アイヌ文化の発信拠点であるウポポイを中心に多くの来訪者が期待される

■地域の弱み
・人口減少により中心市街地の低密度化が進んでいる
・少子化が進み、地域の子どもの数が減少している
・空き地、空家の増加や公共施設の有効活用が課題となっている

■これからの地域づくりに必要なもの
・都市機能の集約と居住誘導による機能的な都市づくりが求められる
・ウポポイを起爆剤とした観光振興、交流人口の拡大、関係人口の創出が期待される
・公共施設の適正配置や存廃等の方向性について検討が必要である
・津波をはじめとした海の災害、土砂災害、河川氾濫に対する対策が求められる

３　地域づくりの方針

（１）地域づくりの目標

中心拠点としての機能を高め、快適で魅力的なにぎわいのある地域づくり

国内外から訪れる多様な人々をもてなす空間づくりと都市機能の集積を図りながら、交流の機会と場を創出し、にぎわいのある都市拠点の形成とまちの魅力を高める地域づくりを目指します。

（２）地域づくりの方針

① 土地利用

・白老駅北周辺の工業地については、将来の土地利用の動向を踏まえ、商業業務地への転換を検討し、公共施設等の集積による都市機能の集約化を目指します。
・ポロト湖周辺地域については、「民族共生象徴空間」基本構想に基づき、用途地域の見直しを含めて適切な土地利用を検討します。
・白老駅周辺については、商業業務地として、地域住民をはじめ交流人口の増加に資する施設等の立地・誘導を図り、にぎわいが持続する土地利用を目指します。
・住宅と商業施設等が近接する利便性の高い住宅地の形成を目指します。
・緑町や高砂町の一部など市街化調整区域にある都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づく条例指定区域については、適切な規制と誘導によって良好な住環境を維持します。
・その他の市街化調整区域は原則として開発を抑制し、地域固有の自然や風土への配慮に努めます。
・地域住民との協働や民間活力の活用等の多様な手法により、旧白老小学校跡地の有効利用を検討します。

② 都市交通

・鉄北幹線（仮称 苫小牧登別通）の整備を関係機関に要望し、災害に強い交通網を確保します。また、地域内の長期未着手の都市計画道路については、計画の必要性や事業の実現性等を検証し、計画路線の見直しを検討します。
・地域内の円滑な移動と歩行者の安全を確保するため、生活道路の適切な維持・管理と交通安全対策等の充実を図ります。
・白老町橋梁長寿命化計画に基づき、幹線道路の橋梁である白老橋の長寿命化対策を推進するとともに、地域内にある橋梁の適切な維持・管理等に努めます。
・公共交通網形成計画の施策に取り組み、公共交通の維持・利便性の向上に努めます。

③ 都市施設

・水道施設や管路の適切な維持管理と計画的な更新に努めるとともに、今後の人口減少社会における水需要を踏まえ、水道管径のダウンサイジングを検討します。

・既存下水道施設の計画的な更新、維持・管理に努めるとともに、供用区域外については合併処理浄化槽の設置促進を図ります。
・環境衛生センターの適切な維持管理に努めるとともに、最終処分場の残余容量対策について今後の方向性を検討します。
・緑ヶ丘団地、西団地、美園団地の低層棟は建て替えを検討します。美園団地の中層棟については、計画的な修繕を行いながら維持管理に努めます。
・町立病院の早期改築と役場庁舎の建て替え検討を進めます。また、白老生活館と白老中央生活館の 2 施設統合による建て替えも推進します。
・地区内の公共施設にあたっては、公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、計画的な管理・運営を推進します。
・市街地内における歩行者の安全性や快適性を高めるため、公共空間のバリアフリー化を推進します。
・公共施設の整備にあたっては、施設利用者の利便性に配慮し、市街地内における適正配置に努め、コンパクトな市街地形成を図ります。

④ 都市環境

・自然環境の保全と創出に努め、その利用にあたっては節度をもって計画的に行います。
・都市における二酸化炭素の排出を抑制するため、コンパクトな市街地形成を推進するとともに、森林や緑地などの樹木の保全とあわせ、市街地内の公園や河川空間、道路空間における緑の確保に努めます。
・幹線道路の沿線は、町民と行政の協働により、来訪者等のアプローチにふさわしい良好な景観の保全や環境美化等に努めます。
・老朽化もしくは破損した施設や廃屋、看板など、良好な景観を阻害する要因の改善に向け、所有者に対する管理指導に努めます。
・白老駅周辺は、まちの顔として自然と文化が調和したシンボル性のある総合的な景観づくりに努めます。また、ウポポイへの来訪者を花でおもてなしする取り組み等についても推進します。
・既存の公園については、施設の利用状況や老朽化等を踏まえ、適切な維持・管理に努めます。また、災害時の一時避難場所など、防災的な視点に配慮します。
・ポロト自然休養林は自然体験型レクリエーション拠点として整備を進めるとともに、環境教育の場としても活用していきます。
・歴史的遺構である白老仙台藩陣屋跡については、地域固有の貴重な資源として保全し、町の歴史に親しむ場として活用を図ります。
・農山村の優れた自然景観や資源を活用したグリーンツーリズムを推進し、地域の活性化につなげます。

⑤ 都市防災

・災害時における避難場所の整備や確保、避難経路の周知など、減災に向けた取組みを推進します。
・自主防災組織の育成や防災活動に対する支援を行います。
・洪水被害の解消を目的とした白老川の改修を関係機関に対して要望します。

・波浪、高潮被害の解消と砂浜回復による海岸保全を目的とした人工リーフの整備を関係機関に対して要望します。
・雨水による浸水被害を抑制するため、排水路などの整備を推進します。
・土砂災害のおそれのある箇所については、ハザードマップによる危険の周知に努めるとともに、町民の防災意識の醸成を図ります。
・津波からの迅速かつ確実な避難を実現させるため、津波一時避難施設の確保に努めます。また、新たに建設する町立病院については、屋上を地域住民の津波一時避難場所として活用できるよう整備を進めます。
・空家の未然防止や有効活用のための取り組みを推進するとともに、管理不全の空家等に対する法定措置を検討します。

Ⅳ　萩野・石山地区

1　地域の概況・特性

（1）地域の概況

萩野・石山地区は本町の中央に位置し、国道 36 号と道央自動車道の間に市街地が形成されています。

石山地区には地方港湾白老港を有する流通の拠点や工業団地があり、また、萩野地区には萩の里自然公園を中心とした豊かな自然が広がっています。

この地域には、昭和 40 年代後半から造成された温泉付き住宅地が各地に広がっています。

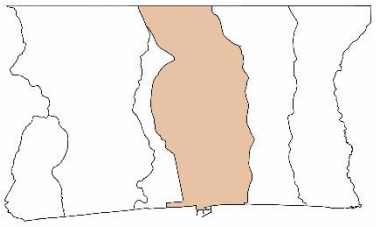

萩の里自然公園センターハウス

白老港における荷役作業

（2）人口・世帯数の動向

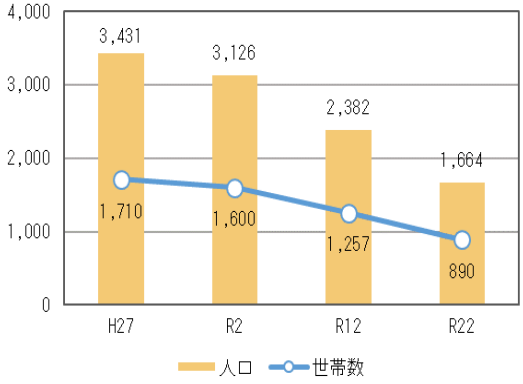

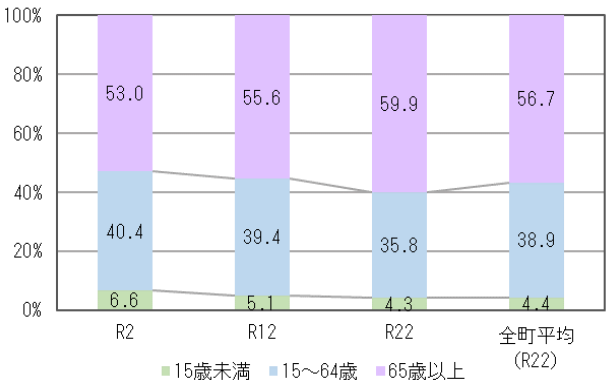

令和 2 年（2020 年）の人口は 3,126 人であり、町全体の人口の約 19.6%が居住しています。

20 年後の令和 22 年（2040 年）には、今より 1,460 人程度、人口が減少し、1,664 人となる見込みです。

年齢別人口をみると令和 22 年の年少人口比率は現在より 2.3%減の 4.3%に、老年人口比率は 6.9%増の 59.9%になると想定されています。

２　地域づくりに向けた町民の声

（１）町民アンケート結果

萩野・石山地区における分野別方針等の今後の方向性は以下のとおりです。

土 地 利 用	・活用可能な空き地・空家の有効活用（19%） ・幹線道路沿道における商業施設の誘致（16%）
都 市 交 通	・身近な生活道路の維持補修（22%） ・冬期の除雪や凍結防止の対応（20%）
都 市 施 設	・高齢者のための施設整備と充実（18%） ・経済性を重視した公共施設の老朽化対策（13%）
都 市 環 境	・公園施設の廃止や更新による安全性の確保（18%） ・町民ニーズを反映した公園の再整備（15%）
都 市 防 災	・公共施設やライフラインの耐震化等（15%） ・防災情報の周知と共有化（13%）

地域づくりの方向性	・医療・福祉施設が充実したまち（23%） ・商店街に活気やにぎわいがあるまち（12%）

（２）地区の主な意見

町民アンケート、町内会長ヒアリングにおける主な意見は以下のとおりです。

■地域の強み
・地方港湾白老港や石山工業団地など、白老町の産業及び流通の拠点である
・地域の里山である萩の里自然公園やサケの遡上が見られるウヨロ川フットパスが整備され、身近に自然観察や散策が体験できる
・温泉付き宅地が郊外に分布しており、町外からの移住者や別荘が多い

■地域の弱み
・高齢化が進み、空き地・空家が多くなっている
・少子化が進み、地域の子どもの数が減少している
・開発された宅地分譲地等に多くの空き地が見られる
・地域商店や幹線道路沿道の商店が閉店し、買物環境が悪化している

■これからの地域づくりに必要なもの
・工業団地の効率的利用と基盤整備を進め、企業立地の促進を図ることが必要である
・豊かな自然環境を保全し、後世に残していくことが求められる
・自然観察や散策など地域特有の資源を活用し、地域の魅力を高めることが重要である
・温泉付き住宅など魅力的な居住環境を活かし、移住や二地域居住の推進が求められる
・津波・高潮・高波など、海の災害や土砂災害に対する対策が求められる

３　地域づくりの方針

（１）地域づくりの目標

豊かな里山の自然と産業拠点が共存し、安らぎと活力を生み出す地域づくり

ウヨロ川流域の湿地帯や萩の里自然公園など里山自然環境を保全・活用しつつ、まちの活力を生み出す白老港や工業団地との共存を図り、住む人に安らぎを、まちに活気を与える地域づくりを目指します。

（２）地域づくりの方針

① 土地利用

・萩野駅周辺の商業地については、将来の土地利用の動向を踏まえ、住宅地への転換を検討し、良好な住環境の維持と適切な土地利用の推進を図ります。
・石山地区の工業団地については、工業系土地利用に特化した良好な操業環境の維持を図ります。
・白老港臨港地区については、港湾計画に基づき適切な土地利用を図ります。
・石山地区、東萩野地区など、市街化調整区域にある都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づく条例指定区域及び旧住宅地造成事業に関する法律により造成された既存住宅地は、適切な規制と誘導によって良好な住環境を維持します。
・その他の市街化調整区域は原則として開発を抑制し、地域固有の自然や風土への配慮に努めます。

② 都市交通

・国道 36 号の拡幅整備（4 車線化）を関係機関に対して要望します。
・地域内の円滑な移動と歩行者の安全を確保するため、生活道路の適切な維持・管理と交通安全対策等の充実を図ります。
・白老町橋梁長寿命化計画に基づき、地区内にある橋梁の適切な維持・管理等に努めます。
・関係機関と連携・協力しながらＪＲや都市間バスの維持・確保に努めます。また、地域内においては、元気号、デマンドバス、交流促進バスの複合的な運行によるサービス向上と需要喚起による利用促進に努め、持続可能な公共交通を推進します。

③ 都市施設

・白老港第 3 商港区の整備促進及び漁港区の狭隘化解消等について、関係機関に対して要望します。
・水道施設や管路の適切な維持管理と計画的な更新に努めるとともに、今後の人口減少社会における水需要を踏まえ、水道管径のダウンサイジングを検討します。
・既存下水道施設の計画的な更新、維持・管理に努めるとともに、供用区域外については合併処理浄化槽の設置促進を図ります。

・はまなす団地は用途廃止とし、旭ヶ丘団地は建て替えを検討します。
・地区内の公共施設にあたっては、公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、計画的な管理・運営を推進します。

④ 都市環境

・自然環境の保全と創造に努め、その利用にあたっては節度をもって計画的に行います。
・森林・河川・海岸などの自然景観は、将来に引き継ぐべき貴重な自然資源として、その維持保全を図ります。
・幹線道路の沿線は、町民と行政の協働により、来訪者等のアプローチにふさわしい良好な景観の保全や環境美化等に努めます。
・町民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら、地域の美観保持と環境美化意識の向上に向けた取り組み等を推進します。
・既存の公園については、施設の利用状況や老朽化等を踏まえ、適切な維持・管理に努めます。また、災害時の一時避難場所など、防災的な視点に配慮します。
・萩の里自然公園の里山保全活動やウヨロ川の自然環境活動などを支援し、身近な自然環境の保全や整備、環境教育の場としての活用等に努めます。
・農山村の優れた自然景観や資源を活用したグリーンツーリズムを推進し、地域の活性化につなげます。

⑤ 都市防災

・災害時における避難場所の整備や確保、避難経路の周知など、減災に向けた取り組みを推進します。
・自主防災組織の育成や防災活動に対する支援を行います。
・雨水による浸水被害を抑制するため、継続的に排水路などの整備を推進します。
・洪水被害の解消を目的としたブウベツ川、ウヨロ川の改修を関係機関に対して要望します。
・波浪、高潮被害の解消を目的とした人工リーフの整備を関係機関に対して要望します。
・土砂災害のおそれのある箇所については、ハザードマップによる危険の周知に努めるとともに、町民の防災意識の醸成を図ります。
・津波からの迅速かつ確実な避難を実現させるため、津波一時避難施設の確保に努めます。
・空家の未然防止や有効活用のための取り組みを推進するとともに、管理不全の空家等に対する法定措置を検討します。

Ⅴ　北吉原地区

１　地域の概況・特性

（１）地域の概況

北吉原地区は本町の中央に位置し、国道 36 号と道央自動車道の間に市街地が形成されています。

本地区は古くから製紙工場の城下町として栄え、今でも町内を代表する工業拠点となっています。また、滑空場やスポーツ施設など産業・レクリエーション機能も有しています。

この地域には昭和 40 年代後半から造成された温泉付き住宅地が各地に広がっています。

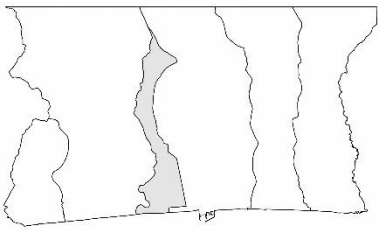

（２）人口・世帯数の動向

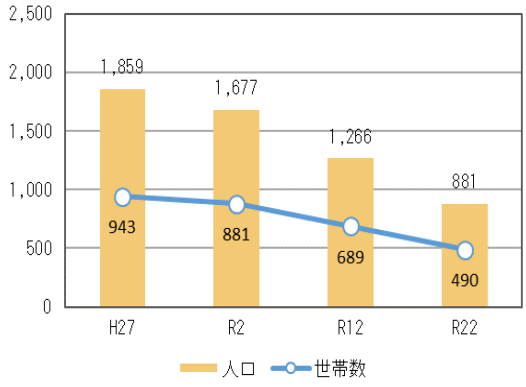

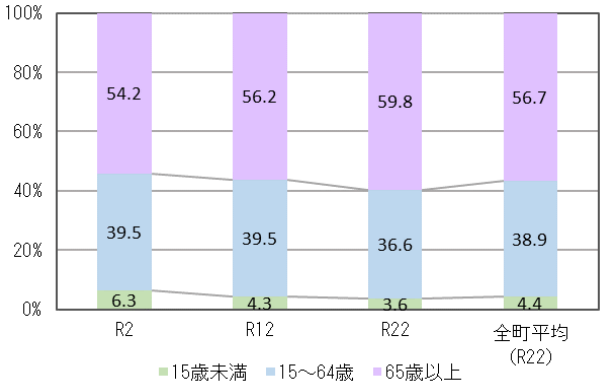

令和 2 年（2020 年）の人口は 1,677 人であり、町全体の人口の約 10.5%が居住しています。

20 年後の令和 22 年（2040 年）には、今より 800 人程度、人口が減少し、881 人となる見込みです。

年齢別人口をみると令和 22 年の年少人口比率は現在より 2.7%減の 3.6%に、老年人口比率は 5.6 増の 59.8%になると想定されています。

２　地域づくりに向けた町民の声

（１）町民アンケート結果

北吉原地区における分野別方針等の今後の方向性は以下のとおりです。

土 地 利 用	・活用可能な空き地・空家の有効活用（25%） ・幹線道路沿道における商業施設の誘致（13%）
都 市 交 通	・身近な生活道路の維持補修（23%） ・冬期の除雪や凍結防止の対応（19%）
都 市 施 設	・高齢者のための施設整備と充実（23%） ・経済性を重視した公共施設の老朽化対策（14%）
都 市 環 境	・公園施設の廃止や更新による安全性の確保（18%） ・各地域特有の資源を活かした景観づくり（16%）
都 市 防 災	・公共施設やライフラインの耐震化等（16%） ・防災情報の周知と共有化（15%）

地域づくりの方向性	・医療・福祉施設が充実したまち（22%） ・災害に強い安全なまち（16%）

（２）地区の主な意見

町民アンケート、町内会長ヒアリングにおける主な意見は以下のとおりです。

■地域の強み
・大企業の工場があり、町内の製造業の拠点である
・白老町の野球文化の拠点であり、スポーツ文化のけん引役である
・温泉付き宅地が郊外に分布しており、町外からの移住者や別荘が多い

■地域の弱み
・高齢化が進み、空き地・空家が多くなっている
・少子化が進み、地域の子どもの数が減少している
・開発された宅地分譲地や既存商店街等に多くの空き地が見られる
・地域商店や幹線道路沿道の商店が閉店し、買物環境が悪化している

■これからの地域づくりに必要なもの
・主要産業である製造業が発展し、活力あふれる地域となることが望まれる
・温泉付き住宅など魅力的な居住環境を活かし、移住や二地域居住の推進が求められる
・空き地・空家の有効活用による良好な住環境の整備が求められる
・津波・高潮・高波など、海の災害に対する対策が求められる

３　地域づくりの方針

（１）地域づくりの目標

工業城下町として、潤いのある暮らしと活気ある産業がともに息づく地域づくり

工業城下町として、まちの元気を生み出す拠点に位置付けながら、潤いある居住環境の形成や活気ある産業がともに息づく地域づくりを目指します。

（２）地域づくりの方針

① 土地利用

・北吉原中通り周辺の商業地については、将来の土地利用の動向を踏まえ、住宅地への転換を検討し、良好な住環境の維持と適切な土地利用の推進を図ります。
・北吉原地区の工場敷地内にある住宅地の一部を工業地に転換し、周辺の工業地と一体となった土地利用を進めます。
・柏洋団地、ゆうかり団地など、旧住宅地造成事業に関する法律により造成された既存住宅地は、適切な規制と誘導によって良好な住環境を維持します。
・その他の市街化調整区域は原則として開発を抑制し、地域固有の自然や風土への配慮に努めます。

② 都市交通

・国道 36 号の拡幅整備（4 車線化）を関係機関に対して要望します。
・災害時の救援用ヘリポートとなる滑空場と白老港を結ぶ白老滑空場線・萩野 12 間線を適切に管理し、緊急輸送道路の確保に努めます。
・地域内の円滑な移動と歩行者の安全を確保するため、生活道路の適切な維持・管理と交通安全対策等の充実を図ります。
・白老町橋梁長寿命化計画に基づき、地区内にある橋梁の適切な維持・管理等に努めます。
・関係機関と連携・協力しながらＪＲや都市間バスの維持・確保に努めます。また、地域内においては、元気号、デマンドバスの複合的な運行によるサービス向上と需要喚起による利用促進に努め、持続可能な公共交通を推進します。

③ 都市施設

・水道施設や管路の適切な維持管理と計画的な更新に努めるとともに、今後の人口減少社会における水需要を踏まえ、水道管径のダウンサイジングを検討します。
・既存下水道施設の計画的な更新、維持・管理に努めるとともに、供用区域外については合併処理浄化槽の設置促進を図ります。
・地区内の公共施設にあたっては、公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、計画的な管理・運営を推進します。

④ 都市環境

・自然環境の保全と創造に努め、その利用にあたっては節度をもって計画的に行います。
・森林・河川・海岸などの自然景観は、将来に引き継ぐべき貴重な自然資源として、その維持保全を図ります。
・幹線道路の沿線は、町民と行政の協働により、来訪者等のアプローチにふさわしい良好な景観の保全や環境美化等に努めます。
・既存の公園については、施設の利用状況や老朽化等を踏まえ、適切な維持・管理に努めます。また、災害時の一時避難場所など、防災的な視点に配慮します。

⑤ 都市防災

・災害時における避難場所の整備や確保、避難経路の周知など、減災に向けた取組みを推進します。
・自主防災組織の育成や防災活動に対する支援を行います。
・雨水による浸水被害を抑制するため、排水路などの整備を推進します。
・大規模盛土造成地の滑動崩壊の予防対策を推進するとともに、宅地防災のための知識の普及に努めます。
・波浪、高潮被害の解消を目的とした人工リーフの整備を関係機関に対して要望します。
・津波からの迅速かつ確実な避難を実現させるため、津波一時避難施設の確保に努めます。
・空家の未然防止や有効活用のための取り組みを推進するとともに、管理不全の空家等に対する法定措置を検討します。

Ⅵ　竹浦・飛生地区

1　地域の概況・特性

（1）地域の概況

竹浦地区は本町の西部に位置し、国道沿線や JR 竹浦駅付近に市街地が形成されています。

本地区の国道沿線には、海産物の販売や飲食店、温泉・ホテル等の商業・観光施設のほか、高齢者福祉施設などがあります。また、地区全域に温泉付きの住宅地が広がっています。

地区北部の飛生地区には社会福祉施設や小学校跡を活用した芸術活動拠点をはじめ、しいたけ栽培や養鶏、砕石プラントなど多くの産業が立地しています。

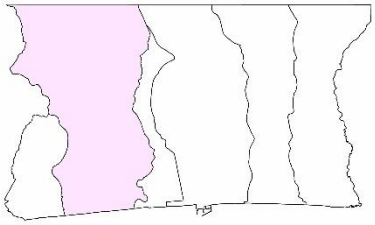

竹浦・飛生

国道沿線の福祉施設

旧飛生小学校跡地

（2）人口・世帯数の動向

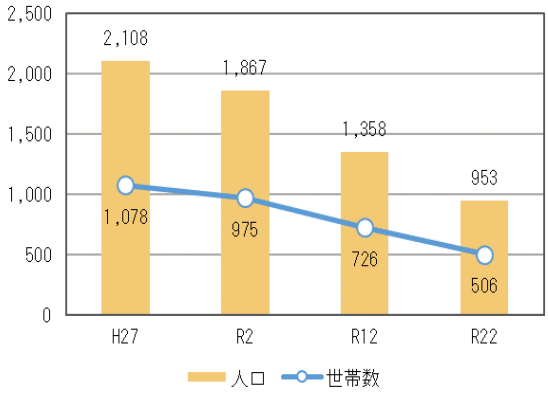

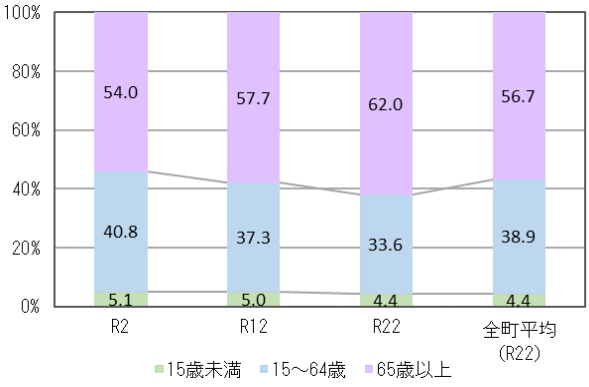

令和 2 年（2020 年）の人口は 1,867 人であり、町全体の人口の約 11.7%が居住しています。

20 年後の令和 22 年（2040 年）には、今より 910 人程度、人口が減少し、953 人となる見込みです。

年齢別人口をみると令和 22 年の年少人口比率は現在より 0.7%減の 4.4%に、老年人口比率は 8.0%増の 62.0%になると想定されています。

２　地域づくりに向けた町民の声

（１）町民アンケート結果

竹浦・飛生地区における分野別方針等の今後の方向性は以下のとおりです。

土 地 利 用	・活用可能な空き地・空家の有効活用（29%） ・幹線道路沿道における商業施設の誘致（15%）
都 市 交 通	・身近な生活道路の維持補修（23%） ・冬期の除雪や凍結防止の対応（21%）
都 市 施 設	・高齢者のための施設整備と充実（21%） ・経済性を重視した公共施設の老朽化対策（13%）
都 市 環 境	・公園施設の廃止や更新による安全性の確保（17%） ・各地域特有の資源を活かした景観づくり（16%）
都 市 防 災	・防災情報の周知と共有化（17%） ・災害危険個所における開発の抑制（14%）

地域づくりの方向性	・医療・福祉施設が充実したまち（20%） ・企業の施設や工場が立地する雇用の多いまち（13%）

（２）地区の主な意見

町民アンケート、町内会長ヒアリングにおける主な意見は以下のとおりです。

■地域の強み
・温泉等の観光資源が充実している
・温泉付き宅地が郊外に分布しており、町外からの移住者や別荘が多い
・ドライブインや温泉民宿などの商業・観光施設が豊富である
・福祉施設や医療施設が多数立地している
・飛生地区では、飛生アートコミュニティによる芸術活動が盛んである

■地域の弱み
・高齢化が進み、空き地・空家が多くなっている
・少子化が進み、地域の子どもの数が減少している
・地域商店が閉店し買物する場所が少ないなど、生活利便性に不満がある

■これからの地域づくりに必要なもの
・良質な温泉や地場産品など地域特有の資源を活用し、まちを活性化していくことが求められる
・飛生アートコミュニティの芸術活動を活かした文化の向上や交流の促進が求められる
・国道沿線の温泉施設や商業施設等の活性化により、地域の活力と交流人口の増加を図ることが求められる
・津波をはじめとした海の災害、土砂災害、河川氾濫に対する対策が求められる

３　地域づくりの方針

（１）地域づくりの目標

特色のある文化、ｺﾐｭﾆﾃｨを大切にし、自然と観光が生活の中に根差す地域づくり

大自然と融合したアートコミュニティ活動を通じて、本町の芸術をけん引し、文化の向上や交流拠点の形成を図るとともに、地域資源である温泉を活用しながら、自然と観光が生活の中に根差す地域づくりを目指します。

（２）地域づくりの方針

① 土地利用

・国道沿線の住宅地の一部については、将来の土地利用の動向を踏まえ、商業業務地への転換を検討し、広域観光拠点としての土地利用を推進します。
・本陣団地、クラウン団地など、市街化調整区域にある都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づく条例指定区域及び旧住宅地造成事業に関する法律により造成された既存住宅地は、適切な規制と誘導によって良好な住環境を維持します。
・その他の市街化調整区域は原則として開発を抑制し、地域固有の自然や風土への配慮に努めます。
・地域住民との協働や民間活力の活用等の多様な手法により、旧竹浦小学校跡地の有効利用を検討します。

② 都市交通

・国道 36 号の拡幅整備（4 車線化）を関係機関に対して要望します。
・将来の鉄北幹線（仮称 苫小牧登別通）の開通を見据え、町道竹浦 2 番通の整備を促進します。
・地域内の円滑な移動と歩行者の安全を確保するため、生活道路の適切な維持・管理と交通安全対策等の充実を図ります。
・白老町橋梁長寿命化計画に基づき、地区内にある橋梁の適切な維持・管理等に努めます。
・関係機関と連携・協力しながらＪＲや都市間バスの維持・確保に努めます。また、地域内においては、元気号、デマンドバスの複合的な運行によるサービス向上と需要喚起による利用促進に努め、持続可能な公共交通を推進します。

③ 都市施設

・水道施設や管路の適切な維持管理と計画的な更新に努めるとともに、今後の人口減少社会における水需要を踏まえ、水道管径のダウンサイジングを検討します。
・既存下水道施設の計画的な更新、維持・管理に努めるとともに、供用区域外については合併処理浄化槽の設置促進を図ります。
・竹っこ団地は計画的な維持管理に努め、長寿命化を図ります。

・地区内の公共施設にあたっては、公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、計画的な管理・運営を推進します。

④ 都市環境

・自然環境の保全と創造に努め、その利用にあたっては節度をもって計画的に行います。
・森林・河川・海岸などの自然景観は、将来に引き継ぐべき貴重な自然資源として、その維持保全を図ります。
・幹線道路の沿線は、町民と行政の協働により、来訪者等のアプローチにふさわしい良好な景観の保全や環境美化等に努めます。
・既存の公園については、施設の利用状況や老朽化等を踏まえ、適切な維持・管理に努めます。また、災害時の一時避難場所など、防災的な視点に配慮します。
・飛生アートコミュニティによる芸術活動を観光資源化し、交流人口の拡大促進を図ります。

⑤ 都市防災

・災害時における避難場所の整備や確保、避難経路の周知など、減災に向けた取り組みを推進します。
・自主防災組織の育成や防災活動に対する支援を行います。
・雨水による浸水被害を抑制するため、排水路などの整備を推進します。
・土砂災害のおそれのある箇所については、ハザードマップによる危険の周知に努めるとともに、町民の防災意識の醸成を図ります。
・大規模盛土造成地の滑動崩壊の予防対策を推進するとともに、宅地防災のための知識の普及に努めます。
・洪水被害の解消を目的とした敷生川の河口閉塞の改善及び飛生川の砂防事業の促進を関係機関に対して要望します。
・波浪、高潮被害の解消を目的とした竹浦海岸の離岸堤等整備を関係機関に対して要望します。
・津波からの迅速かつ確実な避難を実現させるため、津波一時避難施設の確保に努めます。
・空家の未然防止や有効活用のための取り組みを推進するとともに、管理不全の空家等に対する法定措置を検討します。

Ⅶ　虎杖浜地区

1　地域の概況・特性

（1）地域の概況

虎杖浜地区は本町の西部に位置し、国道 36 号及び町道虎杖浜海岸通沿いに市街地が形成されています。

地域の主要産業は漁業で、鉄南地区は水産加工施設や海産物販売を中心とした商業や観光業が盛んな地域です。鉄北地区はクッタラ湖の湧水を利用した浄水場や水産養殖場、化粧品製造業があり、貴重な水の恵みを受けた地域となっています。

虎杖浜地区全域に温泉資源があり、それを利用した観光施設や住宅地が形成されています。

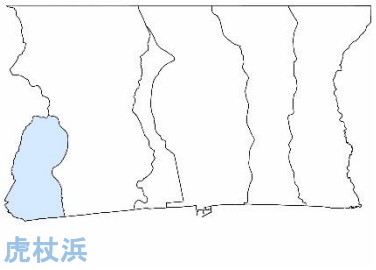

虎杖浜海岸通り（乾物街道）

アヨロ海岸

（2）人口・世帯数の動向

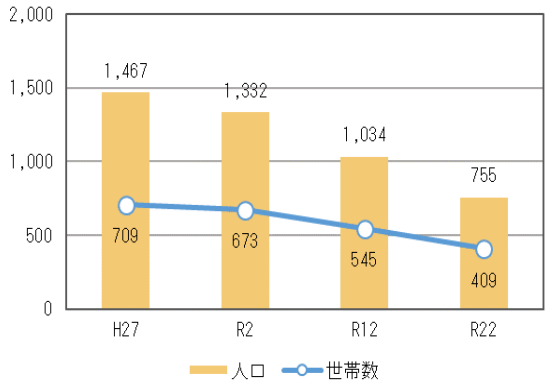

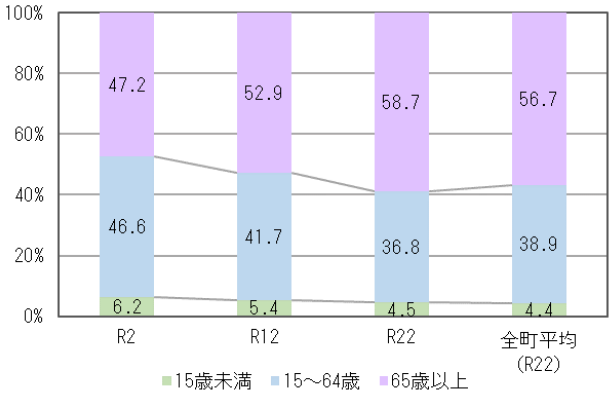

令和 2 年（2020 年）の人口は 1,332 人であり、町全体の人口の約 8.3%が居住しています。

20 年後の令和 22 年（2040 年）には、今より 580 人程度、人口が減少し、755 人となる見込みです。

年齢別人口をみると令和 22 年の年少人口比率は現在より 1.7%減の 4.5%に、老年人口比率は 11.5%増の 58.7%になると想定されています。

２　地域づくりに向けた町民の声

（１）町民アンケート結果

虎杖浜地区における分野別方針等の今後の方向性は以下のとおりです。

土 地 利 用	・活用可能な空き地・空家の有効活用（22%） ・既存住宅地の居住環境向上（18%）
都 市 交 通	・冬期の除雪や凍結防止の対応（22%） ・身近な生活道路の維持補修（19%）
都 市 施 設	・水洗化の普及とゴミ処理体制の充実（18%） ・高齢者のための施設整備と充実（17%）
都 市 環 境	・公園施設の廃止や更新による安全性の確保（19%） ・親水空間の整備（14%）
都 市 防 災	・主要施設への停電時対策（16%） ・防災情報の周知と共有化（14%）

地域づくりの方向性	・医療・福祉施設が充実したまち（21%） ・災害に強い安全なまち（16%）

（２）地区の主な意見

町民アンケート、町内会長ヒアリングにおける主な意見は以下のとおりです。

■地域の強み

・漁業や水産加工業が盛んで海産物が豊富である。特に虎杖浜タラコは全国ブランドで地域の誇りである。また、クッタラ湖の湧水など水資源に恵まれている
・虎杖浜温泉として知名度があり、ドライブインや温泉ホテルなどの商業・観光施設が数多く立地している
・アヨロ海岸やクッタラ湖などの景勝地をはじめ、虎杖浜越後盆踊りなどの無形文化遺産があり、地域特有の資源に恵まれた地域である

■地域の弱み

・高齢化が進み、空き地・空家が多くなっている
・少子化が進み、地域の子どもの数が減少している
・幹線沿道や地域商店が閉店し、買物する場所が少ない

■これからの地域づくりに必要なもの

・良質な温泉や景勝地など地域特有の資源を活用し、まちを活性化していくことが求められる
・国道沿線の温泉施設や商業施設等の活性化により、地域の活力と交流人口の増加を図ることが求められる
・津波・高潮・高波など、海の災害や土砂災害等に対する対策が求められる

３　地域づくりの方針

（１）地域づくりの目標

海の恵みや温泉などを活かし、観光ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝによる個性ある地域づくり

湧水や海の幸、温泉など豊富な地域資源とアヨロ海岸や灯台など数多くの観光資源を最大限に活用しながら、交流型観光の推進を図るとともに、観光レクリエーションによる個性ある地域づくりを目指します。

（２）地域づくりの方針

① 土地利用

・虎杖浜の前浜地区は、水産加工業と住宅が同じ区域内に混在する職住近接地域であることから、適切なルールのもと、工業系と居住系が両立できる土地利用を推進します。
・国道 36 号、町道虎杖浜海岸通りの沿道商業業務地は、既存の温泉施設を含め、地域特性や立地条件を活かした商業機能の集積を図り、地域の活力やにぎわいを創出する土地利用を推進します。
・臨海温泉地区、柏団地など、市街化調整区域にある都市計画法第 34 条第 11 号の規定に基づく条例指定区域及び旧住宅地造成事業に関する法律により造成された既存住宅地は、適切な規制と誘導によって良好な住環境を維持します。
・その他の市街化調整区域は原則として開発を抑制し、地域固有の自然や風土への配慮に努めます。

② 都市交通

・地域内の円滑な移動と歩行者の安全を確保するため、生活道路の適切な維持・管理に努めます。
・交通事故防止における啓発活動や地域要望などを踏まえた交通安全施設等の整備を推進します。また、信号機や横断歩道の整備を関係機関に働きかけます。
・地域住民や関係者の理解を得ながら、地区内の狭隘道路の拡幅に努めます。
・白老町橋梁長寿命化計画に基づき、地区内にある橋梁の適切な維持・管理等に努めます。
・関係機関と連携・協力しながらＪＲや都市間バスの維持・確保に努めます。また、地域内においては、元気号、デマンドバスの複合的な運行によるサービス向上と需要喚起による利用促進に努め、持続可能な公共交通を推進します。

③ 都市施設

・水道施設や管路の適切な維持管理と計画的な更新に努めるとともに、今後の人口減少社会における水需要を踏まえ、水道管径のダウンサイジングを検討します。
・既存下水道施設の計画的な更新、維持・管理に努めるとともに、供用区域外については合併処理浄化槽の設置促進を図ります。

・虎杖浜団地は計画的な維持管理に努めます。
・地区内の公共施設にあたっては、公共施設等総合管理計画及び個別計画に基づき、計画的な管理・運営を推進します。

④ 都市環境

・自然環境の保全と創造に努め、その利用にあたっては節度をもって計画的に行います。
また、環境教育を推進させ、環境保全のための意欲の増進を図ります。
・森林・河川・海岸などの自然景観は、将来に引き継ぐべき貴重な自然資源として、その維持保全を図ります。
・幹線道路の沿線は、町民と行政の協働により、来訪者等のアプローチにふさわしい良好な景観の保全や環境美化等に努めます。
・既存の公園については、施設の利用状況や老朽化等を踏まえ、適切な維持・管理に努めます。また、災害時の一時避難場所など、防災的な視点に配慮します。
・アヨロ鼻灯台など観光交流拠点や眺望ポイントの整備を推進し、周遊環境の創出を図ります。
・虎杖浜越後盆踊りなど地域に根付いた行事や文化、風習を継承するとともに、観光資源として保全・活用することで交流人口の拡大につなげます。
・農山村の優れた自然景観や資源を活用したグリーンツーリズムを推進し、地域の活性化につなげます。

⑤ 都市防災

・災害時における避難場所の整備や確保、避難経路の周知など、減災に向けた取り組みを推進します。
・自主防災組織の育成や防災活動に対する支援を行います。
・波浪、高潮被害の解消を目的とした虎杖浜海岸の離岸堤等整備を関係機関に対して要望します。
・土砂災害のおそれのある箇所については、ハザードマップによる危険の周知に努めるとともに、町民の防災意識の醸成を図ります。
・津波からの迅速かつ確実な避難を実現させるため、津波一時避難施設の確保に努めます。
・空家の未然防止や有効活用のための取り組みを推進するとともに、管理不全の空家等に対する法定措置を検討します。

第５章
計画の実現に向けて

Ⅰ　協働による都市づくり

Ⅱ　実現化に向けた取組み

Ⅲ　計画の進め方

Ⅰ　協働による都市づくり

１　協働の都市づくりの推進

本プランの実現にあたっては、町だけではなく、町民や事業者がそれぞれの立場において都市づくりの担い手であるという自覚を持ちながら都市づくりに取り組んでいくことが大切です。

そのため、町民、事業者、町が都市の将来像や理念を共有し、対等な立場で連携しながら協働の都市づくりを推進します。

２　都市づくりの役割分担

（１）町民

町民は、まちに対する理解を深め、愛着を持ちながら、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくり活動に取り組んでいくことが期待されます。

また、町内会やＮＰＯなどのまちづくり団体は、行政や事業者が継続的に取り組むことが困難な分野や更なる充実が求められる分野において、各団体の専門性を活かしながら、町民によるまちづくり活動をけん引していくことが期待されます。

（２）事業者

事業者は、自らもまちづくりの受益者であり、魅力的なまちづくりの実現を担う地域社会の一員であることを認識し、日常の事業活動を通じて、町や周辺地域の活性化に継続的に貢献していくことが期待されます。

また、本町が掲げる将来都市像を理解した上で、ＣＳＲ活動の一環として町民や行政が進めるまちづくり活動に積極的に参加・協力するなど、事業者としての専門性を活かした取組みが期待されます。

（３）行政

行政は、本プランに掲げる都市の将来像の具現化を目指し、その目標に向かって各種施策を実施します。

また、町民や事業者など、多様な主体と協働・連携に基づいたまちづくりのけん引役として、各主体の自発的な取組促進に向け、まちづくりに係る積極的な情報発信や意識啓発に取り組みながら、育成や支援体制の充実に努めます。

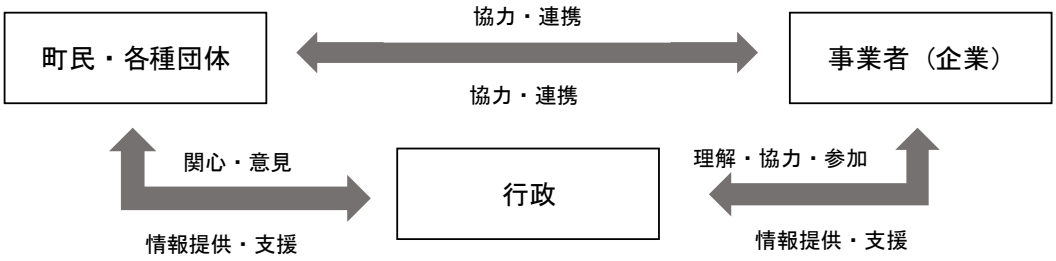

Ⅱ　実現化に向けた取組み

１　都市づくりの手法・制度の活用

（１）都市計画法に基づく制度の活用

都市計画マスタープランで示す方針に沿った都市づくりを進めるため、地域地区、市街地開発事業、開発許可、地区計画など都市計画法に基づく制度を活用し、土地利用や建築物等に対する規制・誘導、各事業等に取り組みます。

（２）個別計画との調整、連携

道路・交通・景観・防災など個別計画の策定にあたり、共通の方針として都市計画マスタープランを活用することにより、相互に連携のとれた一体的なまちづくりを推進します。

（３）立地適正化計画の策定

都市計画マスタープランの改定にあわせて立地適正化計画を策定し、両計画を一体的に推進することで、利便性の高い中心市街地や安全・安心でまとまりのある住宅地、持続性の高い公共交通ネットワークの形成等を図り、人口減少社会に対応した都市構造の転換を目指します。

（４）地域発意のまちづくりの促進

地域の特性を活かした地域発意のまちづくりを促進するため、町民の自発的な地区計画の提案など町民主体のまちづくりについて、仕組みや取組方法の周知に努め、制度の活用を図ります。

２　都市づくりの実現に向けた連携

（１）関係部局との連携

都市計画は、生活環境、景観、防災など、広範な分野にわたっていることから、関係部局との横断的な協議や調整を行い、都市計画マスタープランが示す方針との整合を図りながら施策の推進を図ります。

また、総合的な視点から検討を要する行政課題については、組織横断的なプロジェクトチームを編成し、戦略的かつ弾力的に課題解決に取り組みます。

（２）関係機関との連携

各種都市計画事業や土地利用計画制度の円滑な推進にあたっては、広域的な連携が必要であることから、国はもとより、北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合のほか、近隣市町との連携を図ります。

（３）各種団体等との連携

地域に根差した都市づくりや計画の実現を推進するため、町内会やＮＰＯなど地域のまちづくり団体等と連携し、施策の推進に努めます。

Ⅲ　計画の進め方

１　計画の進行管理

本マスタープランに位置付けた取り組みを計画的に推進していくため、ＰＤＣＡサイクルによる計画の進行管理を行います。

また、本計画は長期的な計画となっていますが、この間に社会情勢や町民ニーズが大きく変化することも考えられることから、概ね１０年を目途に本マスタープランの見直しを行います。

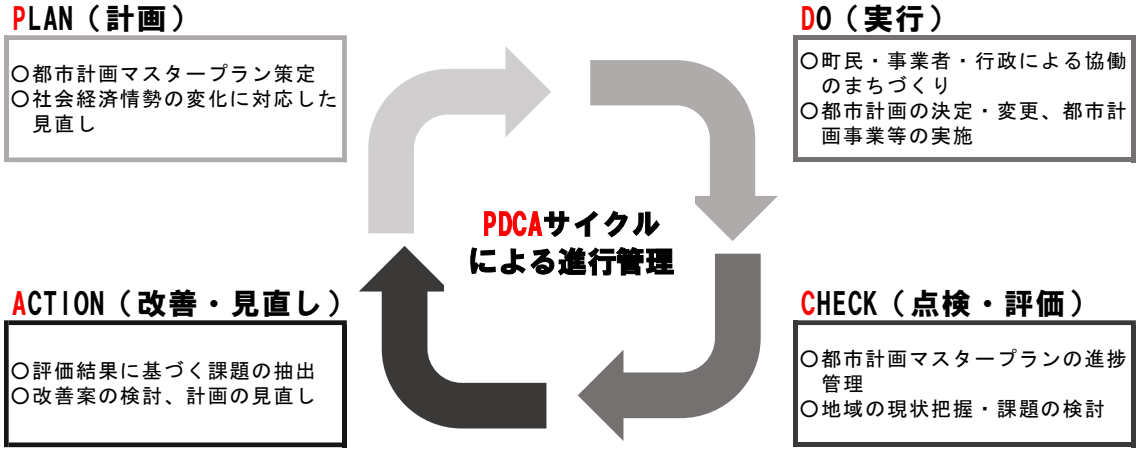

２　財源の確保と事業の推進

都市計画マスタープランの方針に沿った個別の事業を推進するために、国や道の補助制度等の情報収集を行いつつ財源確保に努め、効率的かつ実現性の高い事業手法の選択や制度活用を図ります。

また、行政だけでなく、民間事業者の活力を導入することも踏まえ、効率的な事業の推進に努めます。

広域的役割の大きな事業等については、関係機関と連携を図りながら、事業の推進について積極的な要望活動を行います。

巻末資料

Ⅰ　策定経過

Ⅱ　用語解説

Ⅰ　策定経過

1　主な策定経緯

■ 令和３年度

4 月 12 日	白老町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱の策定
5 月 6 日	次期都市計画マスタープラン策定方針の決定
5 月 10 日～	現行都市計画マスタープラン検証作業実施（～7 月 27 日）
5 月 13 日	第 1 回白老町都市計画マスタープラン検討部会開催
5 月 21 日～	中学生アンケート調査実施（～6 月 4 日）
5 月 26 日～	町民アンケート調査実施（～6 月 22 日）
5 月 26 日～	事業者アンケート調査実施（～6 月 22 日）
6 月 21 日～	高校生アンケート調査実施（～7 月 9 日）
6 月 28 日	第 1 回白老町都市計画マスタープラン策定委員会開催
8 月 18 日	第 2 回白老町都市計画マスタープラン検討部会開催
8 月 24 日	第 2 回白老町都市計画マスタープラン策定委員会開催
8 月 24 日	まちづくり未来フォーラム＆意見交換会開催
10 月 15 日	第 3 回白老町都市計画マスタープラン検討部会開催
10 月 29 日	議会全員協議会（中間報告）
11 月 8 日	第 3 回白老町都市計画マスタープラン策定委員会開催
11 月 11 日	第 4 回白老町都市計画マスタープラン検討部会開催
11 月 22 日～	地区町内会連合会長ヒアリグン（～12 月 10 日）
12 月 3 日	北海道との協議（経過報告）
12 月 27 日	第 5 回白老町都市計画マスタープラン検討部会開催
1 月 25 日	第 4 回白老町都市計画マスタープラン策定委員会開催
2 月 8 日	北海道との協議（経過報告）
3 月 1 日～	パブリックコメント（～3 月 31 日）

２　審議会諮問・答申

（１）諮問

都計審への諮問

（２）答申

都計審からの答申

３　策定体制

策　定　中

策　定　中

Ⅱ　用語解説

【あ行】

オープンスペース　(P52,63)
公園・広場・河川・農地など建物によって覆われていない土地。あるいは敷地内の空地を総称していう。

温室効果ガス　(P11,46,61)
地球温暖化を進める気体の総称。主な温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、フロンガスなどがある。

【か行】

街区　(P19,56)
市街地で、道路・鉄道などの恒久的な施設または河川・水路などによって取り囲まれた、最小単位の一区画。一般的には道路に囲まれていることが多く、この道路を区画道路という。

開発許可　(P95)
主として建築物の建築又は、特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更に対する許可制度のこと。

開発行為　(P51)
都市計画法第４条第 12 項に定める、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。区画形質の変更とは下記による。
区画の変更：開発区域内における道路、里道、水路等の公共施設の新設・改廃を伴う敷地区画の変更をいう。
形の変更　：所定の高さの変更を伴う盛土又は切土の面積が、所定の規模以上となる造成行為による土地の形状の変更をいう。
質の変更　：農地等宅地以外の土地から宅地への変更をいう。

合併処理浄化槽　(P58,69,74,78,82,86,90)
下水道が整備されていない地域で、し尿と台所などの生活雑排水を合わせ、微生物処理、塩素殺菌等により処理する装置のこと。

河畔林　(P61)
河川の周辺の繁茂する森林。

カーボンニュートラル　(P11,61)
温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

旧住宅地造成事業　(P15,69,78,82,86,90)
人口集中に伴う住宅用地需要の著しい都市及びその周辺地域において、災害の防止と環境の整備のための適正な規制を行うことにより良好な住宅地を提供することを目的とした法律による事業。昭和 44 年の都市計画法の施行に伴い廃止されている。

狭隘化　(P57,78)
面積が狭くなっていくこと。

緊急輸送道路　(P63,82)
大規模な地震などの災害が発生した場合に救命活動や物資輸送を行うための重要な路線。

区域区分　(P4,6,7,50)
無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調節区域」に区分すること。「線引き制度」とも呼ばれる。

具体の都市計画　(P6)
土地利用（市街化区域と市街化調整区域の区分、用途地域等）などの都市計画決定するもの及び都市計画事業。都市計画事業とは都市施設（道路・公園・下水道等）の整備に関する事業や市街地開発事業（土地区画整理事業・市街地再開発事業等）などを指す。

グリーンツーリズム　(P70,74,79,91)
農山漁村地域などにおいて、農林漁業体験や地域の自然や文化にふれ、人びととの交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

工業団地造成事業　(P3)
一般的には工場が立地するのにふさわしい土地を造成する事業をいう。

国土強靱化　(P11,62)
大規模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築していくこと。

コミュニティバス　(P21,56)
一般に、公共交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村が交通事業者に委託して運送を行なう乗合バス（乗合タクシーを含む）や、市町村自らが交通事業者として行なう有償運送を行うこと。

コンパクト・プラス・ネットワーク　(P6,39,40,48,55)
医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
スなどがある。

【さ行】

再生可能エネルギー　(P11,60,61)
太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱、バイオマスによるエネルギーといった自然界に存在するエネルギー。枯渇する心配がなく、温室効果ガスをほとんど排出しないことから環境にやさしいため、新しいエネルギーとして注目されている。

市街化区域　(P4,5,6,15,23,28,31,32,35,50)
都市計画区域内で、すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域　(P4,5,6,15,69,73,78,82,86,90)
市街化を抑制すべき区域。

市街地開発事業　(P3,6,7,95)
市街地の一定エリア内で、公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行う事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。

市街地再開発事業　(P3,6)
市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。

指定管理者制度　（P59）
地方自治法第 244 条の 2 に基づき、株式会社等の民間事業者を含む法人やその他の団体の中から地方公共団体が指定管理者を指定し、公の施設の管理を代行させる制度のこと。

資本ストック　（P11）
道路、下水道、公園、空港、ダムなど国民経済全体の基礎としてその円滑な運営を実現するため，毎年の公共投資によって形成されてきたストック。

修景　（P70）
自然景観を破壊しないように配慮したり、周辺環境と調和するように景観を整えること。

消防水利　（P63）
消防法に規定する消防に必要な水利施設及び消防水利として指定されたもの。（例：消火栓、防火水槽など）

処理人口　（P20）
下水道を利用できる地域の人口。

人口集中地区　（P17）
国勢調査結果の統計上の地区で、人口密度が 4,000 人/km^2 以上の調査区が集合し、合計人口が 5,000 人以上となる地区。

人工リーフ　（P63,75,79,83）
波の勢いを弱めるため、海岸付近に幅広い浅瀬をつくるもの。波は水深が浅くなると砕けてその勢いを失うことから、人工リーフによってつくられた浅瀬により沖で波が砕けるため、波の小さい海域をつくることができる。

親水空間　（P89）
治水機能だけではなく、水辺で遊んだり、河川沿いを散策したりする、水に親しむ機能を持った空間。

森林施業　（P61）
伐採・造林・保育のように、人間が目的を持って継続的に森林に働きかけること。

水源涵養　（P52）
森林の土壌ダムのように降水を貯水し、天然のろ過機能の働きにより、水をきれいに浄化する働き。別名、「みどりのダム」とも呼ばれている。

水洗化人口　（P20）
公共下水道及び浄化槽、コミュニティ・プラント等によって、し尿が処理可能で水洗トイレにしている人口のこと。

水位周知河川　（P30）
洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川で、避難判断水位（特別警戒水位）を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川のこと。

【た行】

大規模盛土造成地　（P62,64,83,87）
谷や沢を大規模に埋めて造成した土地や、急傾斜の地盤上に高く盛土して造成した土地のこと。

脱炭素社会　(P11)
地球温暖化の原因となるＣＯ２などの温室効果ガスの排出を防ぐために、石油や石炭などの化石燃料から脱却し太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を進めるなど、低炭素化した社会。その実現には、省エネなどの環境対策や先進的な環境技術の導入が欠かせない。

ダウンサイジング　(P58,69,73,78,82,86,90)
費用の削減や効率化を目的として、モノのサイズを小さくし、用いること。

地域森林計画対象民有林　(P28)
森林法第５条に規定される森林。都道府県は、全国森林計画に即して、森林計画区域別にその森林計画区に係る民有林について、５年ごとに10年を一期とする地域森林計画を策定しなければならない。

地域地区　(P6,7,95)
都市計画法に基づく都市計画の種類のひとつで、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、地域又は地区を単位として一体的かつ合理的な土地利用を実現しようとするもの。

地区計画　(P3,6,95)
建築物の用途や高さなど、住民の合意に基づいて、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画。

津波避難ビル　(P64)
時間的猶予や地形的条件等の理由により、津波からの避難が特に困難と想定される地域における、緊急的・一時的な避難をする為の鉄筋コンクリート３階建以上の施設。

低炭素社会　(P11,61)
地球温暖化の原因とされる二酸化炭素などの排出を、現状の産業構造やライフスタイルを変えることで低く抑えた社会。公共交通の充実、再生可能エネルギーの普及促進、エネルギー消費の削減、資源の有効利用などによって実現をめざす。

低未利用地　(P32,35,50)
利用周辺地域の利用状況に比べて利用水準が低い土地、又は利用されていない土地。

デマンドバス　(P12,21,22,69,78,82,86,90)
バスの効率良い運行を狙って、利用予約に従って運行するシステムで、利用者は希望乗車時間および乗降停留所を決め、電話やファクシミリ、情報端末から利用を申し込む。

都市基盤施設　(P53)
都市において市民が快適で文化的な生活を送るために必要不可欠な都市の基幹施設。一般には鉄道、道路、下水道、公園などを指すが、大規模な公共建築物を含める場合もある。インフラストラクチャーともいう。

都市計画区域　(P4,5,7,22,50)
都市計画法その他関係法令の適用を受ける土地の区域で、中心の市街地を含み、かつ自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針　(P6,95)
都道府県が定める都市計画区域のマスタープラン。都市計画区域の目標、市街化区域と市街化調整区域の区分（区域区分）の方針、土地利用、道路や公園等の都市施設の整備方針などを定める。

都市計画公園　（P19）
都市計画法に基づき、都市施設として都市計画決定された公園。

都市計画道路　（P17,35,55,73）
都市計画法に基づいて都市計画決定した道路をいう。その区域は、将来の事業が円滑にできるよう制限が働き、建築規制が課せられる。

都市施設　（P3,6,7,36,57,68,69,72,73,77,78,81,82,85,86,89,90）
都市のさまざまな活動を支える最も基本となる施設で、道路、公園や緑地、下水道や廃棄物の処理施設など、主に都市計画区域内で、都市計画として定めることができる施設。

土砂災害警戒区域　（P30）
土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがある土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域のこと。

土砂災害特別警戒区域　（P30）
土砂災害警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域のこと。

土地区画整理事業　（P3,6,51,71）
都市計画区域内の土地について、道路、公園、河川等の公共施設の整備・改善及び宅地の利用の増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の新設又は変更に関する事業。

土地利用（P2,3,4,11,15,35,36,37,40,46,50,51,52,53,57,62,68,69,72,73,77,78,81,82,85,86,89,90,95）
ここでは、都市計画区域内の土地について適正かつ合理的な利用を推進するため、用途地域などを都市の将来の動向を勘案して定め、健全な市街地への誘導、形成を図ることを目的とする、都市計画の根幹をなすもの。

投資的経費　（P33,34）
地方公共団体の支出のうち、道路や河川、学校施設の整備など、町民の財産づくりとなる支出に区分される経費のこと。

【な行】

二地域居住　（P77,81）
都市部と地方部に２つの拠点を持ち、定期的に地方部でのんびり過ごしたり、仕事をしたりする新しいライフスタイルのひとつ。

農業振興地域　（P29）
農業振興地域の整備に関する法律に基づき「農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用」の見地から相当長期（おおむね 10 年以上）にわたり農業の振興を図る地域として知事が指定した地域。

【は行】

バリアフリー化　(P56,57,68,74)
高齢者や障がい者等が安心・安全で快適な社会生活を送るために、道路や建物の段差・仕切りをなくすことをはじめ、社会制度や人々の意識、情報の提供等様々な場面で生じるバリア（障壁）を取り除くこと。

パリ協定　(P11)
2015年12月にパリにおいて開催されたＣＯＰ21(第21回気候変動枠組条約締約国会議)で採択された気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定。2020 年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組が定められた。

フットパス　(P77)
自然や街並みなど昔からあるありのままの風景を、楽しみながら歩くことができる道のこと。

防火地域　(P3,6)
都市計画法に基づく地域地区のひとつ。建築密度の高い市街地において火災延焼の危険を低減するため、建築物の構造を制限し不燃化を図る地区のこと。

【ま行】

密度の経済　(P46)
ある一定エリアに集中して事業を展開することで生じる経済効果のこと。

無電柱化　(P63)
道路上にある電柱や電線類を、道路の歩行空間を利用した地中化や民地への設置等により、通行空間の確保、都市景観の向上、都市防災の強化を図ること。

【や行】

ユニバーサルデザイン　(P56,57,59)
多くの人の多様なニーズを反映して作られた製品、建物、環境のデザイン。

用途地域　(P3,4,6,16,51,52,53,66,73)
都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途・容積率・建蔽率及び高さについて制限を行う制度。主に、住居・商業・工業系に分かれ、13 種類の用途地域が設定されている。

【ら行】

ライフライン　(P57,63,72,77,81)
生命線の意味。水道、電気、ガス、電話など市民の生命や暮らしを支える基盤的なシステムのこと。

離岸堤　(P63,87,91)
汀線から離れた沖側に汀線にほぼ平行に設置され、上部が海面上に現れている施設。波の勢いを弱め、越波を減少させたり、離岸堤の背後に砂を貯えて、砂浜の浸食を防いだりすることを目的として設置される。

立地適正化計画　(P6,50,95)
急激な人口減少や高齢化等の今後のまちづくりの課題に対応するため、住宅、医療・福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能の立地の適正化に向けた方針を示す計画。

臨港地区　(P52,78)
都市計画法に基づき、港湾の円滑な管理運営のため、港湾に隣接する土地の利用を定める区域。これにより、港湾機能の増進、水際線の有効利用等を図る。

ロケーションシステム　(P56)
無線通信やＧＰＳなどを利用してバスの位置情報を収集することにより、バスの定時運行の調整などに役立てるシステムのこと。

【英数字】

３４条第１１号の規定に基づく条例指定区域　(P69,73,78,86,90)
都市計画法に基づき、市街化調整区域の既存集落において、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められるとして条例で定める区域。この区域内では条件を満たすものに限って開発許可が可能となる。

ＣＳＲ活動　(P94)
企業が社会に対して責任を果たし、社会とともに発展していくための活動。

ＭａａＳ　(P56)
地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。Mobility as a Service の略称。

ＰＰＰ／ＰＦＩ　(P59)
ＰＰＰ：公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。ＰＰＰの中には、ＰＦＩ、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（ＤＢＯ）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。
ＰＦＩ：公共事業や公共施設の建設、維持管理、運営等を民間企業に委ね、その資金や経営ノウハウ、技術ノウハウを活用するという手法のこと。

ＳＤＧｓ　(P11)
英語の Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015 年９月の国連サミットで採択された 2030 年までの国際目標であり、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成されている。